

令和 5 年 第 2 回 定例会

河津町議会 会議録

令和 5 年 6 月 6 日 開会

令和 5 年 6 月 7 日 閉会

河津町議会

令和五年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和五年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和5年河津町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月6日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	13
大川良樹君	13
北島正男君	32
上村和正君	47
正木誠司君	63
○資料の訂正	76
○散会の宣告	76
○署名議員	77

第2号（6月7日）

○議事日程	79
○出席議員	80
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	80
○事務局職員出席者	80

○開議の宣告	81
○議事日程の報告	81
○一般質問	81
渡 邊 弘 君	82
渡 邊 昌 昭 君	99
○報告第1号の上程、説明、質疑	111
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
○選挙第1号	172
○議員派遣の件	174
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	174
○閉会の宣告	175
○署名議員	177
○議案等審議結果一覧	179

第 1 日

6 月 6 日（火曜日）

令和5年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和5年6月6日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局 会長	島崎和広君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和5年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

4番、桑原猛議員、5番、渡邊昌昭議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、5月31日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6月8日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

7日は、一般質問2名と報告事項、人事案件、専決案件、条例案件、単行決議、規約関係、補正関係、選挙をお願いしたいと思います。

なお、8日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日より8日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第2回定例会諸般の報告。

第2回定例会が開催されるに当たり、令和5年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

5月23日、町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長とともに出席しました。

5月26日、賀茂郡町議会議長会総会が東伊豆町で開催され、出席しました。

①令和4年度賀茂郡町議会議長会事業報告について。

②令和4年度賀茂郡町議会議長会決算認定について。

を協議しました。

同日、賀茂郡町議会議長会議が東伊豆町で開催され、出席しました。

①令和5年度主要事業について。

②賀茂郡議長会県外視察について。

③賀茂郡議会議員研修会について。

等を協議しました。

6月1日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、副議長とともに出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

4月20日、議員月例会を開催し、総務課から旧南中学校跡地活用の進捗について説明を受けました。

5月12日、議員月例会を開催し、県職員を講師に迎え、伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限延長について研修を行いました。

5月15日、16日、白馬村表敬訪問及び議員視察研修を行いました。

5月30日、議員全員協議会を開催し、第2回定例会の議案について町から説明を受けました。

河津町議会改革特別委員会。

4月7日、5月11日、河津町議会改革特別委員会を開催し、調査事項について協議しました。

例月出納検査結果報告。

3月28日、令和5年2月分の出納検査報告書を受領しました。

4月28日、令和5年3月分の出納検査報告書を受領しました。

5月26日、令和5年4月分（令和4年度・5年度）の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

5月31日、議会運営委員会を開催し、令和5年第2回町議会定例会の日程等を協議しました。

常任委員会関係議員活動。

3月16日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する調査事項について協議しました。

同日、第2常任委員会を開催し、研究テーマについて協議しました。

3月24日、4月4日、4月11日、広報常任委員会を開催し、広報紙面作成、発行作業を行

いました。

3月28日、令和4年度第3回学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が出席しました。

3月31日、河津町立文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

4月11日、第1常任委員会と民生児童委員との意見交換会を開催し、公共交通に関する意見交換を行いました。

4月20日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する調査事項について協議をしました。

4月24日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が出席しました。

5月10日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、運営協議会委員が出席しました。

5月11日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する調査事項について協議しました。

5月19日、河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。同日、社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

5月23日、河津町自衛隊協力会総会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が出席しました。

5月25日、第1回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が出席しました。

同日、広報常任委員会と子育て世代との意見交換会を開催しました。

同日、第2常任委員会と河津町商工会会員との意見交換会を開催しました。

5月31日、広報常任委員会を開催し、広報紙作成打合せを行いました。

3、一部事務組合について。

3月22日、下田メディカルセンター議会臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

3月12日、第26回伊豆文学フェスティバルが伊豆市で開催され、出席しました。

3月19日、伊豆縦貫自動車道国道414号河津・下田道路（Ⅱ期）（河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジ）開通式が開催され、出席しました。

3月24日、交通安全対策委員会が開催され、出席しました。

3月27日、国道414号静浦バイパス第一期工区開通式が開催され、出席しました。

5月11日、「春の交通安全運動」街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

5月18日、河津町商工会通常総会が開催され、出席しました。

5月20日、第84回黒船祭記念式典が下田市で開催され、出席しました。

町の行事について。

3月20日、河津町立東小学校閉校式。

同日、河津町立西小学校閉校式。

同日、河津町立南小学校閉校式。

4月2日、河津町消防団入団式。

4月3日、河津町辞令交付式。

4月11日、河津町立河津小学校開校式。

上記行事が開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

職員の人事異動について申し上げます。

4月1日付で、46名の人事異動を発令しました。

令和4年度の退職者は3名で、その補充のため、一般事務職員4名と技術職員1名を新規採用いたしました。昨年度に引き続き、人事交流事業により職員1名を静岡県庁に派遣し、静岡県から職員1名を受け入れております。また、東河環境センターし尿処理施設の大規模改修に伴い、静岡県から技術職員を派遣していただいております。一般社団法人美しい伊豆創造センターには職員1名を引き続き派遣し、今年度から新たに静岡地方税滞納整理機構に職員1名を派遣しました。

機構改革では、より細やかな住民サービスを提供するため、福祉介護課の係を福祉係、介護係に変更し、分掌事務の見直しを行いました。

本定例会に人事異動に伴う職員給与費の科目変更等の補正予算を計上しましたので、ご審

議をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金関係事業について申し上げます。

1点目は、交付金の内示を受け、国の推奨事業である令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業を実施します。令和5年度住民税非課税世帯に対し、給付金3万円を給付いたします。7月中旬から対象と見込まれる方に確認書等を発送し、業務を進めてまいります。

2点目は、子育て世帯支援事業として、保育園児・幼稚園児・小中学校の保護者に対し、今年度1年間の給食費を全額支援いたします。

3点目は、町内宿泊施設利用者へ特産品を送付する事業に対し補助を計画します。特産品の消費拡大と誘客を推進し、コロナ禍で低迷した地域産業の再生に努めてまいります。

本定例会に関連経費に関する専決補正予算の承認並びに補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

地域おこし協力隊、地域活性化起業人事業について申し上げます。

地域おこし協力隊は、観光振興関連業務を行う2名、スポーツ振興業務を行う1名、5月から新たにふるさと納税拡充推進業務を行う武田洋平隊員が加わり、4名体制となりました。日々、当町の発展に尽力をいただいているところです。

また、新たに国の地方活性化起業人制度を活用し、民間企業から派遣社員の受入れを行いました。この制度は、地方公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうものです。費用については要件や限度がありますが、国からの特別交付税で措置されます。合同会社DMM, com社員1名が月の半分程度役場に在席し、シティプロモーションや地域情報発信の強化、地域活性化イベント等の企画・運営に協力しています。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。

昨年度のふるさと納税は、1,919件で寄附総額1億2,932万8,000円となり、前年度より1,048件、2,918万5,000円の減となりました。令和3年度まで右肩上がり推移していましたが、減額となりました。納税単価は増えていますが、件数が減っており、返礼品の頭打ち等が減額の要因と考えられます。町内で使えるポータルサイトの電子通貨の導入等を行い、増額に努めていますが、地域おこし協力隊員を増員しましたので、町内事業者との連絡調整を密にし、魅力的な返礼品の新規開拓とプロモーション活動を行い、寄附額増進に努力して

まいります。

民間企業との連携協定締結について申し上げます。

3月28日に、佐川急便株式会社と町民サービスの向上及び災害発生時の支援協力を図ることを目的として、地域活性化包括連携協定並びに災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結しました。今後、地域防災、地域福祉、観光振興等に連携協力してまいります。

また、5月5日には、体感型動物園 i Z o o（イズー）、体感型カエル館 K a w a Z o o（カワズー）を運営する有限会社レップジャパンと包括連携協定を締結しました。協定締結後には、初の連携事業として、子育て支援センターのかわづっこひろばにてレップジャパンが運営するアニマルキーパーズカレッジ職員、学生によるふれあい動物園を開催し、275名の親子が来所しました。今後も、知的・人材・物的資源の活用や学術振興、人材育成等の交流を図り、地域振興・観光振興に連携協力してまいります。

津波避難訓練について申し上げます。

県では、東日本大震災が発生した3月11日を含む10日間を津波対策推進旬間と定め、様々な取組を行っております。

当町においても、3月11日に津波浸水想定地区を中心に津波避難訓練を実施しました。訓練内容は、各自主防災会が主体となり情報伝達訓練や避難場所、避難経路の確認等を行い、579名が参加をいたしました。今後も、町民の皆様の協力を得ながら防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

消防団関係について申し上げます。

消防団入団式が4月2日に河津中学校グラウンドで行われ、8名の新再入団が稲葉克己団長から辞令を受けました。

5月21日には陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊の協力を得て、今後の出水期を想定した水防訓練を役場駐車場にて45名の参加で実施をいたしました。町民の皆様には、引き続き消防団活動についてご理解とご協力をお願いいたします。

土砂災害・全国防災訓練について申し上げます。

6月は土砂災害防止月間となっており、期間中の第1日曜日に各市町においてモデル地区を選定し、防災訓練を実施しております。

当町では、6月4日に梨本公民館において、下田土木事務所協力の下、土砂災害防止に関する出前講座を開催し、梨本区民12名に参加をいただきました。当日の会場手配等、区長を

はじめ関係者の皆様のご協力にお礼申し上げます。

町税の収納状況について申し上げます。

4月末現在の町税収納につきましては、令和4年度現年度分収入額9億8,307万4,000円、滞納繰越分収入額1,013万5,000円、全体では9億9,320万9,000円、徴収率は95.08%で前年度より0.45ポイント増加をしております。

国民健康保険税につきましては、令和4年度現年度分収入額1億7,899万5,000円、滞納繰越分収入額883万円、全体では1億8,782万6,000円、徴収率は91.02%で前年度より0.31ポイント増加をしております。

賀茂地域全体における収納対策として、1市5町による賀茂地方税債権整理回収協議会での共同徴収に引き続き取り組み、滞納額縮減を進めました。

さらに、徴収困難な事案については静岡地方税滞納整理機構に移管しており、令和4年度には10件、458万4,000円を移管し、4月末現在で徴収金額361万4,000円、徴収率は78.84%で7件が完納となっております。

可燃ごみ搬入量について申し上げます。

令和4年度のエコクリーンセンター東河へのごみ搬入量は、可燃ごみは2,894トンで、令和3年度と比較し、94.22%の搬入量でした。ごみ全体でも3,257トンで、前年度比93.21%となりました。昨年4月から開始した家庭系可燃ごみ処理有料化により、町民の皆様がごみの減量化、分別化に取り組んでいただいた結果と受け止めております。また、5月28日に実施をした「環境美化の日」町内一斉清掃では、区長をはじめ、各戸1名の参加にご協力いただいた皆様に御礼申し上げます。引き続き、ごみの減量化、分別化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

昨年度末時点でオミクロン株対応ワクチンの接種状況につきましては、全世代（12歳以上）で4,318人、12歳以上の人口の62.65%が接種を受けました。このうち65歳以上は2,376人、高齢者人口の80.73%の方が接種を受けました。

今年度も特例臨時接種（無料）として継続するとの政府の決定を受けて、現在、令和5年春開始接種として集団接種を実施中です。春開始接種の対象となる初回接種を終了した65歳以上の方2,633人には、個別の案内を送付いたしました。そのほか、12歳から64歳の基礎疾患を有する方、医療従事者・高齢者施設等の従事者については、申出により接種券を発行しております。また、9月以降は、12歳以上、初回接種終了者5,368人を対象に秋開始接種を

実施予定です。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業について申し上げます。

この事業は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊娠・子育て世帯に対し、出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施するものです。遡及分を含め、出産応援給付金27件、子育て応援給付金19件の申請を受け、各5万円を支給いたしました。

ユーラスエナジーカップ2023天城アタック35について申し上げます。

5月28日に当町で初開催となるトレイルランニング大会「ユーラスエナジーカップ2023天城アタック35」を開催し、県内外から213名の選手に参加をいただきました。コースは、河津七滝から旧天城トンネルを経て今井浜海岸まで駆け抜ける35キロのコースで、大会前日準備と当時のおもてなしや走路観察など、大会ボランティア約80名の方にご協力をいただきました。また、町民の皆様からは選手に温かい声援を送っていただき、この場を借りて御礼申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

河津・下田道路Ⅱ期区間のうち、河津七滝、河津逆川インターチェンジ間が3月19日に開通をいたしました。当日は、河津中学校体育館で県知事をはじめ、国会議員、県議会議員、地元関係者約150名が出席をして式典が行われ、続いて、河津七滝インターチェンジでテープカット、通り初めが行われました。

工事中は、地権者をはじめ近隣の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたが、ご理解とご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、3月12日には開通前の道路を利用し、開通記念ファンランとウォーキングイベントを開催いたしました。町内外から450名が参加し、道路事業の概要や効果を幅広く広報するとともに、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通に向けた地域住民の機運醸成を図りました。

また、中部地方整備局、国土交通省、財務省へ開通・新規事業化のお礼と全線開通に向けた要望活動を行いましたので、併せてご報告をいたします。

河津小学校開校について申し上げます。

4月11日に町内の3小学校が統合し、河津小学校が開校しました。河津小学校の児童数は252名、学級数は13学級となり、賀茂地区で最も大きな小学校となりました。大きな問題もなく、活気にあふれた学校運営ができていると思います。今後は、幼小中が一つの目標に向

かつて取り組む環境を整え、切れ目のない幼小中の連携教育の推進に取り組んでまいります。

主な入札結果について申し上げます。

3月22日に実施をした河津町可燃ごみ収集運搬業務委託は、株式会社河津衛生社が落札し、3,171万3,000円で契約しました。この事業は、可燃ごみを各ステーションから収集し、東河環境センターまで運搬するものです。

4月27日に実施をした浜・笹原街路樹管理業務委託は、有限会社いいだ造園が落札し、473万円で契約をしました。この事業は、浜・笹原地区の町が管理する街路樹・緑地帯の管理を行うものです。

5月24日に実施をした町道谷津・浜線（館橋）橋梁補修工事は、東海建設株式会社が落札し、7,048万8,000円で仮契約を締結しました。この事業は、橋梁点検で判定Ⅲが出たものについて計画的に補修工事を実施するものです。

5月31日に実施をした地籍調査事業委託（谷津Ⅰ・谷津Ⅱ）は、有限会社渡辺測量事務所が落札し、1,122万円で契約をしました。この事業は、津波浸水想定区域の地籍の明確化を図るものでございます。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

一日も早い経済活動の回復に向けて、新型コロナウイルスの状況も注視しつつ、各種事業に取り組んでいきたいと考えております。今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） これで町長の行政報告を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

質問は、1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、大川良樹議員、2番、北島正男議員、7番、上村和正議員、1番、正木誠司議員、8番、渡邊弘議員、5番、渡邊昌昭議員。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

[3番 大川良樹君登壇]

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和5年河津町議会第2回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答方式で質問いたします。

本日、私の質問は、次のとおりでございます。

1件目、第33回河津桜まつりの交通対策の課題について。

2件目、第34回河津桜まつりの交通対策について。

3件目、町の連携協定の取組について。

4件目、シティプロモーションについて。

以上、4件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

今回、1件目、2件目は、河津桜まつりの交通対策についての質問をさせていただきますが、私も、もちろん河津桜まつりの交通対策は、河津桜まつり実行委員会の中で検討される、その中でも専門部会の交通対策部会で話し合われるものと存じておりますが、今年行われた第33回河津桜まつりでの課題、来年の第34回、また、今後、この先、河津桜まつりを持続可

能な河津桜まつりにしていくためには、来場していただくお客様をどのように受け入れていくのか、一番の課題であり、受入れ側として来場いただくお客様に思い出の残るお祭りにしていただくためには大切なおもてなしと思うので、今日は、その受入れの交通対策について、今後の町の考え方、方向性についてお伺いしたいと思います。

それでは、まず1件目、第33回河津桜まつりの交通対策についてお伺いします。

今年開催されました第33回河津桜まつりは、実行委員会発表の来場客数では51万2,095人と、この3年、新型コロナウイルスの感染拡大により思うように開催できなかった行動制限がないコロナ禍初の開催となりました。

来場客数の推移を見ますと、コロナの影響がなかった第29回は約91万人、中国武漢発症と言われる新型コロナウイルス感染拡大のお祭りの途中から影響を受けた第30回記念大会は約52万人、翌年の第31回は、開催中止という中でも約12万人が来町、第32回は、新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株の感染拡大のため行動制限を設けた中での開催、その中で約30万人の方が訪れていただきました。

そういった中で、今年の第33回河津桜まつりに対しては、新型コロナウイルス発症後、行動制限を伴わない全国的に開催される大きなイベントの一つとして、オープニングから多くのテレビ局が取り上げ、この河津桜まつりを、河津町を全国規模で放送され、中でも会場に向かうまでの渋滞の状況や会場内での駐車場のやり取り等、放映している内容のものもあり、いい意味でも、悪い意味でも取り上げられるんだなと今回改めて強く感じたところでした。

これらを踏まえお伺いします。

①第33回河津桜まつりの駐車場確保と収容台数は。

②第33回河津桜まつり期間中の特に集中日に対する交通対策の対応は、町として想定内であったのか。

以上、2件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問の河津桜まつりについての主に交通対策について2点ほどご質問がありましたので、お答えしたいと思っております。

まず、第33回の河津桜まつりの駐車場確保と収容台数とはということでございます。今回、第33回につきましては、大分開花が遅れまして、監視体制を強化した中で開催をして無事終了できまして、一部渋滞なども発生をして町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、議員がおっしゃるように、前年比で1.7倍の約51万人の来訪客でありました。本当に町民の

皆様のご協力に感謝申し上げます。

今回の第33回の河津桜まつりの会場で、私も週末には笹原公園を中心として様子を見てまいりましたけれども、そういう中で河津桜の美しさですとか、景観とマッチした風景に来てくださるお客さんから称賛の声が大分聞かれました。また、国外からも多くの方が訪れまして、これまで3年間のコロナ状況を考えたときに、多くの皆さんが河津桜の花によって心に潤いを与えたのではないのかなと、そういう意味でも大変私も誇りに思ったところがございます。

また、前年よりもバスが大きく増加をしまして、また、乗車人員もこれまで30人近くだったものが平均すると40人近く乗っていたという話も聞きまして、実行委員会のバスの乗車の把握の15%が外国人のツアーであったと聞いておりますので、会場内では、私の個人的な感想でございますが、外国人が2割から3割ぐらいいるのではないのかなと、そういうふうにした次第でございます。

また、電車の利用も前年の約2倍の降車人員がございまして、特急なども連日満席状況であったと聞いております。また、バイクの駐車も約3倍に増加をしまして、コロナの影響なども反映して二輪車需要が伸びておりますし、全体としても、私としては報告数字よりも多く感じ、3年ぶりのコロナが落ち着いた中での開催で、多くの方が旅などへの要求が反映したものだと思っております。また、会場内の雰囲気としては、若い人や家族連れも従来に増して、個人的には、私は多いように感じました。

お尋ねの交通対策の件でございますが、ピーク時を除いて比較的収容できたのではないかと私は思っております。実行委員会でも、これまでの経過を踏まえて、ピーク時には民間の小規模駐車場の活用ですとかシャトルバスの運行などの工夫や努力もしておりますが、どうしてもピーク時の対応については限界がございまして、十分な対応もできない状況もありました。

お尋ねの駐車場の確保及び台数については、担当課長より答弁させます。

また、想定内であったかというご質問でございますので、その辺も含めて担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、まず、桜まつりにおきます駐車場の状況についてということで答えさせていただきます。

まず、申請されました駐車場の数は29件、実行委員会としまして設置しています箇所は18か所、台数といたしましては、実行委員会ではおおむね650台、普通車が650台、大型が22台、バイクが100台でございます。全体としましては、推計で普通車で1,000台、バイクで110台、大型は22台と推測されます。このほかに、臨時的に中学校のグラウンド、バガテル公園を有しております。

ピーク時の交通対応策は想定内だったかということでございますが、ピーク時についてもおおむね予想どおりでした。しかしながら、先ほど町長の答弁にもありましたように、渋滞時にはシャトルバスが思うように効果的でなかった場面があったり、想定外のこともございました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 課長のほうから今、おおむね想定どおりだったということで、町長のほうからも、いろいろな今回の状況下をお話いただきました。やっぱり交通対策に関してのことなんですけれども、やっぱり私が思うに、毎年のことなんですけれども、ピーク時と集中日というんですかね、三、四日あると思うんですけれども、その対策がやっぱり一番の課題なのかなといつも思うんですけれども、そこら辺が今後、どういうふうに改善できていくのかというのがやっぱりこれからの交通対策の一番課題なのかなとは思っておりますが、来年は、これに対して南中学校の跡地が使えない。

あそこは大体100台が収容できて、今回、実行委員会のほうで旧南中学校の跡地の駐車場の利用台数を出していたので、それを頂きました。それを見ますと、約100台の収容で4回転を超える日が3日ありました。2月23日の祝日が424台、25日の土曜日が425台、26日の日曜日が464台、これがこの第33回の河津桜まつりの集中日だったと分かります。状態的には、テレビで放映されたように、町なかの駐車場、町の車があふれ返って、町なか飽和状態になっちゃっているような状況、これがいわゆる集中日だと思うんです。

あと、200台を南中跡地が超えた日が2月18日の土曜日から2月28日の火曜日までの期間、19日の日曜日は雨だったので、19日を除く10日間が花も満開近くになってピーク時だったのかなと思います。

それらを踏まえお伺いします。

先ほども申し上げたんですけれども、毎年のことですが、日程的にこのピーク時、10日間の特に集中日、3日ないし4日をどう乗り越えるのか。特にその集中日をどう対策していく

のかだと私は思うので、今年の交通対策の課題をやっぱりもう一度抽出してもらって、来年以降に対策をつなげるためにも、今回の第33回河津桜まつりで見つかった交通対策の課題等をどう感じていただけるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの、今年度、第33回のお祭りの反省を踏まえた課題ということでございます。

議員がおっしゃるように、ピーク時の対応というのは大変難しい状況もありますし、通常時はいいんですけども、ピーク時はどうしても対応できないという状況がございます。特に今年は、私が見ている限りでは、交通対策もそうですけれども、やっぱりトイレの問題も今年は大きかったのかなという感じがします。駐車場に当然駐車場できないということもあるんですけども、やっぱりトイレに並んでいる方が多かったりとか、大変トイレの苦情が私が会場内、聞いていると多かったのかなということで、その辺が来年度あたり、主に対応しなきゃならないのかなと今では思っております。

お尋ねの件でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、まだ運営委員会ですとか実行委員会で反省会が開かれておりませんので、検証や課題について協議が行われておりませんが、現状で担当課として課題があれば、担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いします。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは課題ということで述べさせていただきます。

また、先ほど町長、また議員のほうからも言われたように、ピーク時の数日につきましては、相当な渋滞が起こっております。先ほど述べましたように、バガテルからのシャトルバス等の対応策については、渋滞時には効果的でない面もございました。こういったことを駐車の数だけではなく、流入時間や移動のピーク、そういった要素もございます。そういったことを全て解消するのは難しいとは思いますが、シャトルバスの運行時間の方法とか、その辺は今後、改善に向けて実行委員会でも協議したいと思っております。

詳しくは、またそれぞれ、先ほど言ったように交通部会とか、そういったものでデータをまとめていると思います。その中で協議されるものと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

町長も先ほどから、現場に行って生の声を聞いていただいて、トイレの問題であるとか、いろいろな問題点、課題を抽出しているということで、それは本当にいいことだと思うし、やっぱりこれから先の祭りにつなげていただきたいと思います。やっぱりトイレと駐車場の問題というのは、この桜まつりで毎年出る課題だと思うんです。

先ほど課長のほうでシャトルバスの部分を特にということでおっしゃっていただいたんですけども、やはり課題というのは、やっぱり駐車場の確保が一番であると思うし、伊豆急さんが行ってくれています、例えばこの河津町に入らずに伊豆高原のところでパーク&トレイン、駐車場を利用して、そこから電車で来ていただく。

それと併せて、バガテルのようにちょっと離れた場所に駐車して、そこからシャトルバスを運行して行くパーク&バスライド、本当にそういったものを活用しないと、この町なかで収容できる台数は本当に限られていると思いますんで、やっぱりそこら辺はもう毎年のことなんですけれども、やっぱりしっかりと課題を明記して今後もお願いしたいと思うんですけれども、特に駐車場の確保について、今後、考えていくような部分はありますでしょうか。お願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほども申したように、まだ実行委員会の中でいろいろ検討はするものと思っておりますが、今後はやっぱり台数を増やすとなると、やはり確保する問題があるかと思えます。今年状況を見ますと、民間の駐車場でも使われていないような駐車場もあったような気がします。

そういう中で民間の使われていないところについては、民間の方にやっていただくとか、例えば実行委員会のほうで借り受けてやることも一つの方策かなと思っておりますけれども、今後、実行委員会や運営委員会の中でどのようなことが話されるか分かりませんが、そのようなことも一つの案かなと思っておりますし、もう一つは、小規模な駐車場の活用も今後、必要かなと思っておりますんで、そういうことで対応したいなど、そういうふう思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ぜひそういう形で、ここでどうのこうの言えないんでしょうけれども、やっぱり課題だけはしっかり持っていただいて、次の反省会なり交通対策部会でぜひ駐車場

の確保のお願いとか、そういうのも含めて町のほうからもしていただければ、本当に確保ができると思いますので、そこら辺、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2件目です。

第34回河津桜まつりの交通対策についてお伺ひします。

コロナ前の約91万人をお迎えした際、第29回の河津桜まつりの駐車場確保台数、いわゆる繁忙期のみの河津中学校グラウンドやJ Aメモリアルを含むと同様に繁忙期のみを含む第33回河津桜まつりの駐車場確保台数を全体として比較してみますと、自家用車、第29回は、実行委員会関連が940台、民間駐車場、短期を含めて417台、合計1,357台、第33回、今年のほうですけれども、実行委員会が対29回に対してマイナス104台、836台、民間駐車場、短期も含めてプラス36台、453台、合計にしますと、全体的にマイナス68台、1,289台になります。

この要因は、笹原地区、第一種低層住居専用地域に家が建ち始め、実行委員会の駐車場確保が厳しくなったこと、また、駐車料金を700円から1,000円に値上げしたことにより、民間事業者が短期を含め、私は増えたと感じております。

先ほど町長が言っていただいたように、使っていない民間の駐車場、ちょっとしたスペースでも駐車場に利用してもらうような仕組みを本当に考えて、皆さんにも協力していただいて民間駐車場がだんだん増えるような、桜まつりでもみんながちょっともうかるような、そんな駐車場確保が本当にできたらいいなと自分も感じております。

大型車に関してなんですけれども、29回は実行委員会が61台、民間が12台、合計73台ありました。今年の33回ではマイナス51台で、実行委員会のみ22台しか確保がありませんでした。

先ほど申し上げたとおり、第34回河津桜まつりから旧南中跡地を駐車場として利用できなくなります。この駐車場は、2月1日から3月5日までの期間中、自家用車が4,328台、オートバイが129台利用されました。

それらを踏まえお伺ひします。

①旧南中学校駐車場を利用ができなくなることへの対応策は。

②第29回から比べると、今まで駐車場利用されていた笹原地区第一種低層住居専用地域に家が建ち始め、大型車等の駐車場確保ができなくなっている。今後の対応策はということで②です。

③関連してなんですけれども、河津桜まちづくり計画を見ますと、町民に対しての河津桜のまちづくりアンケートの調査ということでありまして、6番目に基盤整備による渋滞解消

や生活環境の向上が必要な中で、今後、笹原地区第一種低層住居専用地域を現状のまま駐車場としてのよいのか。駐車場としてよいとする意見と駐車場以外の活用を検討する意見が拮抗しているとありますが、町の考えるまちづくりとしては、今後、どちらの方向性でかじを切っていくのか。それにより、大型観光バスの駐車場や乗降場所の確保をどう考えていくのか。

あと、最後、④としまして、第33回河津桜まつりの駐車場確保には、集中日に河津中学校校門グラウンドが入っていたが、臨時駐車場として利用しなかったように思うが、今後の対応策は。

以上、4件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の2問目の第34回の河津桜まつりの交通対策ということでお尋ねですんで、4点ほどございましたのでお答えします。

1問目の質問と若干重なる部分がありますんで、ご了承願いたいと思っております。

まず、1つ目の旧南中学校跡地の利用の関係でございます。お尋ねのように、旧南中学校跡地については、今後、にぎわい施設用地として貸し出す予定で、第34回の河津桜まつり駐車場として使用はできなくなります。現状では、その代替地としての予定はございませんが、将来的には、カーネーション見本園の駐車場の隣接地をこれまでの借地も含めて2,207平米を町で取得してございますんで、新たに町が取得をした約650平方メートルが数年後に駐車場用地として整備完了後には、増設をして使用したいと考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、混雑時の対応として、短期のやっぱり小規模事業者の増加などが必要であるのかなと、そういうように思っております。

2点目の大型バスの駐車場対応につきましては、後ほど担当課長より答弁をさせます。

それから、区画整理内の線引きによる用途の関係でございます。それについてお答えします。

基本的には、用途指定による区画整理事業でございますんで、将来的には住宅地として活用されることが望ましいと考えております。ただ、過程として、現状の河津桜まつりなどの駐車場として地権者の協力が得られるならば、当面使用することも必要であると考えております。将来的には、田中、沢田地区など新たな駐車場が広がっていくものと、そういうように考えております。

それから、4点目のピーク時の中学校グラウンドの臨時駐車場の利用のことでございます

が、これまでもピーク時には臨時駐車場として河津中学校グラウンドを使用しておりましたが、特に雨天時などのグラウンドの支障も考えて、状況に応じて対応しているのが状況でございます。今後も同様の考えで対応したいと考えております。

なお、今回の使用状況については、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは大型バスへの対応ということで答弁させていただきます。

今回、大型バス、確保したのは22台と表記されておりますが、大型バスとかキャンピングカーも増えてまいりまして、そういったものは混雑時や時間帯で、特に観光交流館の大型バスの辺は、中心に小型車の移動と兼ね合いを見ながら臨機応変に、22台にとらわれず開けたりして対応しておりました。特に大型バスは、時間が遅れてきたりするもので夕方に集中したりするために、うまくその辺は臨機応変に対応できたかなと考えております。

あと、中学校のピーク時の開放についてですが、今回もピーク時には中学校を開放する準備を特にしておりました。しかしながら、天候的に夜間に降雨があったりとグラウンド状況がよくない状況が続きましたので、今回は開放することができませんでした。来年度以降についても、開放の条件も同様に運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 今回、私、一番、笹原地区の第一種低層住居専用地域のあその部分をもうそろそろ方向性をしっかりとやっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと思って、今からやっぱり準備とかしていかないと、今、まだ一、二軒建ち始めて、近くにも建ち始めているという形で、やっぱり河津桜まつりを持続可能な祭りにするには、その分散化は河津桜まちづくり計画でもいろいろ言われているんですけども、実際、まだ行動に伴っていないし、直近でもう家がぼこぼこ建ち始めて、さあ、どうする、じゃ、本当にこれ対応し切れなくなると思うんで、やっぱりあその場所というのは、河津町都市計画のマスタープランにも、「土地区画整理事業により都市基盤の整った笹原、浜地区において指定される用途地域や地区計画に基づいて土地の適正な利用、有効活用を推進します」とありますんで、方向性はやっぱりそっちに切っていくと思うんですよね。

だから、今のうちからやっぱり大型なり駐車場なりの考えは持っていただきたいと思うん

ですけれども、やっぱりここで言ってもあれなんでしょうけれども、町を中心に実行委員会でそこら辺の部分は話していかないと、本当にこれから先、持続可能になるのかという問題もあると思いますので、やっぱりしっかりとそこら辺、また検討いただければと思います。

そういった中で、私なりに新たな交通対策の提案として、現在も集中日にシャトルバスが、先ほど申しあげましたけれども、パーク&バスライドでシャトルバスが回っています。それらをもうちょっと大きく考えて、伊豆縦貫自動車道を活用し、町なかに入らず、逆川地区へ新たな駐車場を確保し、逆川地区から河津バガテル公園駐車場、来の宮橋、逆川地区という現状より大きな左回りを描くシャトルバスの運行を考えたらどうかということで、①ピーク時の特に集中日、縦貫自動車道を活用した逆川地区や河津バガテル公園を利用したパーク&バスライドの検討は。

あと、もう1点、大型観光バスは全長12メートルあります。首都圏からのツアーバスの多くは、天城を越えてツアーが組まれております。峰大橋を起点として、全ての大型車の下りを峰、谷津の県道に流し、浜橋から国道135号線に浜の交差点を左折で観光交流館に左回りで入る。原木前は上りのみの大型車とするような、②として、大型車の交差、擦れ違いによる渋滞を避けるため、町内大型車左回りの検討は。

以上、2件、よく自治体と言います実証実験ということで検討はできないでしょうか。お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、交通対策の2点についてお尋ねですので、お答えします。

今後の利活用といいますか、検討の内容として縦貫道の関係が出ておりますので、その旨、お答えしたいと思います。

先ほどもご質問にお答えしましたけれども、河津バガテル公園と駐車場を結ぶシャトルバスについては、周知されていることもありまして、利用者が大変多くございました。しかし、移動時間帯の渋滞中の中でシャトルバスが思うように機能しない面もあったように思っておりますので、今後、運用面の再検討も実行委員会をお願いしなきゃならないのかなと、そういうふうに思っております。おかげさまで、シャトルバスの運行も大分周知されてきたように私としては感じております。

それから、先ほど議員のお尋ねにもありましたように、伊豆急行でも伊豆高原駅の駐車場を利用したパーク&トレインなども行ってございます。電車での旅も人気がございます、伊豆急のこのような取組、運用についても、今後も期待をしたいなと思っております。

また、渋滞対策として、伊豆縦貫の関係で逆川地区との利用についても、今後、実行委員会の会合等で検討されるものと考えております。

それから、バスの左回りのことにつきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 大型車両の左回りの検討ということでございますが、現状では、町民の生活上からも渋滞対策だけのための対策としては、町としては検討、また実証実験等はいたしません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ぜひ、しないということなんですけれども、やっぱり結構いろんな自治体がお祭りとかそういう一定の集中する交通網に関しては実証実験を行ったりしていますんで、ぜひまた検討していただきたい、そんなふうに思います。

あと、交通対策の面からと、もう1点、この本当に桜まつりで先ほど町長からもありましたけれども、外国人訪日客が本当に多くて、結構商売なんかやっていると、コミュニケーションするのにスマホを片手に翻訳機能のアプリを使ってやり取りをしたりという中で、集中日に関して、交通対策以上に情報通信というんですか、そちらの情報インフラの整備が非常に弱い、脆弱だなと思いました。

今後、桜まつりをそういう訪日外国人客を受け入れるためにも、集中日の情報インフラの整備も今後の課題と考えますが、町は、今後、情報インフラについてはどのように考えでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問でございます。議員がおっしゃるように、私も外国人が大変多くなったなという感じはしております。特に今年は中国本土の旅行者が少なくなったものですから、本当にいろんな国から来ているなという感じがしました。

それで、情報の翻訳機能といいますか、私も翻訳機能のあれ持っておりますけれども、お互いにそれである程度通話ができるような環境ができてきているのかなという感じもします。当然、話せば一番いいわけでございますけれども、そういう中で、情報のそういうツールといいますか、翻訳機能を使うことによって、これからも外国人観光客が多く訪れてくれればいいなと思っておりますし、その情報の関係の先ほど議員がおっしゃったような、少しそ

ういう混雑した状況があったということを聞いておりますので、担当課長からその辺については答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからですけれども、情報インフラの整備等ということよりも、まず、スマートフォンを片手に旅をされるインバウンドのお客様は大変増えております。そういったものでも、インフラについては大切なことは承知しているところです。情報インフラについて、ピーク日、特に2月23日、この23日だけが不安定であったことは私たちのほうも承知しております。24日以降は、全てキャリアのほうで回復して、それぞれ携帯キャリアなどが対応してキャパシティなどを増やしたんじゃないかと思っております。24日以降は、全て対応されていると思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） うちも商売やっています、結構今、電子決済が多くて、P a y P a yとかL I N E P a yとかいろいろあるんですけれども、そういう中でP a y P a yが使えなかったというのが結構多く感じたんですよね。ですんで、経済面からしても、やっぱりせっかく来たお客さんがそういうインフラが脆弱なために使えなかったとか、言葉の壁ももちろんあるんですけれども、そこら辺をまたやっぱり今後、勉強していかないといけないかなと思うんですよね。

そういった中で、先日、ニュースでやっていたんですけれども、災害時における公衆W i - F iの無料開放の機能、0 0 0 0 J A P A Nの災害時以外での通信障害時などで開放ができる予定や、また、今後、議会のほうでもローカル5 Gの勉強会を検討しているようなので、ぜひ町も一緒になって情報インフラ対策の勉強をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

時間も進んでいますので、続いて、3件目、町の連携協定の取組についてお伺いします。

最近、新聞紙上を2月の服部学園、先ほど町長の行政報告にもありましたけれども、3月のメリダジャパン、佐川急便に続いてレップジャパンと、企業、学校と包括連携協定を結んだ記事が踊りました。ここ数か月の間に、立て続けに伊豆新聞の紙上を河津町がにぎわしているように感じておりました。本当にこの新型コロナウイルス感染症により世の中が一変しました。そこで、よく自治体に言われたのは、ピンチはチャンスということをしっかりと肝に銘じ取り組んだのか、取り組まなかったのかは、これからいろいろな結果が出てくるもの

と私自身は感じております。

先日の議会全員協議会でも、今日は質問に上げておりませんが、企業版ふるさと納税の獲得などをこのコロナ禍でしっかりと企業、学校関係と連携をし、つながりを築いてくれたのかなと私は本当にうれしく感じております。

そこでお伺いします。

①現在、町の結んでいる連携協定状況をお伺いします。

②先ほど申し上げました2月の服部学園、3月のメリダジャパン、佐川急便に続いてレップジャパンと新たに結んだ包括連携協定の内容をお伺いします。

③包括連携協定を結ぶことにより町にはどのようなメリットがあるのか。

以上、3件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3問目の連携協定の取組についてということで、その状況等につきましてお答えしたいと思っております。

河津町は、少子高齢化ですとか人口減少が進む中で、私としては、共創、共につくるまちづくりということを目指して、民間活力の導入による町の活性化を目指しております。

そういう中で、連携協定を通して民間の様々なノウハウや資源を活用させていただき、民間と当町によるよりよい地域社会の実現に向けて官民が一体となって地域の課題の解決に取り組む、そういう機会となることを期待して連携協定を結んでございます。

また、伊豆縦貫自動車道路の利用の誘客対策についても、このたびのレップジャパンさんとの連携協定など、官民一体となって協力関係が重要となってきますので、その点でも連携による効果が大変期待できるものと考えております。

お尋ねの状況については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから町の協定書の締結状況について申し上げます。

まず、町では、地域活性化に寄与することを目的とした協定から災害時の対策等、全部で94件の協定書を締結しています。協定の締結先は、渋谷区、それから姉妹都市の白馬村、それから静岡県や近隣市町などの各種自治体から民間事業者となります。

協定の内容につきましては、災害時の対応、それから高齢者の見守り、健康福祉の増進を目的としたものなど様々な分野にわたる協定があり、個別に特化したものから各種分野を包括した内容まで様々な内容での協定となっており、官民一体の協力体制を構築しています。

新たに結んだ包括協定書の内容についてですが、今年に入り、民間事業者とは6者、7件の協定を締結しています。2月12日に学校法人服部学園服部栄養学校、それから2月24日にアスクラロスルガ株式会社、3月2日にメリダジャパン株式会社、3月28日に佐川急便株式会社、それから4月1日に合同会社DMM. com、5月5日に有限会社レップジャパンと行っております。

質問のありました協定書の内容について説明をさせていただきます。

学校法人服部学園服部栄養専門学校とは、包括連携協定として、相互に協力し、食文化等の促進により地域活性化及び町民生活の質の向上を図ることを目的としています。食文化等の促進に関する食育の醸成に関する事、食を通じた交流及び地域活性化に関する事、地域の魅力発信とガストロノミーツーリズムの促進による地域活性化に関する事、その他、目的達成に関する事を連携、協力することとしております。

それから、メリダジャパン株式会社とは、包括連携協定として、包括的な連携の下、相互に協力をし、自転車活動等の促進により地域経済、地域活性化及び町民生活の質の向上を図ることを目的としています。自転車等の利用促進によるサイクルスポーツの醸成に関する事、交通インフラ、交通安全の促進に関する事、サイクルスポーツの促進に関する事、サイクルツーリズムの促進による地域経済の活性化に関する事、シティプロモーションによる地域の魅力向上に関する事、ジオパーク、森林等のエコツーリズムの活性化に関する事、その他、目的の達成に関する事を連携、協力するものとしております。

佐川急便株式会社とは、密接な相互の連携及び協働に基づき、河津町の一層の活性化並びに町民サービスの向上を図ることを目的としています。災害対策に関する事、地域の安心・安全、地域医療に関する事、観光資源に関する事、その他、地域活性化に関する事を連携することとしております。また、別に災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定も締結をしております。

それから、有限会社レップジャパンとは、地域活性化包括連携協定として、密接な相互の連携及び協働に基づき、河津町の一層の活性化並びに町民サービスの向上を図ることを目的としています。知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関する事、それから協働の実施事業に関する事、学術振興、教育及び人材の育成に関する事、相互に連携して実施する

まちづくり、地域活性化、観光振興に関すること、災害対策に関すること、その他、目的を達成するために必要な事項としております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 私、中でも服部学園さんとの包括連携協定が非常に目に留まりました。やはりこれから関係人口を増やす上でも、若い学生さんとのつながりをつくることは大変重要と考えます。この包括連携により、この河津の地を学生に知っていただき、この河津を活用していただき、学生さんたちが将来、この河津を足がかりに職業人というんでしょうか、社会人になっていただけるような包括連携にしていきたい、そんな思いでお伺いします。

①服部学園とのガストロノミーツーリズムとは。また、その活用をどのようにお考えか。

②講師や学生の受入れ等、交流を含めた活用とその展望は。

以上、2件お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの服部学園との関係の活用ということでお答えします。

先ほども申しましたように、本年2月に渋谷区にあります専門学校などを経営する学校法人服部学園と連携協定を結ぶことができました。今後は、学園のノウハウを生かし、食育や子供たちへの調理などへの関心を持つ機会として大いに期待をしているところでございます。

昨年、河津町のまちづくりの方針であります民間活力の導入により町の活性化を目指している中で、服部学園とはご縁がございまして、早速8月に町民向けの調理実習や中高生を対象としたオープンキャンパスを開催させていただき、町にとって、まさしく料理や調理の魅力を知ることができたすばらしい成果を収めることができました。

服部学園とは、河津町と防災協定を結んで交流しております渋谷区内にございまして、昨年の成果も踏まえまして、さらに結びつきを強めることを目的に、包括協定の締結に向けて協議を進め、連携協定の締結に至った次第でございます。

特に私は、将来、調理師や栄養士、パティシエなど食の世界を目指した子供たちが世界へ飛び立つ一流の指導者への技術を見たり、話を聞くことにより、世界に羽ばたくような、そんな大きな希望や夢がかなえられる機会となることを期待しております。また、町の豊富な素材を活用する料理なども提案していただいたら、新たな魅力づくりにつながるのかなど、そんなふうに思っております。

私たち町は、人口減少と少子高齢化が進んでおります。そういう中でも、やっぱり健康を維持するための食事というのは大変重要でございまして、重症化予防対策やボランティアによる食育事業を進めておりますが、この連携協定の締結を機に、食に関わる新たなまちづくりの可能性が生まれるものと確信をして、今後は連携を強めていきたいなど、そういうふうには思っております。

また、講師と学生の受入れを含めた活用と展望はということでございます。今年度は、特に連携事業についても正式に決まっておらないわけでございますけれども、服部栄養専門学校の服部教師を招いて町制65周年記念事業に講演をお願いしたいなど、そういうふうには思っております。そのほかにも、子供の食育事業の関係にも法人のノウハウや資源を活用したいなど、そういうふうには思っております。

お尋ねのその他につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、ガストロノミーツーリズムの活用と、あと、講師、学生の受入れ等、それを含めた活用の展望ということで、具体的な計画等を答弁させていただきます。

まず、ガストロノミーツーリズムでございますが、その土地の食文化に触れることを目的とした観光旅行のことと理解しております。気候や風土によって生産される食材、食習慣、調理、郷土料理、歴史など、様々な観点から食を楽しむことが主な内容となっております。近年、静岡県でも食材の王国を生かした取組を推進しているところでございます。

現在、昨年度末に協定を結んだ学校法人服部学園への協力を仰ぎ、食をテーマとした取組を考えていただいております。地場産特産品を活用した新たな料理開発をはじめ、観光事業者を含んだ町民1人ひとりがまずは食文化を理解し、当町の豊富な資源を活用できる地盤づくりを行い、河津町の魅力を日本全国または世界へ発信することにより、河津町へ訪れる観光客を増やしていければなというふうには考えております。

町長が先ほども申しましたとおり、9月3日日曜日に行う予定の町政65周年記念式典で、同校校長で理事長であります服部幸應先生に食育やガストロノミーツーリズムをテーマにした講演をお願いしているところでございます。まずは、町民の機運醸成を図りたく、考えております。

次に、講師や学生の受入れ等、交流を含めた活用とその展望についてですけれども、現在、計画している事業につきまして説明申し上げます。

昨年度8月に実施し、好評を得ました地元中高生を対象とした出張オープンキャンパスと町民を対象とした料理教室につきましては、本年度も実施を計画しておりまして、先方と計画を進めている段階でございます。日程など詳細が決まりましたら、回覧等で周知していく予定です。

また、ガストロノミーリズムとも関連することでございますが、当町の食材を活用した商品開発も現在お願いしているところでございます。当町の特産品であるブルーベリー、ワサビ、かんきつなどを活用いただけるよう依頼してところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

何かわくわくような企画をつくっていただければと思います。

最後にちょっと聞きたいんですけれども、服部学園さんとの交流という格好でぜひ、今回、社協さんから飲食店組合に給食サービスで協力していただけないかみたいなお話があったりして、年2回、飲食店組合で受けたんですけれども、そういった中で、例えばですけれども、服部学園さんの監修のお弁当を作ったりして町民の高齢者の方に給食サービスを行うとか、そういうレシピを町民とみんなで共有したり、何かお料理教室をしたり、また、観光交流館で生徒さんちの食堂で本日のとりたて野菜のコース料理とか、例えばパティシエの育成なんかもあるようなんで、チャレンジショップで洋菓子店を模擬店でやってもらったりとか、何かこう生徒さん、学校さんとつながれるような場づくり、そういったものがないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの点については、町としてもいろいろ検討しておりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 今後の予算の関係、関係機関との協議もございますが、渋谷区では、そういった実績もあるようです。例えば学校給食への献立提供とか、各食育ボランティア等の連携した交流事業や調理指導なども協議、検討していきたいというふうに考えております。

議員の提案していただいた項目についても、先方の都合や予算の関係もありますので、どのようになるかちょっと不明ですが、協議できることから、進めていけるところから進めて

いきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

ぜひ前向きに検討いただいて、進めていただきたい、そういうふうに思っております。

先ほど町長からありましたけれども、服部学園は渋谷区に住所を置くということで、これ僕が思い描いている部分なんですけれども、以前もお話ししたんですけれども、東小学校を無償提供して渋谷区で道路の拡張まで全部面倒を見てもらって、渋谷区の林間学校にしてもらって、そういう協定学校とかを呼び込むような宿泊施設というか、渋谷区の宿泊施設にできたら僕はいいなと思っておりますけれども、これは、回答は結構です。

続いて、時間がないので、4件目のシティプロモーションについてお伺いします。

私は、コロナ前から再三再四、シティプロモーションの町の宣伝担当というか、町の営業マン的な役割の人材発掘を質問してまいりました。そこで、新聞記事で活性化起業人が着任ということで、その新聞記事の中には、その方のコメントとしてシティプロモーションを一緒にやっていきたいという熱い言葉がありました。

そこでお伺いします。

地域活性化起業人とは、そもそもどういう事業なのか。どのような経緯で選ばれたのか。逆に河津を選んでいただいたのか。

②町の期待する地域活性化起業人の役割と活用は。

③まちづくりアンバサダーと地域活性化起業人との協力体制は。

4番目としまして、シティプロモーションの展望は。企業版ふるさと納税の増収や企業とのワーケーションを含めた関係人口、交流推進等をお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、シティプロモーションについてお尋ねですので、お答えします。

まずは、どんな制度かというのは、今日の行政報告で概略を説明しておりますので、割愛させていただきたいと思っております。

私は、この特徴としては、自治体と企業が派遣協定を結び、企業として人材を派遣する在席派遣として、企業内の人材育成やキャリアアップあるいは社会貢献、マインド醸成などが図られ、一方、自治体としても、民間のスペシャリストの人材の活用など、外部の視点や民間の経営感覚などが期待されるところでございます。

また、展望でございますけれども、やっぱり民間企業の発信力ですとか技術力、今回の制度活用により情報発信の点で大いに期待をしているところでございます。

お尋ねのその他については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私からは起業人の採用経緯等について説明をさせていただきます。

採用経緯につきましては、今年度より東京都港区に本社があります合同会社DMM. comより人材を派遣いただき、勤務日数の約半数を庁舎内で業務を行っていただいております。本町の地方創生部門の職員と派遣職員が協働し、当町の課題について取り組んでいただいているところでございます。

採用の経緯でございますが、近隣市町での実績があったことと、当社より提案があったため、協議を進めていく中で採用を決定しております。契約期間は6か月としておりまして、業務実績を見極め、延長する予定となっております。

現在依頼している具体的な業務といたしましては、シティプロモーションの強化、地域情報発信の強化、地域活性化イベント等への企画運営協力等を依頼しております。現在保有する画像、映像情報を整理いただき、オープンデータ化し、ウェブコンテンツへの活用あっせん等を行っていただいております。

続きまして、まちづくりアンバサダーとの協力体制ということでございますが、現在、具体的な協力関係はまだございませんが、依頼している事業での一例を申しますと、地域活性化起業人へは、花木や温泉、自然を生かしたアクティビティなど、当町にある素材のブランド化について取り組んでいただいております。こうしたコンテンツを利用し、まちづくりアンバサダーが進めているワーケーション施設、チャレンジショップ、企業交流、リモートワーケーションへの誘致宣伝等、関係人口の創出に協働いただければと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

大川議員に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので、簡潔にお願いいたします。

○3番（大川良樹君） それでは、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

第2回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、1つ目の河津桜まつりの評価をさらに高めるために、2つ目が、河津地区縦貫道開通に伴う影響について。3つ目が、移動困窮者の支援策についての3件です。町長、副町長、教育長、ご担当課長様にお尋ねしていきますので、よろしく願いいたします。

では、1つ目の質問です。伊豆最大の河津桜まつりの評価をさらに高めるために、2つ質問させていただきます。

まずは、桜まつりに携わる全ての皆様方のご活躍とご苦勞に感謝申し上げます。その上で質問いたします。

来訪者から、さらなる高評価獲得のための、おもてなし醸成策について。

河津桜まつりによって、より一層河津町ファンを創出し、関係人口の拡大に取り組み、移住促進までつなげていきたい。早咲きの桜で町の知名度も広域において非常に高く、移住地の決定を左右する検討内容の一つにもなっている。移住のポイントとして、大きなイベントや祭りがあることも重視されるというふうな記事がよくあります。実は、私もそうでした。それであれば、来訪者への移住促進も含めて、リピーター拡大や関係人口の拡大のために、おもてなし感のさらなる醸成策はどうでしょうか。

例えば、町からのサービスとして、再度来訪サービスや町内グルメクーポンとか、また、ノベルティの配布や来場記念品のサービス、きれいなトイレの増設や大型コインロッカーの設置、よくある歓迎の横断幕など歓迎のもてなしを、来訪者からいいねと言ってもらえることを、もうちょっと増やしていきたいと思っています。

渋滞対策は、先ほど大川議員の質問にもありましたが、駐車場については過去計画にありました駐車場予約システム、これの検討はどうなっていますでしょうか。西伊豆の小さな田子瀬浜という海岸も駐車場の予約システム、しっかりやっているというのがありまして、河津町も過去検討するとあったので、それはどうなったでしょうか。

それから、非常に難しいとは思いますが、役場の横を通っている浜峰線の一方通行で片側駐車場可の許可取りとか、未耕作農地の利用を関係各所への許可取り、そういうのに役場は手をつけていただければと思っています。また、地域芸能の鳥・酒精進太鼓や峰地区や佐ヶ野の太鼓や舞の披露もとても印象に残るおもてなしだと思います。これは、過去やっていた経緯もあるでしょうけれども、コロナで中断しているというのがありますけれども、そういうのをちゃんと復活して、地域芸能をお客様に見てもらおうというのはいいと思います。

河津桜まつりのさらなる好意醸成のために、町として今後の考えをお尋ねします。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まつりの評価をさらに高めるためにはということで、議員からお尋ねですので、お答えしたいと思っております。

先ほども桜まつりの件については、他の議員の質問にお答えをしておりますが、私は、河津町は花の町であるというイメージもあるかと思います。町民やお客さんが花を通して心を和ませることが、これこそ最高のおもてなしであると思っております。

そういう中で、河津桜まつりでございますけれども、町を代表するイベントでありまして、もう33回も開催されるという歴史もございます。この3年余りは、コロナの中で大変厳しい状況がありましたけれども、今年度は先ほど申したように約51万人、前年度の1.7倍まで復活したのかなということで、今後、コロナも収まれば、また以前のようなにぎわいのあるお祭りになればいいなど、そんなことも思っております。

そういう中で、先ほども申しましたが、会場の中で聞いた中では、河津桜の美しさと景観とマッチした風景だとか、そんな声も聞かれました。それから、国内外の方からも多くの皆さんが心に潤いを与えるということで、大変好評いただいているのかなと、そういうふうに

思っております。

そういう中で、議員がお尋ねの魅力や町のイメージとして、そのブランド力について、国内外について大きな効果があると思っております。これまで、30回以上の開催の中で、改善すべきところは、私は改善されてきていると思いますが、今後の開催内容ですとか運営組織についても検討する時期ではないかと思っております。

先ほど、議員が予約システムの関係とか、浜峰線の関係とか、地域芸能の関係もご意見として伺いますけれども、また実行委員会の中で、その辺も含めた中で検討することも必要ではないのかなと思っておりますので、いろんな問題があるかと思っておりますので、議員のご意見等については実行委員会に伝えていきたいなと思っております。

それから、町の施策として、関係人口創出するためにも、河津桜の植栽地が全国に散らばっているわけでございます。そういうところとの交流的なものも、今後考えていくべきじゃないのかなと、そういう施策の検討なども町として大事なところじゃないのかなと思っております。

それと、もう一つは根本的な魅力づくりとして、河津桜自体をいかにして守っていくのか、そういうことが大事ではないのかなと思っております。現在も守人の会を中心として皆さんに協力いただいて、河津桜の管理をしていただいておりますが、これも会場内の河川を含めた樹木の管理と、議員がおっしゃるように周辺の施設の管理も大変重要な要素となっていることも感じております。

そういう中で、これまでもおもてなしとして、継続として行っている取組としては、実行委員会でも数々のイベントをやったりもしておりますけれども、特に中学生による案内図の作成だとか、おもてなし活動が大変重要な意味を持っていると思っております。また、守人の会などでは、一般の方も募集しながら樹木の剪定ですとか、また、町の街路樹が駅前にあるわけでございますけれども、これまでは桜まつり前に桶を剪定していたわけでございますけれども、今は桜まつりが終了後に剪定するような工夫もしておって、緑豊かなといいますか、駅前通りもそんな工夫もして改善をしたところでございます。

それから、これまで一時的に行った事業としては、記念事業として、30周年のときだったと思っておりますけれども、30回のときだったと思っておりますが、街路灯を活用してプランターの設置なんかをして、花とプランターを設置して花のお迎えをしたこともございます。それから、広報協力員の協力を得まして、来訪者に対するお礼のしおりみたいな形にして配ったこともございますが、これについては一時的なもので継続に至っていないわけでございますけれども、

こういうことも、これからも実行委員会等でいろいろな角度からおもてなしを醸成するという
ことで、議員の意見も踏まえて検討することも私は必要かなと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

町民の方々が、桜まつりに関わる全ての方がすごい努力をしているというのは、もちろん、
重々承知しています。ただ、役場側が実行しないとできないことも多々あると思うんです。
そういうものについても実行委員会さんたちとも相談しながら手をつけていただきたいと。
例えば、リピーターに対して、来るたびによくなる桜まつりを経験していただくことが大切
だと思っています。例えば、課題でも出ていましたけれども、川沿いの往復ではなく、回遊
性が整ったねとか、駐車場に入りやすくなったねとか、地域伝統芸能がすごくよかったねと
か、来場記念品いいねとか、言ってもらえるようなことが1つずつ増えていくといいと思い
ます。どうぞ、よろしく願いいたします。

引き続き、次の河津桜まつり関係で、2つ目の質問です。

河津桜まつりの経済波及効果についてどう考えるのかをお聞きしていきます。

2019年、4年前のコロナ前、以前で90万人の来場者があるときの河津町のデータでは、河
津町の桜まつりによる経済波及効果は27億円、これ河津町が27億円、伊豆最大のイベントの
面目躍如ですけれども、伊豆半島の7市6町の経済波及効果は212億円という調査をちゃ
んとされています。町は27億円、伊豆半島全体では212億円と主催の町の8倍の消費金額が近
隣市町へ流出している現状です。

この差の一番の流出は、宿泊費が大きいとデータを読んだんですけれども、河津町の宿泊
費は4億5,000万円、ほかの市町の宿泊費が65億5,000万円、宿泊費については、河津町の約
15倍の消費金額が流出しています。ほかの市町と比べて河津町の宿泊施設が少ないという物
理的にやむを得ない部分はあるかもしれませんが、河津町36軒の宿泊施設や5か所のオート
キャンプ場や民宿、合宿所が桜まつり期間中全て満室なら、これはいかんともし難い。もし、
空きがあるのであれば、河津町宿泊のメリットをつけて町を挙げて積極的なPR戦略で満室
化が必要だと思います。

また、町は実施運営費に4,200万円を投じて、伊豆半島全域に経済波及効果が及ぶこと
よしとし、熱海や修善寺の梅、南の桜とかの相乗効果だと百歩譲ったとしても、少しでも
河津町の経済波及を高めるべき施策がほしいところです。

河津町だけが実施運営費4,200万円支出して、ほかにも大量のごみ処理、川への汚水流出、流通店舗の無断駐車、リサイクルボックスの撤収、広い駐車場の年間維持、町なかの渋滞などなど、負の部分をも町と町民は受けています。今までいろいろ検討されてきたことだと思いますが、今述べた宿泊施設の全室満室化のほかにも、次に述べるようなことは、町はどう思いますでしょうか。

例えば、広域連携として伊豆半島各市町の協賛を得るといえるのはどうでしょうか。大きなイベントは、主催、協賛、後援、協力という名義を連ねて、それぞれの役割を持ちます。であるなら、各市町より協賛金を募り、ブース出展の権利や物の提供を受ける、協賛名をつけたトイレやロッカー、ノベルティや来場記念品の製作費に協力とか、それから、パークアンドバスのシャトルバスの一式提供とか、パークアンドトレインの場所の提供、蓮台寺、稲梓、稲取の可能性などいろいろ協賛メリットを考えて協賛金を募ると。お客様の役に立ち、町の収入を増やすことを考えていきたい、近隣市町の協賛金獲得を含め、町の実施運営費の削減と町への経済波及をもう少し高めるために、町が考えるこれからの施策があれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の経済波及効果と伊豆地区への流出ということでお尋ねですので、お答えします。

基本的には、特に波及効果については北島議員がおっしゃるように、分析はある程度私と同じではないのかなと思っております。それを踏まえてお答えしたいと思います。

まず、この件につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、平成31年3月に町が行った河津桜まつり経済波及効果調査によって、河津町への経済波及効果は、議員がおっしゃるように27億2,300万円、伊豆半島地域への波及効果は212億1,200万円となっており、町だけではなく、広く半島全体に経済的な波及効果が示されております。それは議員がおっしゃるとおりでございます。

また、その内容の現実的には、議員がおっしゃるように、宿泊施設の部分が、収容数が少ない当町にとっては、約半数を占める宿泊者の宿泊先が、この統計資料によると、伊東市、東伊豆町、下田市が多くて、その次に、4番目に河津町となっております。ということで、宿泊は特に消費単価が大きいものですから、大きく左右しているということで、これは議員お尋ねのとおりだと思っております。

しかし、買物ですとか土産代や飲食費は会場内での消費が、町内としては大変優位である

ので、今後の施策としては、いかに町内の滞在時間を増やすか、またできるだけ町内での買物を増やすことが私は大事ではないのかなと、そういうように思っております。

また、先ほど議員がおっしゃったように広域的な連携強化も重要でありまして、例えばの話でございますけれども、また議員とはちょっと考え方は違うんですけれども、美しい伊豆創造センターなどと協働で、伊豆全体での2月期の誘客宣伝の強化も必要であったり、また、祭り会場の最盛期の混乱する駐車場不足対策として、町外からのシャトルアンドトレインやシャトルバスの運行などの必要性も感じているところでございます。

滞在時間の増加や新たな魅力づくりとして、メイン会場となる河津川周辺だけではなくて、周辺からの見どころとして、今、城山ですとか涅槃堂裏からの展望からの花見エリアですとか、河川敷からの展望など誘客宣伝を新たな形として進めております。

先ほど議員がおっしゃった何項目かについては、通告がなかったものですから、お答えすることがなかなかできないかと思いますが、分かる範囲でお答えしますと、今後は先ほど言ったように近隣市町といかに連携を取るか、あるいは町内でいかに飲食とか、そういうものを充実させていくかということが、私は重要であるかと思えます。議員の意見としては、お受けしたということでございます。

また、今後、取り組んでいる課題として、分かる範囲で担当課長より答弁をさせますので、私からは以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 今後の課題で取り組んでいることで答弁させていただきます。

河津桜につきましては、皆さん、ご承知のとおり河津のみならず伊豆にとっては2月からの1か月間という長い間、誘客できる伊豆の最大級の観光コンテンツであると思っております。周辺市町の観光事業者も交通事業者も河津桜プラスアルファでのツアーや周遊で誘客を進めているところです。

河津町の事業者にありましても、近隣市町の事業者などと連携した施策なども検討しております。町内にとどめるだけでなく、広域的に仕掛けることで、インバウンド向けのツーリズムとか、そういったものにもつながるのかなと考えております。

第33回のポスターは、2月の伊豆は河津桜と題しております。伊豆は、河津桜といったしっかりとした強いコンテンツを維持することが要だと思えます。その上で町内の事業者も北村議員がおっしゃったように、ドメスティックな部分である地域芸能とか、また、そういったものを生かした高付加価値化とか、それぞれのコンセプトの基に何を選択して何を実行す

るか、そういったことが醸成とかそういったことにつながるのかなと考えます。

そのためには、取組はもう既に商工会や観光協会、そういった会員を通してでも検討されていることと承知しているところです。また、宿泊の方とか、そういった方にも昨年は交付金を使った中で、宿泊者へのキャンペーンとして、泊まってくれてありがとうキャンペーン、これは今年度も実施する予定ではありますけれども、そういったものも取り組んでおります。そういったことで、全体が河津桜を中心とした河津の観光に繋がっていただければいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

キャパシティの問題もあって、宿泊というのが、なかなかそんなに急に消費金額が伸びないというのは理解していますし、町長がおっしゃったように滞在時間を延ばして、いろいろお買物をしてもらおうというのはとてもいいと思います。買物自体の消費金額は河津町も低くないですから、いいと思います。

それから、課長さんがおっしゃったように、地域伝統芸能とかのご披露とかも、いろいろ実行委員会と一緒に考えてくださるということなので、引き続きよろしく願います。

では、2つ目の質問です。河津町の伊豆縦貫道開通に伴う影響について、2つ質問させていただきます。

河津町への通行量減少にある経済的ダメージの縮小策についてです。

全線開通に拍車をかけるために、現在の七滝から逆川間の開通の意味は非常に大きいし、大型トラックが町なかを走らなくて町内の安全性が向上したメリットも生んでいます。しかし、開通2年前の夏に交通量の減少や経済的ダメージはあまり想定、今のところしていないというふうに町は回答していますが、河津町へ下りてくる車が減ることは誰でも予測できます。現に通行量の4割に当たる1日5,200台が減っています。実際にガソリンスタンドさんとかコンビニさんに話を聞くと、予想以上に激減、これから先どうしようという言葉が聞かれます。飲食店さんも、わざわざ海岸線から来たよというような常連がいてくれると言っています。

通行量の減少は、流通小売や飲食店へのダメージが大きく、廃業に追い込まれたりすると町民も非常に困ります。町は、少しでも通行量の減少に歯止めをかける施策を考えていただ

きたい。

例えば、誘導看板の設置という看板戦略はどうでしょうか。情緒に訴える誘導看板の設置を七滝インターチェンジの手前数キロから時系列的に設置して訴求していくものです。内容は、当然よくある、ようこそ河津桜の里、河津町へから始まって、河津町へ直進、川と海沿いで下田白浜稲取へ。海を見ながらワインディングロードとか、そういう言葉を使いながら誘導していくんです。

海を見ながらワインディングロードというのは、特にバイクはトンネルと直線が嫌いですから、ワインディングロードは、こうスラロームで上り下りする、少なくとも白浜方面は、確実に河津を経由してもらいましょう。実際に白浜は、河津の市外経由で時間的に6分早く、距離的には3.7キロも近い。下田東急ストアさんの、あの辺の渋滞、信号による渋滞を加味すれば、河津経由ならもっと早く白浜に着きます。景色は縦貫道と比較にならないほど美しい。

観光客さんは、河津に下りてきて、浜の交差点とか谷津の交差点で海がパノラマ状態で見えることに、すごく感動と興奮をします。その後、下田まですばらしい景観を楽しみながら移動できます。看板については、東伊豆町にも相談して、稲取もここから便利を強調していきます。稲取に行く観光客も河津を通過して、河津のお店を利用していただきましょう。

もう一つの看板は、民間企業も相乗りで生活便利看板を掲出していきます。ガソリンスタンド直進で何キロ、24時間セルフもあります。近いコンビニは直進、河津町に4軒もあります。全日食チェーンさん、スーパーアオキ、マックスバリュ、ウエルシア、郵便局、銀行も一緒に案内できれば、よりよい生活便利看板になります。同時に飲食店さんも案内したい。

これは、山向こうから来ると、ガソリンスタンドはゲートウェイ近くの清水町を過ぎたら、河津町のスタンドまで40キロありません。コンビニも河津町まで当分ありません。そのまま縦貫道に乗っていったら、下田周辺まで何もありません。まして、松崎西伊豆方面は、もう一つ山を越えて松崎市内まで海もお店も何もありません。だから、河津町に下りてくるというのが正解とっていただきたい。

このような観光案内、道先案内、情緒に訴える誘導案内と生活便利看板を山側から動線上に時系列的に設置し、少しでも通行量の確保を図りたいです。東伊豆町や民間企業と相乗りすることを含む看板戦略について町として検討に値するかお聞きしたいと思います。

お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の伊豆地区の縦貫道の開通に伴う影響についてというところでございます。

幾つか質問があるわけですが、北島議員の中で、お答えを求められているものがございますけれども、事前通告にないものも大分あったように気がするものですから、お答えできない部分がありますので、ご承知おき願いたいと思っております。

まず、影響についてということでお尋ねですので、縮小策ということでお答えします。

議員がお尋ねのように、伊豆縦貫道河津下田間（Ⅱ期）のうち、河津の後のインターチェンジ、河津逆川インターチェンジ間の3キロが3月19日に開通をしました。ただ、これは区間の一部開通ということでございますので、特に天城峠線とは続いていなくて、河津から下田に行く3キロが開通したという、一部開通でございます。

ただ、河津町内に2つのインターチェンジができたことは事実でございます、天城より南側に初めてインターチェンジができて、そして、これまで伊豆縦貫自動車道の早期実現に向けて関係者と努力してきた、その成果が大きいものと考えております。

しかし、議員がお尋ねのように、道路完成により影響を受けている方の声も私も聞いております。現実にもどのように交通量等が変化しているか、統計上のはっきりした数値は持っておりませんが、先日の道路関係の会合において、国の関係者には、私から統計資料等の共有化のお願いも、今後の対応の参考にしたいと思っております。

そういう中、議員お尋ねのように、先月末の5月30日付で国土交通省沼津河川国道事務所より、開通後のゴールデンウィーク期間中の交通状況についての新聞報道がございました。調査日が5月3日であります。前年比較では、議員がおっしゃるように国道414号及び主要地方道の下佐ヶ野谷津線の交通量の交通の約4割が開通をした河津下田道路（Ⅱ期）へ転換したことが発表されております。さらに詳しく見てみますと、約4割減少のうち、特にこれまでの大型車が新たな河津下田道路に転換していることが分かりました。また、国道135号経由の交通量が国道414号経由に約3%転換していることが分かりました。

今回の情報により、連休期間とはいえ、開通による車の流れが変わったことが示され、議員がお尋ねのように、影響を受けていることは間違いないと思われま。お尋ねの点について、大きい視点では、伊豆縦貫道の大きな目的であります伊豆半島全体への道路の波及効果でありまして、いかにそれぞれの市町を背骨である伊豆縦貫道と周辺のアクセス道路をつなぎ、周遊や利便性を享受することが今後大事であると考えております。

ダメージの縮小策としては、議員がおっしゃるように周辺自治体との連携ですとか、アク

セス道路などの整備とともに、議員もおっしゃっておりますが、民間を含めた誘客対策を進めることが大事であるかと思っております。また、さきの議員の質問にも答えてございますが、伊豆縦貫自動車道の道路利用の誘客対策につきましても、このたびのレップジャパンさんとの連携協定など官民一体となった協力関係が重要となってきておりますので、その点でも連携による効果が期待できるものと考えております。

そういうことで、先ほど議員が提案でございました看板設置等にも民間等を利用して一緒にやることも今後考えられるのかなと、そういうように思っております。

もう一つ、私は今回の一部開通の利点として、もう一つ、経済対策もありますけれども、大きなものがあるというのは、今後、天城区間の早期開通を願う中で、数々の効果に期待をされますけれども、今回の一部開通は機運を高めたということでは、大変大きな意味があったと思います。確かに、経済的な部分では影響を受けておりますが、全体を進めるという意味では大きな意味があったのかなと思っております。

特に、その中で私は注目をしたのは、賀茂地区の1市4町で構成をする下田地区消防組合に救急搬送の比較を尋ねてみました。昨年と今回とどう違うのかということでございます。令和4年度の救急搬送の件数は3,587件で、そのうち第3次救急指定病院のある伊豆の国市の順天堂静岡病院などに行く天城峠を超えた件数は403件で、約11%でありました。また、昼間のドクターヘリの運行は243件で、7%で、明らかに早朝夜間が多くの搬送が天城峠越えで行われていることが分かりました。

そういう中で、救急救命医療で言われている発症後の1時間以内の処置について、これ救急の関係ではゴールデンアワーと言っているそうでございますから、重要な1時間以内というのが大変重要な時間軸でありまして、まさしく早期の処置が救命に大きく関係すると言われております。特に脳疾患については、処置までの時間が救命や後遺症も含めて大きな意味を持っております。

しかしながら、これまで順天堂病院までの搬送は、当町を除いて1時間以上かかっており、また、山道の搬送も大きな患者への負担となっております。消防本部では、このたびの河津下田区間の一部開通で、搬送時間が約10分から15分時間短縮となり、この区間だけでも予想以上の効果を実感していますとの現場の声もございました。残る天城峠区間が命を救う道としても大きな効果が期待できまして、この区間の一日でも早い開通に向けて今後も努力したいと思っております。

お尋ねの看板設置の件でございますが、景観に配慮した形で、設置や候補地の可能性があ

るなど考えてみたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろありがとうございました。

新しい道路が、伊豆縦貫道の一部ですけれども、できたことによって緊急搬送とか、そういう大きなメリットは生んでいると思います。新しい高速道路やバイパスや橋ができると、物流とか緊急搬送、観光客増加などのメリットがあるんですけれども、反面、住民の買物や外食が新しい道路によって、商業施設が整っている隣の市町のほうに流出するというケースが、過去大体よく見られるんです。いわゆるストロー効果と言われて、こう吸い取られちゃうということです。便利になったから、先ほど町長もおっしゃったように、緊急搬送とか、とってもすごい大きなメリットがあるんですけども、ちょっと通常の買物が商店街から向こうに吸い取られるとか、そういうことが多々起こるといふのがあります。

伊豆縦貫の月ヶ瀬から1区間延長工事が承認されたということもありまして、今度はそういうストロー効果で河津町が近い将来そのようなことにならないように、地産地消、地域密着、そして人気の集客施設などを造ってやっていくといいと思います。通行量減少のダメージを少しでも食い止める看板戦略やその他の施策を早急にいろいろ考えてくださるといふことで、よろしく願いいたします。

2つ目の質問です。通行量確保となるべく集客施設の設備についてです。

誘因力のある拠点を作る、早いのは直売所とお土産のお店で、例えば桜交流館の物販スペースを大幅拡大して、民間や団体とのジョイントで道の駅となればすばらしいと思います。以前、町は七滝の逆川のインターチェンジ付近に地域活性化拠点や道の駅も選択肢の一つとして検討されたようですが、インターチェンジ付近もいいんですけども、インターチェンジ付近ではなく、河津町中心部に往復で寄ってもらわないといけません。

したがって、河津町内と天城峠の同線上に集客拠点が欲しい、海沿いで帰る人も寄ってもらえるし、河津町民の利用も大きい、既存の商業施設や飲食店にも寄ってもらえます。町が言うにぎわい創出ともなります。通行量確保となるにぎわい創出の基盤整備について、町として及び町と民間のジョイントなどで取り組むお考えがあるかお聞きします。もちろん、簡単にできないというのは重々承知していますし、過去からいろいろ検討されているということも知っていますが、町の人々の希望がありますので、ここでちょっと質問させていただきます。どうぞ。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の通行量確保となるべき集客施設整備についてお答えします。

現状の河津町として、インターチェンジの利用促進するためということで、現状では民間も含めた事業者や周辺市町へのアクセス道としての強化が大事であると思っております。確かに、インターチェンジ、河津は少なくなっていることもあるわけでございますけれども、全体のパイとしては、どうやって周遊を高めていくかが今後の大きな課題でありますし、そのためにアクセス道の整備も検討、国等に要望しているところでございます。

また、具体的には民間事業者との経済活性化連携協定など、誘客ですとか、あるいは県に対しては、先ほども述べたようにアクセス道の整備だとか、また、町も将来を考えて、例えば、縦貫道を下りた後の道路整備、例えば浜峰線ですとか、落合縄地線なんかも、その縦貫道と関連がある道路だと思いますので、そういうアクセス道路も含めて県に今後は充実するように呼びかけていきたいなと思っております。

また、周辺の市町、例えば議員がおっしゃるように、白浜地区との連携ですとか、東伊豆町との連携も含めて、どうしていくかというのも今後やっぱり進めていく上で大変重要なことでありますし、東伊豆町については、最初は天城峠の整備促進規制道に入っていなかったわけでございますけれども、私が町長になりまして、一緒になってやっていこうということで、東伊豆町も入ってもらったような経緯がございますので、東伊豆町もやっぱりそういう認識を持っていると思いますので、ある面で危機感も持っている可能性もありますので、今後一緒になって、特に河津七滝インターチェンジを下りてもらったりするためにはどうしても近隣市町、下田市東伊豆町との関連も重要になってくるのかなと思っております。

また、集客施設につきましては、今後の課題となりますけれども、地域振興のための施設整備が大事かと思っております。ただ、この建設についてもライフサイクルコストを考えたときに、やっぱり民間事業者の力を借りてサウンディング調査を行った上で、町と検討委員会で方向性を決めていくのが、私は今の方法かなということで、現実的には今その方向で検討を進めている状況でございますので、今後そういうことで、集客施設についても検討を進めたいなと。特にこれは学校跡地の保護、そういう形で進めたらどうかなということで、現在、進めているところでございます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町長、どうもありがとうございました。

ずっといろいろ考えていてくださるということで、引き続きよろしくお願ひします。集客拠点よりも先に、おっしゃるとおりアクセス道路の管理、近隣市町と連携して、そういう行きやすい場所、行きやすい道路、そういうのももちろんインフラとしては必要になると思ひますし、そういう集客施設でも民間で役場が全部やらなくてもよくて、ジョイントなり、まずは民間でやれるような条件を提示して、いろいろ出店して下さったら少しずつ潤うなど思ひます。よろしくお願ひします。

3番目の質問をさせていただきます。移動困窮者の支援についてです。

河津町は障害のある方に対して、タクシー券やガソリン券を支給し、外出の支援をしています。自立している高齢者には、買物やサロンへの送迎のボランティアタクシーがありますが、乗車に関して手助けが必要な方は利用できなくなります。お隣の東伊豆町も高齢者に対し町内全域で、行事、イベント、買物への移動支援を10分100円で実施していますし、松崎町はタクシー初乗り料金補助を年5回、西伊豆町はタクシー利用料金の半額補助、いろいろ各市町によって福祉型でやっておりますが、しかしながらどの支援も障害者の認定がなくて、乗車のときにちょっと介助が必要な町民に対しては、移動支援がなかったり、または利用しにくい状態があるようです。

河津の町が言うように、介護は民間の仕事、介護予防が町の仕事とおっしゃいます。外出支援はひきこもり、人と合わない、話さない、自分で買い物しない、町の支援サロンに行けない、そのようなことを防ぐことで、これは介護予防であります。であれば、移動支援は町の補助対象であり、何らかの補助が欲しいところです。ちょっと不自由だが、一生懸命外出の努力を自立でキープしている、また介護予防に自分で励んでいる人たちを、町の支援のはざままで置いてけぼりにしないよう町の支援が欲しいところです。

これは、そんな大きな予算はかからないと思うので、身体介護可能な移動支援タクシーなどの利用補助についてご検討いただけるようお願いいたします。質問しました。どうぞ。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3問目の移動困窮者への支援策について、特に移動支援の関係でご質問だったと思ひます。お答えします。

公共交通対策については、町の交通対策会議等でやってございますが、特にこの交通対策というのは過疎地域にとって、とっても重要な問題だと私は認識をしております。特に、最近感じているのは、これまで上地区が大変、交通困難地域として、高齢者にとって思っ

たわけでございますけれども、実際は、私の耳に入っているのは、平ら地区でも高齢者から移動支援がなかなか難しいよというような話も最近耳にするようになりました。この問題、要するに町全体の問題になってきているなということでございます。そういう認識でございます。

特に、タクシーの台数が少ないとか、そんな話も聞きますし、夜間はやっていないとか、そういうことで困っているよとか、そんなこともありますし、なかなか交通問題が重要であるけれども、なかなか根本的な解決がついていないのが今の現状だと思っております。町はこれまで、自主運行バスですとか、町営バス、町バスなども現在も展開をしてくれておりますが、なかなか有効な手段ができていない状況でございます。

また、議員がおっしゃるように福祉的な事業としても社会福祉協議会で行っている送迎事業もありますし、その中でも運転者などのボランティアの確保が難しいという話も聞いておったりもします。特に高齢者の移動手段について、町の公共事業の中で重要な検討事項であるとは思っておりますが、なかなか現在は町バスとして上河津地区の自主運行バスの通っていない地区を対象とはしておりますが、バス路線への乗り入れができないなど大きな課題もございまして、なかなか思うように自主運行バスという町バスも運行ができないような状況もございます。

また、現状のバス路線用への運行規制ですとか、あるいはタクシー事業者の減少などがありまして、大変難しい点もございまして、町として重要な問題でありますので、タクシー事業者などに町が提案を行うなど、一歩進んで町も対応していかなければならないと、そういうように思っております。

これまで、なかなかできない、できないでいたわけですが、どうしてもやらざるを得ない状況もありますので、一歩進んで町としてこの問題には取り組んでいきたいと、そういうように思っております。

また、議員がお尋ねの移動困窮者の対応について、現段階では対策案など持っておりませんが、今後どのようなことが考えられるのか、あるいは今後の課題として考えてみたいなど思っております。また全般的について担当課長に答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 私のほうから答弁させていただきます。

議員のおっしゃるように高齢者による免許返納等により、自家用車を運転することができ

なくなり、移動手段に苦慮されている方々への対応についての重要性は十分認識しております。また、そういった方々においても、外出や社会参加による健康増進、フレイル予防は生きがいや生活の質の向上につながり、後々には医療費の抑制にもつながっていくものと考えております。

移動手段については、元気な方ですとか、最寄りのバス停や駅まで歩いている方、そういったバス等を使える方については、積極的に公共交通を利用していただき、公共交通を地域で守り、同時に歩くことにより健康増進につなげていければと考えております。また、交通空白地域にお住まいであったり、最寄りのバス停や駅まで歩いて行けない方、バス等の利用が困難な方にとっては、町としましては高齢者版社会資源マップ等に活用できる移動手段について一覧にして掲載しておりますが、今後も町民へ情報を分かりやすく示していきたいと考えております。

全ての方々の移動手段を確保することは困難であります。様々な事業主体の移動手段を活用しながら、今後も様々な形でサービスを提供する事業者が出てきていただければありがたいと考えております。今後もまたいろいろなサービスを提供する事業者が出てくる可能性もありますので、情報収集と適切な情報提供に努めていきたいと考えております。

また、経済的な外出支援については、民間が事業主体のものについては、運営形態、料金等様々であります。町民の方が利用するに当たっては、料金も大きな要素になるかと思っておりますので、情報を収集するとともに今後の外出支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） どうもありがとうございました。

僕の質問は、障害者でもなくて、移動について自立した高齢者については、いろいろ支援の話があるけれども、そうでない人がちょっと抜けているということで、今、介護課長のお話にあったように、外出するのに、いわゆる身体介護を伴う外出というのは、やっぱりそういう町の人々の事業、個人事業も何件かあるし、会社もあるんですけども、やっぱり高いですよ、一般の人がそれを利用しようとなると、1回ね。当然、身体介護の資格を持ってやるから、どうしてもそうなる。ですけれども、先ほど介護課長さんがおっしゃってくれたように、外出支援については、いろいろ町の事業主さんのヒアリングをしながら検討していただけるということで、ぜひお願いします。

それで、今、車椅子やシニアカーで頑張っている人も比較的安心して行動できるというの

が、先ほど町長も、平地の部分でもと言っていたけれども、駅周辺ぐらいしかないんですよ。ここの役場近辺でさえも段差があったり歩道が途中でなくなっちゃったりして、行動しにくくて、いつ事故にあってもおかしくない状態というふうに民生児童委員の方がおっしゃっています。坂の多い河津町では車椅子ではちょっときついです。電動車椅子で国道を移動している人も見かけます。事故に遭う前に何らかの、それをやったからといって事故が完全に防げるかは別ですけども、その確率を減らすためにも、その利用券などの検討をさせていただければいいと思います。

私の質問以上です。本日の定例会議で私の質問と提案、町の人々の意見を、要望と提案は、河津桜まつりの好意醸成策と経済波及効果を高める施策について、それから縦貫道河津下田線の経済ダメージの救済と看板戦略と集客にぎわい創出拠点の整備、それから最後に、支援のはざまにある移動困窮者の救済のお願いについてお聞きし、町の人たちの要望をお伝えし、ご提案いたしました。それぞれについて、可能な線でご検討いただけると町の人たちは助かります。

以上で質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

14時まで休憩とします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員の一般質問を許します。

7番、上村和正議員。

〔7番 上村和正君登壇〕

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

令和5年第2回定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答で質問をいたします。

町長及び担当課長の答弁を求めます。

私の質問は空き家全般についてお伺いいたします。

質問の前に、4月13日伊豆新聞のコラムを紹介させていただきます。

「雨水の重みで天井板が剥がれ、直下の畳はカビだらけ、伊東市内にある築約50年の実家である。両親が相次いで他界。それまで大きなトラブルがなかった在来木造住宅だが、空き家となって急速に痛みが進み、雨漏りが始まった。屋根の修理費には数十万円の費用がかかるとのこと、将来住む予定がなく、放置すれば、防犯、防災面で不安がある。家族と相談し解体処分を検討することにした。解体業者が出した見積額は170万円から190万円、家財の処分を合わせると200万円超えの出費となる。解体して更地とした場合、固定資産税は軽減特例がなくなり6倍に、不動産業者には解体を思いとどまるよう諭された。聞けば、人気の住宅地は別だが、土地を取得して家を新築すれば1,000万円単位の資金が必要、利便性に劣る宅地の需要は少なく、リフォームをして手頃な価格で売り出したほうが買い手がつきやすいとの説明だった。放置空き家が増え続ける原因を当事者として学んだ思いである。伊豆市では本年度、固定資産税免税と解体補助をセットにした支援を始めた。こうした行政の支援はありがたい。一方で、家族の思いがそこかしこに刻まれた家でもある。お金のことを含めて悩ましい問題である」というコラムでございました。

では、うちの町ではどうだろうという思いで今回の質問をさせていただきます。

まず1点目、空き家の現状認識についてお伺いいたします。

まず、固定資産税の納付状況から見た住宅建築物件数は。

次に、課税免税点未満の家屋の数は。

そして、現在の住所登録の世帯数は何世帯あるのか。

また、町として、空き家としてどの程度認識をしているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村議員の空き家の現状について4点ほどお尋ねですので、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木垂弥君） 私からは、固定資産税関係についてご説明をさせていただきます。

固定資産税上、新造築家屋の棟数は、建築確認申請及び現地調査等の情報収集により把握を行っております。令和4年中には、木造25棟、非木造1棟、合計26棟の新造築家屋について評価を行いました。

令和5年度の固定資産税の家屋の課税状況におきましては、令和5年1月1日現在の家屋棟数6,653棟に対して課税をいたしました。内訳は、木造が5,573棟、非木造1,080棟でした。

次に、課税免税点未満の家屋についてです。

固定資産税では、町内において同一の人が所有する土地、家屋、償却資産に対する課税標準となるべき額の基準額が、土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合、固定資産税を課することができないとされています。

さきに申しあげました令和5年度の固定資産税の課税家屋6,653棟のうち、この課税されないとされた免税点未満の家屋は478棟でした。

続いて、住所登録世帯数です。

さきに申しあげた固定資産税の基準となる令和5年1月1日現在の世帯数は3,303世帯でした。最新の世帯数でいいますと、6月1日現在は3,289世帯です。

最後に、空き家についてですが、空き家等というのが空き家等対策の推進に関する特別措置法の定義によりますと、建築物またはこれに付随する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地とされています。家屋の課税状況だけからは、この定義による空き家の数を推定することは難しいと思われています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

総物件数6,653棟あるということで、約半数近くがその住所のない方が住まわれている、住所のある方は3,000ぐらいで、残りは別荘とか何かしら使われているという認識でおります。今後は、先ほど言われましたように、空き家の定義というのがちょっと難しいのかなと思うんですけれども、空き家の数を把握する実態調査、今後やっていくのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、私たちも地区の情報があれば提供していく考えもございます。その辺について町の見解をお伺いいたします。

空き家にこの固定資産税情報、これはちょっと活用できるということで国交省の資料に出ていたんですけれども、この空き家担当部局に情報提供しても地方税法上の守秘義務に抵触しないものと解させれているというふうに記載しているんですけれども、この辺につきまして

町はこの固定資産税情報、今後活用していく考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問でございますが、国との情報についてはまだ町の具体的な施策の方針等が決まっておりませんので、今後の検討事項になるかなと思っております。

何よりも空き家については大きな問題あるという認識もございますし、今後の対応として、空き家の把握についてから始める必要があるのかなと感じもします。ただ具体的にどういう形でやっていくのかとまだ制度設計できておりませんので、今後の課題としたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

今後の課題ということで、今後検討されていくのかなと思います。

続きまして、2問目の質問に移りたいと思います。

静岡県空き家等対策推進協議会、こういうものがあるんですけども、こちらについてお伺いいたします。

まず、この協議会の内容及び目的は何かお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） お尋ねの件については担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） それでは、静岡県の空き家等対策推進協議会について説明をさせていただきます。

この協議会については、宅地建物取引業協会、不動産協会、建築士会、司法書士会など8団体で構成され、消費者に対し安心安全な空き家が流通するよう空き家の諸問題に関する対策を推進し、空き家の流通の活性化を図ることを目的として空き家対策推進事業の普及及び啓発を実施していると聞いております。

具体的な内容としましては、県が実施するワンストップ相談会、フォローアップ支援、出前講座の業務委託などを請け負い、専門家が空き家所有者等の相談に応じているということです。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

ワンストップフォローとか出前講座をやられているということでもありますけれども、この協議会でございますけれども、担当課は防災課のようでもありますけれども、町としてこの防犯防災面から空き家に対するこの取組をお伺いしたいと思います。先ほど、出前とかそういうのをこの推進協議会でやっているという話なんですけれども、もし当町における実績等もあれば教えていただきたいと思います。

すみません、もう1点ございます。

次に、所有者不存在、この質問通告書の3番目になりますけれども、所有者不存在の場合の対応についてお伺いいたします。

これは例えば、所有者調査を進めていったところ、登記上所有者は死亡し相続人が不存在であった場合についてどのように対応していくのかお伺いいたします。

また、空き家で所有者に、例えば、固定資産税の納付書を送っても返答がなく滞納なのか不存在なのかの数、現況をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） じゃ、すみません、私のほうから防災課としての取組ということなんです、実績というようなご質問ございましたが、先ほど具体的な今の現状では、先ほどの推進協議会などを利用した相談会とかの実績はまだ行っておりません。現状ではまだ県主催の空き家等対策市町連絡会議というのが毎年開催されておりますが、そちらのほうに出席をしまして、国の制度などの情報共有や空き家に関する諸問題に対する取組事例などを聞きながら、今後の対策の参考としていきたいというようなことで考えております。

それとあと、所有者不存在の空き家ということについてはまだ空き家の具体的なその実態調査とかも行っておりませんので、現状ではこの所有者不存在の空き家については把握しておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 納付書が戻ってきているかということなんですけれども、戻ってきているものもありますが、それが全て空き家かどうかというのは確認はこちらでは分かっておりません。調査を尽くすようになります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

分からないという状況でございます。防災課長の答弁、今後考えているという答えをいただきました。

続きまして、特定空き家についてお伺いいたします。

この特定空き家、これ特定空き家とはそもそもどういったものなのか、この説明をまずお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、特定空き家についてお尋ねですので、どんなものかということでお答えしたいと思っております。

これは空家処置法に対する町の取組でございますが、平成26年11月に公布された法律であります。適正管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるとの背景から生まれた法律と解釈をしております。

河津町の今後の状況にもよりますが、現状では空き家バンク等の利用により、早い時期にその活用を図ることができれば問題ないと思われるので、できるだけ入居を勧める施策で対応したいと考えております。ケース・バイ・ケースによりますが、今後、特定空き家等の要件に該当する案件が出てきた場合には検討すべきと考えております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

特定空き家については今後検討していくというお答えがございました。

では、町内における特定空き家の調査状況、今のところないという話なんですけれども、これ例えば、特定空き家に指定されるとどういうことが起こるのか、その辺につきまして、制度的なことなんですけれども、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの2点について答弁差し上げます。

調査状況は、後ほど担当課長のほうから答弁させます。

それから、特定空き家に指定されるとどうなるかというご質問でしたので、お答えします。指定を受けた特定空き家とは次のようなことを言います。1つは、倒壊等著しく保安上危

険となる恐れがある状況、2つ目は、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目として、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状況、4つ目として、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

特定空き家等に対する処置として、立ち入り調査ですとか、指導、勧告、命令、代執行等の処置が可能になります。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） すみません、調査の状況という部分でお答えさせていただきますが、先ほども答弁させていただきましたが、現状では、すみません、空き家の調査というのは具体的には行っておりません。今後の取組としては、まず、現在空き家がどの程度あるのか実態調査などを行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） いずれも今後の話かなと思っています。

ひとつ課題認識としまして、その放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、もしくは衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損ねている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である、こういったものが当てはまるということなんですけれども、このことは町として好ましくないという、まずそもそも認識でよろしいでしょうか。

また、空き家等でこの管理不全として町民から通報等を受けた経緯があるのかどうか、その辺につきましても分かりましたらお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 通報があったかどうかというのはちょっと私は認識しておりません。担当課のほうで後ほど、そういうのがあったかどうかお答えしたいと思っております。

現状では特定空き家に該当するものはないという意識がございますけれども、今後、そういう先ほど申し上げましたけれども、ケース・バイ・ケースによりそういうものがあれば、そういうものに対応しなければいけないのかなと思っております。

ただその判定の基準を作らなければならないものですから、やはり協議会的なものは立ち上げた中で、判定を一律のものを決めた中で、そのときに決めていくような仕組みを作っていくのが、私は適当かなと思っておりますので、そういう中で特定空き家という要件が出て

きたら、そういう形で今後ケース・バイ・ケースとして対応していきたいなと思っております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 昨年ですと、空き家の問題があるといえますか、管理が行き届いていない空き家の問合せというのは二、三件ほどございました。町としては、所有者の方に連絡をして適正な管理を促しているというところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

ちょっと、担当課では通報があることによるということは、やはり管理不全であるという家は何件かあるんじゃないかという、多分回答だったと思います。町長の認識としては今のところないみたいな感じだったのかなと思っております。

今後、協議会を開催して、いずれはこれは多分、空き家対策等の計画を立てていかなければならない案件じゃないかなと思っております。今後この辺につきましても実施されていくのか、その辺についてはちょっと3回目を過ぎてしまいますので、どこかでお答えいただければと思います。

続きまして、空き家バンク制度についてお伺いいたします。

この空き家バンク制度でございますけれども、取組内容、空き家の活用支援補助制度の内容及び利用状況をお伺いいたします。

また、空き家情報バンクの業務委託の収支及び成果についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、空き家バンク制度についてお答えします。

利用状況等でございます。利用状況については後ほど担当課長より、ごめんなさい、空き家バンクの取組の状況でございますが、空き家バンクの登録推進につきましては、町民生活課による年度初めの固定資産税の郵送通知の際に制度の勧めと登録について案内を送ってございます。

この通知を見て町外の方などが申込みを検討するなど、役場を訪れて検討等についての問合せがある場合がございます。この固定資産税の通知に空き家バンクの利用の通知を送って

おりますが、これは有効な手段だと考えております。

登録すると、物件にもよりますが、今の状況では比較的早い時期にまとまることが多くあります。そういうことで、登録していただければ、なるべく早い時期にまとまるケースが多くあると思っております。

また、空き家バンクの業務委託の収支及び成果については、担当課長より答弁させます。
以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私から、空き家情報バンクの利用状況等について説明をさせていただきます。

まず、空き家情報バンクについては、基本的に所有者等からの申出により、こちらのほうで調査して情報登録をしているということでご理解いただきたいと思います。そういった業務につきましては、空き家情報バンクの業務委託ということで民間企業に業務を委託しているところでございます。

まず、家主から依頼があった場合、物件調査の実施登録事務及び、利用希望者からの物件内容の相談、移住環境情報の相談等、対応等、そういった業務委託のほうで行っております。

令和4年度の経費利用実績見込みでございますが、新規物件調査が19件、1件5万円の委託料、2年以内の再登録物件2件につきまして1件2万5,000円の委託料、あと相談業務につきましては1か月2万円の12か月分ということで、そちらに消費税を加えまして、1年間の委託料につきましては136万4,000円の実績でございます。

次に、空き家情報バンクのほうの利用をしていただくために、お試し移住の体験施設の運営をさせていただきます。こちら、田中地区にお試し移住体験施設なごみの里かわづを運営させていただきます。1泊8人まで宿泊することができまして、1人1泊3,500円で宿泊することができます。キッチンスペース等も有しております、ある程度の期間、町の環境を感じながら移住体験できる施設となっております。

令和4年度の収支実績でございますが、町からの費用は施設借上料として月3万円プラス消費税で年間39万6,000円、収入は宿泊費の5%を町で負担するということになりまして2万2,050円の収入でございます。利用者数は20組44人の利用がございました。

次に、空き家情報バンク活用支援補助金でございますが、以前にも他議員からの質問に説明をさせていただいておりますが、本制度は物件改修支援事業と物件利用促進事業があり、改修支援事業につきましては住宅の機能、性能の維持向上を目的とした10万円以上の改修と

事業費の20%20万円を上限に助成をいたします。利用促進事業につきましては、登録物件の取得経費の3%以内、30万円を上限に助成または登録物件を賃借した場合の家賃2分の1、月3万円を上限に3か月分助成するものでございます。

令和4年度の補助実績はございませんでした。今年度は、既に1件申請がございます。

さらなる普及促進を図るため、現在、申請期間が移住後6か月までとしておりますが、期間延長等の改善を検討しているところでございます。

空き家の登録状況につきましては、現在71件で、受付中の物件は8件でございます。登録数促進のため、先ほど町長が申しましたとおり、固定資産税納付納税通知書の交付時期にチラシ等を封入するなどして登録件数の増加に努めているところでございます。

令和4年度中の登録件数は21件でございました。空き家バンクの契約数が6件、個別の契約等による登録の取下げが5件、ただ令和5年度4月中にも4件取消しがございました。

先ほど質問にもありました特定空き家の対策の一助となっておりますので、積極的な活用をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 空き家バンクの件ありがとうございます。

令和5年が6件、今8件ぐらいが載っているという話でしたけれども、何か取り消しがあるという話ですけれども、取り消しの理由というのはどんなことが、もしあったら後で教えてもらいたいんですけれども。

あと、その空き家情報一覧が見つらいという話を、ちょっと以前、委員会の中で同僚議員から質問があったかと思うんですけれども、これちょっと時々空き家情報バンクを見ているんですけれども、なかなか改善されてこないんですけれども、この理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

ほかの自治体の空き家バンクは、例えば、写真が10枚程度載っていたりとか、グーグルマップによる位置情報や窓からの景色、ハザードマップの情報など、かなり詳細に掲載されております。これらのことは掲載できないでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、空き家情報一覧の中には上物がある物件しか載っていないんですけれども、町として今後、空き家等の跡地いわゆる空き地について、移住者増のためにも町内の建築業者の仕事創出のためにも、空き地についての紹介、情報提供について、町の見解をお伺いしたいと思います。これは空家特措法の中に、市町村は空き家等及び空き家等の跡地に関する

情報の提供その他、これらを活用するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする場合がございますので、家だけではなく土地についても、今後検討していくかどうかの見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、現在お尋ねの空き家等の跡地についてでございますけれども、当然、土地については所有者があれば所有者が管理するものだと思っております。ただ、土地を有効活用を図るという意味で売買ですとか、活用が図れば一番いいわけですので、その点については町というよりも、例えば、不動産業者ですとか、個人の持ち主さんが基本的にはすべきものと考えておりました、今のところ、空き家については重要だと思っておりますが、空き地についてはまだそこまで考えている状況ではございませんので、それにお答えしたいと思っております。

それから、先ほどお尋ねの空き家情報の改善とか、あるいは取り消しの理由については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 先ほどの取り消し案件の状況ですけれども、これは個別に契約が成立したということで、個人的に契約が成立したので空き家情報バンクのほうを取り消させていただきますよというような状況が主でございます。

あとホームページでございますが、前回の他の議員の質問によりまして、詳細情報は載せるように今回改善をしてございます。ただ、写真等の情報載っている量が少ないという意見がございましたけれども、現在空き家情報バンクは掲載後すぐ契約がされるような状況です。それで、電話で相談あれば、写真を詳細を見せたいという要望があれば、こちらでも対応しております。まず、写真を見てそれで終わりではなくて、1回電話とかそういった連絡をいただいて、そういった情報をやり取りした中で対応しているということで、ご理解いただければなというふうに思っております。

まずは登録物件数の増加にまずは努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

ちょっともう少し詳細にこの情報の、やはり載せたほうがいいんじゃないかなという思い

でございます。

また、物件数を増やしたいという話、課長さんから今いただいたんですけれども、土地についてもやはり物件の一つでありますので、ぜひとも増やしていただければと私は思っております。

続きまして、この空き地の情報収集して活用を図ることで関係人口の増加や移住者増加が見込まれます。例えば、購入者があれば建築等の増加も見込まれます。また、購入者が見つからない場合でも、桜まつりの駐車場対策、先ほど交通対策の課題もいろいろありましたけれども、こういった問題の駐車場の確保や、例えば、海岸線の土地であれば、釣り人や海水浴の駐車場としても利用が考えられます。また、町民も受け入れられることのできるポケットパークや災害時等に避難することが可能な防災空き地や避難所、または地域に開放する公的な駐車場など、これらは空き家特措法の財政支援の一つであります空き家対策総合支援事業の活用も考えられます。

空き地についていま一度町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今お尋ねの取り壊し後の空き地の関係でございますが、基本的には、町としては現在は公的な、害のあるといたしますか、先ほど言った特定空き家に該当するようなものについては考えておりますが、その後の土地については現在のところ、所有者のそういう努力に委ねたり、不動産屋を通したりという形で活用していくべきだと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。

じゃ、続きまして、固定資産税についてお伺いいたします。

固定資産税の現況及び軽減特例って、先ほどの伊豆新聞のコラムにありましたけれども、この軽減特例というのはどういった制度なのか、制度について説明をお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） それでは、令和5年度の固定資産税の課税状況について申し上げます。

令和5年度当初調定額は固定資産税全体で5億8,477万1,000円、前年度より3,314万2,000円の減となりました。現年度課税分は5億6,252万5,000円、前年度より2,905万8,000円の減、前年度比95.09%となりました。

内訳としましては、土地が1億3,335万4,000円、前年度比97.03%、家屋が2億3,852万6,000円、前年度比100.41%、償却資産が1億9,064万6,000円、前年度比88.02%でした。

固定資産の課税状況は以上です。

続いて、次に、軽減特例についてです。

軽減特例は住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例のことと思われませんが、この特例は、住宅が建つ住宅用地の税負担を軽減することを目的として、住宅用地の面積によって土地の課税標準額が軽減される特例です。

住宅用地のうち、200平米までの部分の小規模住宅用地は課税標準額が価格の6分の1に、200平米を超える部分の一般住宅用地は課税標準額が価格の3分の1に軽減されます。

以上が軽減特例についての説明になります。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

特例することによって税率が6分の1になっていくという話でございます。

あと固定資産税の現況ということですが、年々減っている状況なのかなというふうに思います。

そこで、この空き家解体後の軽減特例についてなんですけれども、空き家解体後の減免についてお伺いいたします。

建物があることによる弊害や、所有者がお元気なうちに建物の解体などを行いたい意向に対して、軽減特例がなくても固定資産税を減免する施策が私は必要と考えております。町として、空き家解体後の軽減特例相当の減免について具体的な町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 空き家解体後の減免の見解ということでございます。

先ほど議員がお尋ねのように、新聞の記事等でもあったように、軽減特例の中で6分の1に軽減されているということで、家屋がなくなるとその土地については元に戻るわけでございますので、ただその中でも評価額が70%に抑えられておりますので、いきなり6倍ということではならなくて、大体3割か4割程度の税金上がるのかなという、そんな計算もしてございますけれども、そういうことで空き家解体をすることによって固定資産税高くなるということではなかなか空き家解体されないというのを、先ほど新聞の記事でもあったかと思いますが、そういうことがあるということは承知をしております。

ただ今後ですけれども、この制度について解体を進めるにはやはりそういう減免制度とい

いますか、議員がおっしゃるような、そういうこともやっぱり考えてみる必要があるのかなという感じを持っております。それも何年間なのかとか、いろいろ制度設計しなきゃならないと思います。それと、どういうものが対象とするのかということもありますんで、それについて少し考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 制度的なことということで、考えてみたいという、検討ではなく考えてみたいという何か、ありがとうございました。ぜひ考えていただきたいと思います。あともう一回質問が残っているんで、いつ頃までにお答えをいただけるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） いつ頃までというはっきりしたものは言えませんが、実は制度設計の、私の中でもありますんで、この点も含めて制度設計の中で担当職員と私とで検討を進めてみたいと思っております。とにかく一概というか、この空き家対策についてまず利用してもらうことが一番だと思いますし、壊す前にそれを重点的にやりたいと思っておりますし、だからどうしても、やはり空き家として残す、危険性があるという場合には解体しなきゃならない場合もありますんで、その場合にはこの軽減措置等についてもやっぱり変えざるを得ないということだと思いますんで、町の制度設計の中で具体的に、例えば、期間ですとか、どの程度にするのか、例えば、他市町の例だとかも含めて考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ぜひ考えていただきたいと思います。

続きまして、先ほどのコラムにもありましたけれども、この空き家の解体について、町長の答えでも考えてみたいか検討しないという答えが返ってくるのは分かっているんで、ちょっと質問するのも何なんですけれども、この空き家解体についてお伺いいたします。

最初の新聞のコラムにもありましたように、伊豆市では固定資産税減免と解体費補助をセットで支援を始めております。町として、この解体に対する補助事業の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほどの質問のお答えと同じような形になってしまうんですけども、先ほども申しましたけれども、一般的にいう空き家解体については、現在のところ町の制度はないわけですが、解体に至るまでそれぞれの状況が実はございます。例えば、所有者の問題ですとか、その家族の問題とか、いろんな問題がありまして、なかなか解体に至ったりとか、空き家になる場合がございます。そういう状況があるわけですが、なるべく空き家になった早い時期に、例えば、議員がおっしゃるように、空き家バンクの登録だったり、利活用を図ることが、解体までにいかない状況を防ぐことになると思いますので、早い段階での対応ができるように、取りあえず空き家バンクを中心として推進を図っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

空き家になった早い時期に空き家バンクに登録していただきたいという話でございました。

1番最初の質問に戻りますけれども、空き家の、要するに、何ですか、実態調査といいますが、空き家の基準といいますが、その辺がまだはっきりしていない状況ではあると思うんですけども、そういう場合の空き家に登録してもらう手段といいますが、先ほどの郵送で送っているという話だったんですけども、もっと積極的に、例えば、地区住民というかそういう人たち、地元の人にこの家はもう何年も人が住んでいないよとか、水道料全然使われていないよとか、そういう情報があればどんどん拾い出して、空き家であるということを目に判明して、空き家バンクに登録してもらう、そういったことを進めていく方法が一番いいんじゃないかなと私は思うんですけども、そういう積極的な行動を今後していく予定があるのかどうか。

今回7件か8件ぐらいの成約があったんじゃないかなと思うんですけども。多分最初の数字からいくと6,600件のうち実際の住所登録者数は3,300、実際残りの3,000近くは何らかの形で住所がない方であって、その他別荘とか、たまに来るとか、昔実家があったとか、そういった方々ではないかと思えます。少なくともそのうちの何割かは本当の空き家じゃないかなと思うんですけども、そういったところに積極的に、空き家バンクに登録するために、話しかけていく、そういった手法みたいなもの、もしあればお答えいただきたいと思うんですけども。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 空き家バンクの登録については努力しているつもりでございますが、これはなかなか持ち主さんの事情といたしますかね、いろんなことがあることもございます。例えば、相続の問題ですとか、この相続については、ご存じのように、来年4月から相続登記の義務化がされますんで、そういうことも少し追い風になるのかなと思いますし、また今年是不動産に関する、国のほうに委託するような制度も始まっておりますんで、そういう面からも少しずつ改善されてくるのかなという感じがします。

ただ現状としては、なかなか空き家の状況も個人個人いろいろ違います。そして、なかなか手が出せない部分があったりとか、あと持ち主の考え方といたしますか、例えば、そこを残したいという方も中にはいたり、自分の思いがあったりという方もありますんで、いろんな状況がございますが、町としてはなるべく空き家をつくらないで、特に特定空き家にならないような状況で、とにかく空き家バンク自体を進めていきたいなと思っておりますんで、ご理解願いたいと思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

制度的に新しい制度も変わるということで、お伺いしました。これによってより空き家が少なくなればいいとは思うんですけども、実際人口減少のスピードは加速的に進んでおりますし、空き家の数も増えているのではないかなと思います。

その辺を対策を考えて、結局は、町として、空き家ができて所有者が分からなくなる前にぜひやってもらいたいと思うんですけども、町として助言、指導、勧告、命令、代執行というパターンを踏むのかなと思うんですけども、要するに空き家として、後で空き家になりました、所有者が分かりませんという前にそういった対応をしていけば、後々町とのその仕事の負担といたしますかね、そういったものも軽減されるのかなという思いで、今回質問をさせていただきました。

私の質問はこれで以上でございます。ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員の一般質問は終わりました。

14時55分まで休憩とします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木です。

令和5年第2回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は次の3件になります。

1件目、河津バガテル公園運営のリスク管理について。

2件目、旧南中学校跡地の有効活用について。

3件目、河津桜まつり終了後の放置ごみ汚染問題について。

以上の3件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

質問入る前に1点だけ、今回私のこの質問につきまして、多くが町民の皆様からいただいた意見になります。と言いますのも、この一般質問につきましては、ご存じのようにテレビ中継もされておりますし、録画でも放送されます。それを多くの町民の皆様が見ており、そういう町民の方からよく言われるのが、例えば私についてですが、ちょっと質問が長くて分かりづらいとか、また答弁が分かりづらくて本当にかみ合っていないところもあるんじゃないかというふうな言葉もいただいております。ですので、私もなるべく短く分かりやすい質問をするように努めますので、答弁の皆様も、町民の皆様に分かりやすく話すような形の答弁という形で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1件目、河津バガテル公園運営のリスク管理についてお伺ひします。

まず、河津バガテル公園については、今年度から共立ソリューションズさんが指定管理者となつて運営を行つておひまして、インスタグラムですとか、いろいろSNSの発信とかを見ていますとほぼ毎日積極的な発信を行つて、またそれにつく評価なんかを見ますとかなり

いい具合でもって運営がされているのではないかと思います、順調な滑り出しかなというふうな判断をさせてもらっております。

バガテル公園については、現在、これは施設内が前面禁煙という形でもって運営されておりました、これは改正健康増進法ですか、こちらにのっとった取組として、非喫煙者の皆様の受動喫煙防止の観点からの措置として理解をしております。

一方で、昨今禁煙場所にもかかわらず喫煙する人が存在するということがSNSとかでも、またニュースで多く報じられて、結構社会問題として話題に上がってこともあり、私の覚えているところだと、全面禁煙の旅館の部屋で喫煙してそこのおかみさんが苦言を呈するといったようなこともニュースに載っていることは、皆様もご存じかと思われまます。

また、令和4年度の消防白書によると、その火災の出火原因の1位は相変わらずのたばこであり、全体の約8.6%を占めていますと、そのたばこの原因のうちの63%が不適切な場所への放置が原因という形でもって原因特定がされております。

実は、先日、バガテル公園に行った際に、第2駐車場、そちらの片隅にたばこの吸い殻が落ちているのを見かけました。私も喫煙者であり、そういう喫煙しちゃいけないところでは吸わないようにしているんですけども、元消防の分団長もやっていたこともありまして、その吸い殻を見たときに本当に、あ、火災にならなくてよかったなというのが一番最初に頭に浮かびました。

ここで、なぜポイ捨てされたのかということを考えてみますと、恐らくは、施設内が禁煙だったので、中を回って終わって駐車場に帰ってきたときに、ここならいいだろうという自己判断でもって喫煙をして、そのままポイ捨てしてしまったんじゃないかなというのが実情だろうというふうに思いました。

ここで施設運営とか施設管理の観点で考えたとき、この施設内全面禁煙で、監視が行き届かないところで喫煙ポイ捨てされたときの火災の危険性、こちらについて、これ全くもってのリスク管理という形になると思うんですけども、そちらについて、今現在の施設の持ち主であります河津町及び、また、今運営しています協立ソリューションズさんとどのような形での、もし、検討がされていれば、どのような検討がされたか、また考慮がされたかについてお分かりでしたら回答をお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木誠司議員の河津バガテル公園の運営のリスク管理についてということで、主に禁煙とその喫煙場所の関係でお尋ねですので、そのリスク管理につ

いてお尋ねですのでお答えします。

まず、禁煙になったいきさつについて、先ほど議員からもお尋ねありましたけれども、少しお話ししたいと思います。

これは令和元年4月1日に健康増進法の一部改正によりまして、多数の利用者がある施設について受動喫煙防止のための対策を行うことが義務づけられまして、望まない受動喫煙を防止するために公共施設の全面禁煙化や飲食店などの分煙化などが定められた、そういうこととございます。

この改正に伴いまして、河津バガテル公園の敷地内の全面禁煙と当時させていただいた経緯がございます。このときは町営の公園だったわけでございますけれども、禁煙とさせていただきます。

それから、お尋ねの件でございますけれども、今年度、指定管理者が、ご存じのように替わりまして、民間事業者へ管理をされております。

そういうことでお尋ねの件につきましては、新たな管理者に伝えまして適切な対応をお願いしたいと、そういうふうに関心しております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 町長から今、今後、指定管理者さんのほうに替わったので、適切な対応を考えているという形でもって、今、回答をいただきました。

近隣の同様の施設、いろいろ見ましたところ、東伊豆にありますアニマルキングダム、こちらやはり施設の、あそこも広大な歩く施設ですが、中に喫煙スペース、喫煙コーナーを約4か所ぐらい設置しているというのが分かります。また、下田の海中水族館におきましては、やはり建物は全面禁煙になっているんですけども、分煙となっているというふうな形で表記がされておりました。恐らく駐車場かどちらかのほうで、やはりその喫煙場所の灰皿を置いてあるのかなというふうに、私ちょっとまだ確認していないもんで正確なあれは分かりませんが、分煙という形になっておりますので。

ぜひ、やはり受動喫煙防止法で本当に喫煙しない方がその副流煙を吸うというのは、これはもうあってはいけないことですので、やはりそれプラス、その施設内でもってもしたばこの吸い殻によって火災が起こりますと、特に一番怖いのはやはり夜間になりますとなかなか人がいない施設ですので、ある程度火が大きくなると火災に気がつかないというような、そういうリスクもありますので、ぜひこの辺についてはもう一度検討をしてもらって、例え

ば、駐車場でも少し離れたところでも喫煙場所をつくるのはいいのかなど、私考えますので、検討のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、同じく河津バガテル公園につきましてですが、バガテル公園の運営に関しては、これはパリ市との間に1997年に締結された基本協定書及び、2002年に協定を結んだ河津バガテル公園バラ園内園芸管理支援協定に基づいて運営を行っていると思えますけれども、現在バラ園の一部を使って施設内にドッグランを建設して、好評を得ているというふうに聞いておりますが、こちら、先ほどの協定書及び基本協定書を見ますと、私のこれは判断というかちょっと見解としては、もしその施設内において新たな設備等を造るときには、パリ市のほうと協議するというような形で判断されましたもので、そちらのほうのパリ市との協議状況等あれば、また内容について分かれば、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、バガテル公園のドッグランについてお尋ねですので、お答えします。

このバガテル公園の内容につきましてですが、私が町長になりまして1期目のときに、当時設立時にパリ市に橋渡しをしたコンサルをされた日本人の方がパリ市におられまして、その方とお話を伺ったことがございます。それは当時のパリ市の状況等でございます。非公式な形でございますけれども、お話を伺ったことでございます。

その中で具体的なドッグランの話はしませんでした。パリ市との関係について、特に現状では問題になっていることはないようでしたので、特にコンタクトを取って行ったものではなくて、協定書の範囲内での変更でドッグランができたものとそういうふうに思っております。

今後のことでございますけれども、パリ市からの何らかのアクションにおけるリスク管理については、今のところ考えておりませんが、今後何らかの必要性がある場合には協定書に基づく協議が必要であると考えております。

なお、このドッグランの設置に関しては、その経緯等を担当課長より説明いたします。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、ドッグランの設置経緯について説明をさせていただきます。

近年、愛犬を連れて来園する客が増加していることから、お客さんの満足度アップとバラ

観賞以外のニーズに対する集客を目的に、令和3年度クラウドファンディングにて資金調達をし設置した施設でございます。先ほど町長が申しましたとおり、基本協定書に記載があるバガテル公園の名誉を傷つけることも、意向を危うくすることもなくというような文言ありますので、公園の景観を損なうことのないよう注視して設置している施設でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答で、パリ市の意向とか、その辺を損なうものでないという形でもってご判断されているというのが分かりました。

これ協定を結んでいるというのはやっぱり一番難しく、ましてや、先ほど言ったように、この協定がもう結ばれて20年以上たちまして、果たしてその協定を結んだときの、こちら河津町側では、例えば、町長ですとか皆さんその当時の方がいるんですけども、パリ市のほうもどういふふうな方がいるかというのは、今、多分あれですよ、こういう毎年の連絡等はやっていないと思いますので、なかなか難しいと思いますが、やはりこれまでの、今回リスク管理という点でもって、特に私が危惧するのが、今のお客様につきましてもインバウンドのお客様が増えて、またSNS、いろいろインスタグラムですとかフェイスブックですとか、各個人が発信する情報というのが瞬時に世界中に伝わる場所があります。その中でやはりこの、例えば、バガテル公園のドッグランについて、見たときに、あれ、これ、聞いていないなとかというような形で、何らかの形でパリ市のほうに伝わる可能性もあると思います。

やはりそういうのを考えますと、今もう造った後であります、最初の時点でパリ市のほうと話しをしたりしたのがよかったのかなと思いますが、今後そういう形でもって何らかのアクションがあった場合は、今後バガテル公園の運営に関しては、特に、今、先ほど言ったように、共立さんも絡んでおりますので、もしあれでしたらば、共立さんのほうへ情報共有と、そちらも密にやって、本当にバガテル公園は河津町にとっては多くの誘客が見込める施設だと思っておりますので、本当にいい誘客ができればいいかなというふうに考えますので、今後の取組をよろしくお願いいたします。

じゃ、続きまして、2点目、旧南中学校跡地の有効活用について質問を行います。

私、昨年令和4年第4回定例会の一般質問において、旧南中学校跡地の活用における提案として津波避難等の防災機能や、文化的な機能を有する機能を含んでの募集がされたかについて質問を行ったところ、町長のほうから、プロポーザルの中で活用できるものがあるので

はないか、今後のプロポーザルの中で審議、検討していきたいというような回答がありました。

今回、プロポーザル検討委員会のほうも終わりました、今、事業者さん等が公表されておりますが、その検討委員会の中で、例えば、事業者さんのほうから先ほどのような内容が提案されたり、また、町のほうからそのような提案があったかどうかについてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、旧南中学校跡地の有効利用ということでございます。ご質問にお答えしたいと思います。

ご存じのように旧南中学校跡地は、これまで40年間にわたりましてこの土地利用について検討してきた懸案事項でございますが、活用については、これまで幼稚園の年少児の送り迎えですとか、あるいは河津桜まつりの駐車場として使用されてきております。

これらの状況を受けまして、令和2年9月1日付で河津町公共施設整備計画推進委員会に諮問をして、翌年の令和3年1月19日に答申を受けました。

答申の内容として、にぎわいの創出を条件とした開発を目指し、民間の力を活用することが望ましいとの内容でした。答申の内容詳細を見ますと、具体的な判断及び理由によると、町が主体となって施設を整備することは困難であるとの判断をした。また、整備を行うことで、町のにぎわいに寄与することは明白であり、民間の力を活用することも検討して、土地活用を図っていただきたいとの内容が示されております。

町として、これらの意見を踏まえまして、土地売買または賃借による民設民営のにぎわい施設の募集について、公募型でプロポーザルを行ってきました。その結果、1社から応募がありまして、選定委員会で審査を受けて、基準を超える評価点を得たことから協議を進めており、近く契約を結ぶ予定でございます。

お尋ねの点につきまして、私としては、基本的な津波の関係では避難が優先だと考えておりますが、これは事業者にもお願いをした件でございますので、担当課長より答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、事業者との関係について少し説明をさせていただきますと思います。

先ほど、プロポーザルの関係につきましては町長から説明あったとおりでございますが、その募集要項を作成するに当たりまして、本県土地の状況、これは津波の状況とか、土地の規制の状況といったもの、それから、審査基準というものを示しております。

その中で地域貢献の項目を設けてございます。3点の項目がございます。まず1点目としまして、地域の活性化として、地域活性化や住民福祉の向上が期待できる取組であるか。それから2点目としまして、地域交流として、地域との交流や地域活動を支援する取組が期待できる取組であるか。3点目としまして、周辺地域の住環境として、事業内容が周辺地域の住環境に十分配慮されているかといったものが審査項目として設けてございます。

具体的に、事業者のほうから、津波避難の関係、それから文化的な機能の提案といったものが特にはございませんでした。

提案の中では、かまどベンチを設置、それから、通常時は町歩きを行う方の休憩スペース、また、災害時には炊き出し施設として利用できる施設の設置といったもの、それから、学校等から要請があれば、仕事体験への協力、それから、血管年齢測定等による健康相談を実施するとの提案をいただいております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答ですと、先ほど、私が12月に質問をした災害対策ですとか、文化的なところは一切盛り込まれていないような施設になる、それでもやはり委員会の中で点数のほうをクリアしたもので、今回、大和リースさんとクリエイイトSDさん、こちらのほうが受託候補者として決定しましたというふうな形の認識だと思います。

そこで、やはり一番大事なのは、今のいろいろ地域の活性化ですとか、地域交流、住環境の配慮等、総務課長のほうよりご答弁いただきましたが、やはりこの新しいこの施設、この施設やるときに一番やっぱり大事なのは、町民の皆様の意見を聞くということじゃないかと思っております。特に、町長は日頃からオール河津で共創でということをやっておりますので、例えば、今後、今回ここまでの段階で決まっていることについて町民の皆様に詳しい説明会を行ったり、また、意見募集等を行う予定はあるのか、これを1点。

さらにもう1点、実は今役場のホームページに掲載されているんですけども、こちらの箇所が、事業者の皆様という向けの箇所にプロポーザルという形でもって載っているんですけども、多くの町民の皆様から、やはりこういう町有地は町全体の財産であり、町民向けにこういうふうになっていますよという、町民の皆様というふうなところにも載せたのがよ

かったんじゃないのという声をかなり多く聞きます。それにつきまして、ホームページの掲載箇所、こちらについて適切だったかどうか。

こちらについて2点、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず最初の町民の意見の関係でございますが、これまで、先ほどお話をしましたけれども、40年間活用されてこなかったという点がございまして、先ほど申したように委員会等を通して方針を決めさせていただいた中で、その中で町として公募のプロポーザルという方式を決定させた経緯がございます。それも、令和3年だったと思えますけれども、その間、それから2年ほど経ったわけでございますけれども、実はコロナの関係があってなかなか民間募集まで至る状況ではなかったということがありまして、今回そのタイミングを見て、その募集を行った経緯があります。

そういう中で、町民の方々にはホームページ等で、あるいはこの議会等でも説明をした案件でございます。特に民設民営ですので、公設公営とか公設民営ではありませんので、事業の内容につきましては選定委員会で一応認めたものを公表しているという、そういう状況でございます。

特に選定委員会では、にぎわい創出という総合的な観点からその計画でありまして、長期的に見ても、この町有地が有効で活用されているものとして今回の選定に至ったものと考えております。

今回の応募についても、現在の経済状況において応募があったわけでございますけれども、町としても移住定住を含めて住みよい暮らしやすいまちづくり一歩であると考えております。

ということで、お尋ねの点については、民設民営でございますので、特に意見募集については特に考えては、今のところございません。ただ、この後、町民の地区懇談会がございまして、その中では町民の皆さんには今の状況をお知らせしたいということで考えております。

それから、ホームページの関係でございますけれども、この土地が、先ほど言ったように、事業用地でありまして、広く町内外に向けて情報発信をしました。掲載箇所が適当であるかないかについては、議員がおっしゃることは分かるんですけども、まず知らせることが重要でありまして、特に問題だとは思っておりませんし、広く新聞等でも記事となっております。これまで、昨年11月と本年1月議会でも通しても説明の機会を設け、3月議会の行政報告を経て、また4月の議員月例会にて市と事業予定者から議会への説明の機会も設けて、

現在に至っております。

そのほかにも、新聞やテレビ、定例記者会見なども広く情報を提供してきた、そういう状況でございます。

これまでの状況については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、ホームページの記載の関係について説明をさせていただきたいと思っております。

現在、町のホームページには事業所の皆様のページの入札情報といったところにプロポーザルの結果として優先候補者を掲載してございます。

現段階では、優先候補者と契約に向けた対応を行っております。事業者は事業内容を精査しており、町と事業者との契約締結後は事業内容をお知らせできるかと考えておりますが、先ほど町長からもあったとおり、民設民営のことでございますので、町が事業を実施するものではございませんので、ホームページに記載している内容を今後どこまで掲載できるか、そちらについては今後検討をして対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 意見募集は、民設民営でもって中の業態についてはこの新しい事業者の方にお任せするというような形の回答をいただきました。

それでも、今度懇談会のほうでやはり町民の皆様にとどのような形になるか、特に町民の皆さんが一番気にしているのは、私のところへ集まった意見をちょっと述べさせてもらいますと、やはりこちらに今現在株式会社クリエイイトSDさんという名前が載っていますんで、やはり皆さん、あ、ドラッグストアができるのという形でもって聞いてきます。先ほど言ったように、私どもも説明会でもってどのような形になるかは説明を受けていますが、詳細につきましては我々もちょっと話せませんという形で言うておりませんが、そうなりますと大体皆さん、ドラッグストアができるのかなという形でもって判断して、そういうところを踏まえた意見として多かったのが、これは小学生の母親なんですけど、また高齢者の方が、河津町は靴屋がないと、特に靴屋さん、子供、特に小学生の小さい子ですと成長するたびに、それこそ半年に1回ぐらいずつもう靴を替えたりとかだだったときに、靴屋がなくて、下田市ですとか、伊東市、また天城を越えてのそういうところでもってでしか今買えないところも

ありますので、靴屋が欲しかったなというような意見をもらっています。

また、あとは単独のそういう店舗でなくて、複合的なちょっと小さいお店が集まったような複合施設、ちょうど今河津の駅前、二、三十年前はいろんな靴屋さんからお店から本屋さんからあったような、ああいうような複合施設が欲しかったというような意見ももらっています。

また、お仕事やっている方から多かったのは、ワークマンですか、今の伊東の吉田等にあるんですけども、ワークマンがあればすごい便利だよね、また、例えば、下田市ですとか、南伊豆のほうと、この辺の下田に行っている皆さんですと、そういう下田の南伊豆の方とも一緒に仕事やると、みんな多くの方が伊東まで買いに行っていますよ、大仁のほうに行ったときに大仁のワークマンに買いに行っているから、この地域にもあればよかったなというような意見もいただきました。

また、最近このところの地震が多いです。そうなりますと、やはり津波避難施設が欲しいなというような声も聞きます。今現在、やはりちょっとどうしても山のほうへ逃げるといような形でもって津波避難の対応になっているんですけども、子供を抱えているお母さんからすると、例えば、二、三人子供を連れて、今の山道、狭い道を登れるのか、また、お年寄りがいる方ですと本当それこそおぶって登れるかどうかというような不安もありまして、ぜひ、そういうものも造ってくれというような意見もありましたので。

今回の南中学校跡地のプロポーザルでこんなのはかないませんが、今後はこのようなやはり町民の皆さんからいただいた意見、こういうものを、今回の次の町政の懇談会の中でもいろいろ意見が出るとお思いますので、ぜひそういう町民の意見を生かして、今後、町の運営を行ってほしいと思います。

最後、3件目の質問になります。

河津桜まつり終了後の放置ごみ・汚染問題についてお伺いしますと。

第33回の河津桜まつりが、先ほど町長もほかの同僚議員の答弁の中で言いましたように、桜守り人の皆さんの長年の努力ですとか、町民の皆様の協力があり、コロナ対策をしっかりと行った中で約51万人の来遊者を迎えて終了して、来年以降にも明るい兆しを持てる桜まつりだったと私も感じております。

その一方で、例年以上に目についたのが、まつり終了後における、これは多分出店業者さんにおける、その方々のずさんな片づけによるごみの放置問題だったと思います。私がSNS上で目にしただけでも約5か所ぐらいですか、放置されたごみがありまして、これは売店

に使ったであろうコンパネですとか、看板ですとかの様々な資材や、大きいものになりますと臨時の電気設備用の約6メートルぐらいの鉄柱とそれにくっついた分電盤などが、本当に終わって何日かしても、倒れた状態で放置されているのも目にしました。

こういうのが、桜まつりは2月いっぱい終わったんですけれども、その後も、やはりお客様が、桜もう葉桜になっていても来ているお客様ももう結構多くて、そういう方々の目に留まったり、何よりも町民の皆さんの土地に放置されていたため結局最後は土地の所有者の方であったり、あとは桜まつりの実行委員会の方々であったりが片づけたと推測されていますけれども、こちら本当に悪い面での非常に後味の悪い問題が目についた部分でもあったと感じております。

あわせて、雨水の排水路へ油脂類を垂れ流して、これについては監視員の方から町のほうに情報が上がっていると聞いております。また、役場の担当課で対応したとも聞いております。実際に我々議員もこの垂れ流した現場のところ、河津川の河口のところ、排水口のところを見たんですけれども、もう本当に油が固まってオレンジ色になっているようなところを見ることができました。

河津町にとりまして、この河津の桜まつりは本当に一大イベントであり、町の生命線とも言えるようなイベントだと私も思います。今年は51万人とのことでしたが、今後は本当にまた80万人、100万人と多くの皆様に訪れてもらうためには本当に健全で楽しい祭りではなくてはならないと思います。

ここでのこの現在のそのごみ問題及びその油類の流出問題、こちらについて、来年度以降の対策について、町としてどのように考えているのかお考えを伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3つ目の質問の河津桜まつりの修了後の放置ごみ汚染問題についてということで、1つ目はごみ処理の問題、あるいは油の垂れ流しの問題についてお答えします。

今年の状況を受けまして、先ほど他の議員にお答えしておりますけれども、今後、運営委員会としては、実行委員会等で反省点や、次年度に向けての対策が検討されるものと思っております。そういう中でそれぞれの問題について対応されると思っております。

また、今年の状況等で担当課長より後ほど答弁させます。

また、油の問題については、前問と同様となりますが、実態についてどの程度把握できているのか、実行委員会で今後対応すべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、議員のご質問のありました事業者、出店者のごみの問題についてお答えさせていただきます。

私のほうで事業者のほうの出店者が出したごみの関係で、桜まつり後に苦情を受けた件数は1件と聞いております。その1件につきましては、借地内でその方の借りた借地内のごみの対応に苦情があり、実行委員会からは一応注意をすぐに促しまして、その出店者さんはすぐに片づけたということは確認しております。ごみについてはそのような形になっております。

排水についてですけれども、排水につきましては、問題と思われる1件の出店者については、排水路からその経路についても、一応私たちのほうでは確認いたしました。しかしながら、何をどのように流したかということまでは確定できておりません。なので、現状ではどのように排出したかは確認できておりませんが、今後、出店の出店部会とかそういった、来年度以降の申請するときには排水経路、そういったものを明示するようなことが検討されるということを考えております。

また、特にこれにつきましては、その他の規制で規制されていることでございますので、新たに規制等はいたしません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、2件の問題を両方一緒に聞いたんですけれども、排水のほうにつきましては、例えば、河津川ですので河川法ですとか、水質汚濁防止法、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律という今ある法律のほうで、これ罰則規定もしっかりあるような法律でありますので、ぜひまた来年度以降、契約する際にはそちらのほうについても周知をしっかりとってもらってからの許可ですか、今回の河津の桜まつりの露店等営業管理条例によりますと、河津町長宛てに届出を行い、町長名で許可証を交付しているということですので、ぜひその際にそういうことを周知するということをよろしく願いいたします。

また、先ほどのごみの問題ですが、こちらについてはどうしても、先ほどの河津桜まつり露店等営業管理条例、こちらのほうで対応していると思うんですが、罰則規定というものが今現在はないと思います。罰則があるのは確か今ですと無許可営業、こちらだけだと認識しておりますので、今後、例えば、そういう桜まつり後のごみ片づけもそうですし、あと、す

みません、通告のここにはないですけれども、期間中にも結構ごみが散乱しているとかというふうに聞いておりますので、そのようなところについても、来年度以降は、例えば罰則規定を設けるとか、そういうような考えがあるのか、お伺いしたいんですが、よろしいですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） ごみにつきましては、今、先ほど議員が述べたように、一般廃棄物の規定とかそういったものがございます。また、河津町にはきれいなまちづくり条例もございます。そういったもので、今も環境衛生のほうで環境美化委員とかそういった者がいます。町をきれいにするのは基本的なことですね。実行委員会とか、まつりのほうで規制するようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ほかの法律条例を使って、やはりこの規制という形でもって何らかやっついていかないと、今年とまた同じようなことがあるというのが一番いけないことだと思います。せっかく今年こういう形でもって悪いところが出ましたので、やはり運営する側としては、桜まつりの実行委員会、そこに携わっております我々行政、またいろんな団体等、しっかり話をして本当によりよい桜まつりになるように、1年1年これはもうブラッシュアップというか、成長というか、そういう形が望ましいと思いますので、今後いろいろ対策を取ってもらって、よろしくお願ひしたいと思います。

やはりその中で、どうしても最後のこの法令という部分については、実行委員会のほうではなかなかできなく、最後はこの河津町の条例、こちらのほうが肝になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

今回、この3点につきまして私のほうから質問させてもらったんですけども、この3点全て、私、先ほど冒頭にも言いましたが、かなりの多くが町民の皆様からいただいた意見等を盛り込みさせてもらいました。そうしますと、バガテル公園につきましても、この旧南中学校跡地の活用につきましても、河津桜まつりにつきましても、本当ににぎわいの創出、こういうような点だと思います。いかに町民の皆さんがこの河津町のにぎわいの創出というものをそれぞれが考えているのかなというふうに、私は今回思いました。ぜひ、本当に町民の皆さんとの意見をこれからも意見交換、しっかりして、町民の皆さんの意見を取り入れたいような運営というもの、もっと必要なのかと思いますので、今後対応のほうをよろしくお願ひするということを最後に、私の質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました 8 番、渡邊弘議員、5 番、渡邊昌昭議員の一般質問は、明日 7 日に行います。

◎資料の訂正

○議長（遠藤嘉規君） ここで資料の訂正をお願いします。

日程第 3、諸般の報告の 1、議会議長会の事業についての中の 6 月 2 日静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が静岡市で開催され出席しましたとありますが、こちらは、当日静岡市まで私行ったんですが、台風 2 号の関係で急遽中止ということになりましたので、中止と なって 6 月 26 日に延期ということになりましたので、こちらの削除をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は 10 時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 3 4 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 7 日（水曜日）

令和5年河津町議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和5年6月7日(水曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 令和4年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価員の選定について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度河津町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度河津町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度河津町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第10 議案第28号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第30号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線(館橋)橋梁補修工事請負契約について
- 日程第15 議案第33号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について

- 日程第16 議案第34号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第3号）
 日程第17 議案第35号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第18 議案第36号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）
 日程第19 選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
 日程第20 議員派遣の件
 日程第21 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（10名）

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局長	島崎和広君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 山田祐司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

8番、渡邊弘議員、5番、渡邊昌昭議員。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、8番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

8番、渡邊弘議員。

〔8番 渡邊 弘君登壇〕

○8番（渡邊 弘君） おはようございます。8番、渡邊弘でございます。

早速、一般質問をさせていただきたいと思います。

令和5年第2回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問は次のとおりでございます。

1件目、「伊豆の踊子」川端康成の歴史の保存と活用について。

2件目、旧南中跡地活用について。

3件目、中学校部活動地域移行について。

町長及び副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

早速質問に入ります。

「伊豆の踊子」川端康成の歴史の保存と活用についてお伺いをいたします。

「伊豆の踊子」の舞台でもある河津の道すがら、湯ヶ野地区の情景が表現されております。小説「伊豆の踊子」が何回も映画化されヒットを続けました。また、川端康成存命中に踊子の碑が建立をされました。大変珍しいことだとお伺いをいたしました。

そこで質問に入ります。

町はこの川端康成、「伊豆の踊子」を町の財産としてどのように認識をしているのかお伺いをいたします。また、町として保存も含め活用の意思はあるのかお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊弘議員の質問に答えたいと思っております。

「伊豆の踊子」川端康成の歴史の保存と活用についてということで、1点目として町の財産としての認識にお尋ねですのでお答えします。

この件につきましては、さきの議会においても、また、それ以前の質問でもお答えをしておりますが、湯ヶ野地区については伊豆縦貫自動車道の天城峠区間が開通した際には誘客などを図るための拠点としての整備が必要であると考えております。また、上河津財産区所有の土地ですとか、あるいは源泉などの活用や議員がお尋ねのように川端康成の「伊豆の踊子」

の舞台としての町並みや福田家さんの貴重な保存資料なども生かすことができれば、湯ヶ野地域の魅力がさらに深められるものと考えております。

認識としましては、「伊豆の踊子」の舞台としての情景や文学碑をはじめとした資料などもございまして、河津町にとっても貴重な資源であることはもちろんでありまして、これまでも湯坂の整備ですとか、あるいは街灯の設置、駐車場の設備なども行ってきておりますが、現状ではなかなか思うような誘客に結びついていないのが状況でございます。

今後も町の観光協会や地元の方々の理解が得られないと今後の活用についても難しいと思われまますので、まず、学校を含めた、学校跡地を含めた地域全体での整備について今後は検討を始めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 本当にここの「伊豆の踊子」、湯ヶ野という地区が福田家さんも含めて、そういう財産があるということが、これはもう、お金に換えられない大きな町の財産だというふうに認識をしております。

そんな中で、例えばその湯ヶ野が何かをやりたいから、観光協会が何かをやりたいから、町に依存をして、お願いをしないと町は何もやらないのではなくて、町の持っている財産をいかに利用するかというのは、これは行政の一つの大きな仕事だと思いますので、そこら辺を含めてもう一度質問をさせていただきます。

伊豆急河津駅初景滝に踊子の像が建てられたり、桜まつり、イベントにおいては伊豆の踊子の姿をした形で各イベントに参加しながらアピールをしている、それが今の現実でございます。また、福田家さんの横に石碑が建立されております。そのような形の中で質問に入りますけれども、「伊豆の踊子」の資料がどのような状況であるのか、調査をされているのか、また、河津町の歴史として子供たちへの教育材料として考えているのか。また、そのような教育の場として取り組んでいらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点目の資料の調査、子供たちへの教育はということでお尋ねですのでお答えします。

福田家さんが所有して現在展示をしております貴重な「伊豆の踊子」や川端康成などの資料については、私が町長になりまして2018年8月から約1か月かけて調査を教育委員会に依頼し、調査をした経過がございます。その後、種類を仕分けをして写真などにして教育委員

会でもその資料の内容について確認したものを資料として残してございます。

調査の目的も貴重な資料として認識することや、どんな活用できるものなのか、基礎的な調査の内容でございまして、個人所有物であり、将来的に理解が得られれば活用を考えてその調査を行った次第でございます。町としてもこの重要な資料をどんな内容のものがあるかということで調査をした次第でございます。

また、教育委員会で保管をしております湯ヶ野観光協議会から「伊豆の踊子」フィルムを譲っていただきまして、現在教育委員会で何巻か保存しているわけですが、その「伊豆の踊子」のフィルムを活用して、田中絹代主演の「伊豆の踊子」の弁士を交えた無声映画の上映会をこの秋にバガテル公園で県の東アジア文化都市2023静岡地域連携プログラム事業として予定をしております。特にこの映画については、弁士の語りによる大変珍しい上映会となるものと期待をしております。そういうことで、こんなイベントも考えております。

それから、議員がお尋ねの踊子の資料の内容ですとか、子供たちへの教育材料としての考えについては、教育長より答弁をさせます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 私のほうから資料の内容、それから子供たちへの教育の内容についてお話をさせていただきます。

町長の答弁にもございましたが、福田家さんの所蔵の資料について、川端康成、それから「伊豆の踊子」の関連する資料につきまして6つの分野に分けて調査をいたしております。その結果、書簡、はがきや手紙が13点、それから、書画が15点、川端康成の署名入りの本が20冊、関連書籍が111冊、写真が11点、関連宿泊者の色紙等25点、合計195点の資料について確認をしています。これは川端康成の研究や日本文学の考察には非常に大切な資料であるというふうに認識をしています。そうした資料があることは、河津の子供たちだけではなくて、多くの方に知って理解をしてほしいと考えています。

現在子供たちへの教育活動では、「伊豆の踊子」に触れさせたいという目標を持って、中学2年生の読書活動の中で「伊豆の踊子」を読む時間を設定しています。この町の子供たちには一度は「伊豆の踊子」という物語を読んでもらいたいと思っています。また、必要に応じて教育委員会が所有する資料等も整理をしながら、活用しながら発展的な学習が展開されるように工夫していきたいな、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 質問に対しての調査等も実際問題もう、やられているということで、一つ結構ほっとしております。

やはり、こういう資料というのは、どれだけあるというのもちろんとっておく必要があると思いますので、それをやはり、町としてどうやって生かしていくのか、町の文化遺産として認定するとかそういうことも含めて、今後大きな課題になってくるのかなというふうに思いますので、伊豆縦貫道が基本的に開通したときに、この「伊豆の踊子」と川端康成と「伊豆の踊子」という部分については、河津町の中の重要な目的地になるであろうと。この前、商工会の人たちのちょっと話を聞いたことがあったのですけれども、やはり、そういう施設についても、寄る形にしても、やはり目的地をしっかりとした形で、町として表現していく必要があるだろうと。目的地がなければ河津に寄らないであろうと。だから、その目的地をしっかりと足元を据えてつくっていく必要があるというようなお話も若い人たちの話の中から生まれていますので、ぜひ、そこら辺を認識していただいております。

それとあと、子供たちの教育、中学校で「伊豆の踊子」を読ませて認識してほしいよと言うことでお話をいただきましたけれども、あと、その踊子の教育、小学生なのか中学生なのかはどこがいいのか我々にはちょっと分からないのですけれども、例えばその現地をしっかりとした形で、こういうところで踊子と川端康成の出会いがあったんだよとか、そういう行動の履歴の中でも教育材料の一つになっていくのかな。

だから、ふるさとでこういうことがあったんだということが、大きなこれからの認知としてふるさとを大事にする人たちが増えてくるのではないかなというふうに思いますので、教育の中の一環としてそういう指導ができるのであれば、小学生のときがいいのか、いつがいいのかちょっと分かりませんが、ぜひ、取り入れていただければありがたいなというふうに思います。

それで、「伊豆の踊子」を財産を今後保存して活用していく、どのような取組ができるのか、そういうことをちょっとお伺いしていきたいと思っております。

先ほどもちょっと申しましたけれども、伊豆縦貫自動車道の開通も考えた中で河津町の文化遺産の保存、観光事業活性化のために取り組む必要があるのではないかな。これは一つの目的地をつくっていく、踊子だけに限らずどこの施設においてもそういうものが目的地になり得る行政の支援が必要ではないかなというふうに思います。

そこで、福田家さんの資料も全体も含めて、保存が福田家自体を丸々全部保存ができない

のか、例えば、今個人のものでございますので、なかなか難しいお話があると思いますけれども、「伊豆の踊子」の資料館等も含めて取り組まれることは考えられないのか、また、伊豆の踊子ロード、歴史の散歩道です、伊豆の踊子が歩いた道の整備というか、その、やはり今相当健康志向もありまして、その遊歩道の問題だとかそういうのも湯ヶ野の地域がやらないからやらないんじゃないかと、河津町の行政としてこの文化遺産をいかに大切に守りながら育てていくのかというのが我々の仕事ではないかなというふうに思いますので、その遊歩道の整備も含めてお伺いできればなというふうに思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員の質問に答えたいと思っております。

保存とかロードの整備等でございます。前問でもお答えをしておりますけれども、私の考え方としては学校跡地も含めた地区全体での整備について検討を始めていきたいなと、そういうふうに思っております。

議員がお尋ねの資料館ですとか、遊歩道の整備についても地域全体での検討が必要となりまして、今回の学校の跡地の今後の方向性についても地区の区長さんなんかも入ってもらっておりますし、民間の方たちも入ってみんなで今後の方向性を決めていきたいなと特に思っております。

特に重要なのは、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、福田家さんのご理解とあるいは学校用地の活用などについてその辺の方向性を見極めた上で考えてみたいと思っております。地区がやるやらないではなくて、今までの経緯もございしますが、その中で新たな学校跡地も含めた、先ほど言ったように財産区の土地も含めた中で、全体としてやはり、取り組む必要があるのかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 全体も含めてということでしたので、これ、質問にはならないですけれども、遊歩道の話も、遊歩道の整備というのは、これはただ、ウォーキングさせればよいのではなくして、その河津の歴史の中の踊子の遊歩道ということで、ぜひ、そこら辺も今後の取組の中に入れて込んで、ご協力いただければなというふうに思いますので。地区が地区のためにやるのではなくて、町のためにやる事業としてお考えをいただければいいかなというふうに思いますので、ぜひ、取組をお願いしたいと思います。

次に、次の質問に入ります。

旧南中跡地の活用についてお伺いをいたします。

前年度より何回かにわたりまして活用についての説明会がございました。プロポーザル方式で町のほうは考えているという説明でございました。このたび公募した結果、2者から応募があり、その中の1者から申込みがあったという説明を受けました。共同事業体での応募であったということがございます。その際、土地は有償貸付との提案を受けたということでもございました。プロポーザル選定委員会を開催して、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、優先交渉権を決定をしたということでもございます。事業者につきましては、大和リース株式会社が借り受けて、株式会社クリエイトエス・ディーがドラックストアの運営を行うということでもございました。そういう説明でもございました。

町としては、にぎわいの創出、民間の力を活用するということでの事業計画でございますという認識をさせていただいております。

そこで、質問をさせていただきます。

町の目指すにぎわいの創出とはどういうにぎわいを求めているのでしょうか。

また、都市計画用途地域として近隣商業地域になるのか、第一種中高層住宅専用地域に該当するのか、どちらに分類されるのかお伺いをしたいと思います。今後、都市計画の用途地域の変更は考えられるのか、そのようなこともお伺いしたいと思います。

また、津波災害警戒区域のイエローゾーンにあそこは該当しているわけでもございますけれども、貸付けになります、災害発生時、これ、あるかないか分からないんですけれども、もし、災害が発生したときにイエローゾーンを町がよその事業者に貸し付けて、それに対しての問題はないのか。そのような考えもお伺いしたいと思います。

貸付期間が30年という期間としておりますが、建物によっては長期契約になっていないのか。例えば、1階平家の建物で30年というのが妥当な数字なのかどうなのか、そこら辺の認識もお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の旧南中跡地の活用についてということでも質問ですのでお答えします。

にぎわいの創出ということでもお尋ねですので、その点についてまず、お答えいたします。

にぎわいの創出につきましては、これまでもまちづくりの方針として私も申しておりますが、伊豆急河津駅から北側のにぎわいの創出が大変重要でございまして、都市計画の中でも

まちなかゾーンという位置づけがされていると思いますので、そういう中でもにぎわいの創出が重要でございまして、人口減少や雇用対策など暮らしやすい、住みやすい環境づくりが大事であるとこれまで述べてまいりました。その中で、公共用地の有効を図るという点においても、旧南中跡地についてはこれまで、昨日も議員の質問にございましたけれども、40年近くにわたりまして駐車場としての活用しか図られてきませんでした。その活用につきまして、公共施設整備計画推進委員会で土地活用計画について、にぎわいを創出した民間活力事業が望ましいとの答申をいただきました。当地は市街地であり、駅へつながる主要道に面しており、近隣の公共施設や商業施設を含めて商業を通して賑わいの創出に寄与できるものと考えております。

議員がまたお尋ねの、当地の用途地域指定の狙いにつきましては、変更とは考えておりません。

また、津波浸水想定区域でございしますが、事業の応募者が承知の上での貸付けとなりますので、特に問題はないと考えております。

また、30年間の貸付期間の問題につきましては、応募要件の中に規定を設けたわけでございますけれども、それに従い決まっておりますので、詳細については担当課長より答弁させていただきます。

私からは以上でございします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、貸付けの関係につきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

公募型プロポーザルの募集要項の中で、契約の締結で貸付けについては、事業用定期借地権設定契約として公正証書を作成することとしております。また、要綱の貸付けに関する事項として、貸付期間は契約締結日の翌日から30年間とし、借地借家法第223条第1項に基づく事業用定期借地権を設定する。ただし、契約期間が満了に際し、双方の協議により合意に至った場合は再契約も可能とするといった募集要項の内容でございします。建物の耐用年数ということではなく、この要綱の中で期間を定めておりますので、30年間ということでは特に問題はないというふうと考えております。

以上でございします。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今のお答えで、町なかのにぎわいということが、人の行き来が増えれ

ばにぎわいになるのか、それはまたちょっと別の話なのかなという部分もございますけれども、やはりその目指すにぎわいというのが、ただ交流人口が増えればいいよという問題でもないのかなというふうに思ったりもしております。

ただ、先ほどのお話の中から、商工会の若い人たちの考え方の中に、あそこが目的地になり得るような事業計画があったほうがいいのではないかと。だから、先日、正木議員のほうからも商売のメニューがいろいろ出されましたけれども、実際問題今、町の中にウエルシアがあって、なおかつ薬局関係の、薬局もあるわけですから、何件か。営業されている中でそういうドラッグストアの募集ということでございましたので、そこら辺も含めて今後の大きな課題になっているのかなというふうに思います。

イエローゾーンについては、相手が承知しているからいいよということでございました。契約期間は30年ということでございましたけれども、30年、これ、途中でやはり、中途契約解除ということも、なきにしもあらずの部分もあるのかなというふうに思いますので、それも一応契約の内容の中にはおうたいになるような形になるのかなというふうに思います。

先ほどちょっと私、間違えましたけれども、仲間から指摘を受けまして、「ヤマトリース」ではなくて「ダイワリース」ということで、訂正をさせていただきます。

次の質問に入りますけれども、学校跡地として約40年にわたり利用できずにいたと。今回商業施設として土地の貸付けにより新たな方向性を打ち出しました。しかし、今まで利用してきたことが貸すことによってできなくなります。その対応策は十分考えていることだと思いますが、そこで、個々の対応策をお伺いしてまいりたいと思います。

幼稚園の送迎に今、親御さんたちは駐車場として使っております。その代替えはどのようにされるのでしょうか。また、桜まつりの駐車場として使っておりました。これも、昨日もお答えいただきましたけれども、またあえてもう一度お伺いしたいと思います。

小学校の行事など、駐車場を今使っていますので、その代替え場所というのはどのようなことでお考えになっているのでしょうか。

それと、あれだけの40年塩漬けになっているところを開発するわけで、あの地域の住民の方たちに説明がされたのか、また、される考え方があるのかお伺いをしたいと思います。

あと、土地の寄附者への説明と言うんですか、当初あそこのところは文教地域として活用するというような考え方の下に寄附をされたのではないかなというふうなお話もございまして、その中で寄附者へ、もちろん当時の方はいらっしゃらないのでご家族の方になるのかなというふうに思いますけれども、書類もあるのかないかよく分かりませんが、そう

いう説明はこういうような形で開発したいということで説明をされたのか。

先ほども申しましたけれども、商業施設がドラッグストアということで出店を予定されるわけですね。同業者の方たちに、こういう事業計画をしているんだよという説明、また、商工会の会員さん、新たなこれ、商工の事業をされている方がいらっしゃいますので、商工会の会員には同業種の方がいらっしゃいます。商工会の会員にやはり、説明はされたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員の2問目の質問の中で活用に当たり町民への説明についてお尋ねですので、幾つかの点についてお答えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、幼稚園の送り迎えの関係でございますけれども、現在、年少園児の駐車場として使用をしております、代替地を交渉中ですが、今のところ見つかっておりません。年少児は13名ですので、現状での活用も視野に入れて検討したいと考えております。

また、代替地との交渉経過について、また、後ほど担当課長より答弁をさせます。

それから、桜まつりの代替の駐車場については、さきの議員の質問でもお答えをしておりますが、町有地の活用と混雑時の民間の小規模駐車場の活用などが考えられると思います。また、行事の関係でございますけれども、小学校の行事などの駐車場の代替につきましても、これまでも各学校においては交流館周辺の駐車場を利用しておりますので、同様の対応になるのかなと思っております。

また、地域住民の説明については、町民への説明という点では答申を受けて民設民営での公募型プロポーザル方式ですので、町はこれまで同様に貸し借りの内容ですので、町として議会の説明も行ってきておりますし、公募の応募についても町内外からの受付で門戸を開いております。また、公募の段階からマスコミなどへも取り上げていただきまして、状況説明は果たしてきているものと考えております。

また、議員がお尋ねの土地の寄附の関係でございますが、この件につきましては土地の寄附者が誰を指しているかは分かりません。説明責任の理由についても考えが私には及びませんので、現在は町の所有権となっておりますので、考えてございません。この件につきましても後ほど担当課長より登記簿に記載されております取得日等について答弁をさせます。

また、先ほども申し上げましたが、これまでの考えである公設公営、公設民営でなく、民設民営の事業用地として公共施設整備計画推進委員会での答申を受けて公募型プロポーザルで公募し決定したものでありますので、町としてのにぎわい要件が満たされれば、確かに一

部で影響を受けることもあろうかと思いますが、これまで町外へ買物に行っていた人が町内でとお買物が便利になるなど、また、定住移住につながる話でもあると思っております。

冒頭にお答えをしたこれまで40年間十分な活用がされてこなかった優良な公共用地について、町の建設運営リスクや今後の運営や収束までのライフサイクルコストを考えたときには、この経済状況の厳しい中で優良な事業者が現れたことは、今後のまちづくりに大きな進展であると考えておまして、この機会を逸したならば事業用地としての活用は難しくなるのではないかと思いますので、総合的な見地から町民の皆様のご理解をお願いしたいと思っております。

また、私のほうに町民からもこれまで町外への買物が地元で済み、雇用も期待され、にぎわいが得られるなど多くの期待の声も私には届いております。

また、議員がお尋ねの事業者の説明ですとか、商工会員への説明については特に行っておりませんが、これまでの町や議会、新聞などへの説明についてはその状況について担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから何点か説明をさせていただきたいと思っております。

まず、幼稚園への送迎の関係の駐車場の代替えといったことですが、こちらにつきましては幼稚園周辺の民間の土地を一部土地の貸付けについて交渉をしてみました。事業者のほうからは一応難しいとの見解をいただきました。町長からも話があったように現在年少児につきましては13名でありまして、それに伴う送迎として幼稚園周辺の町有地の中でも送迎が対応できるのではないかというふうに思っております、そちらのほうについて今、検討をさせていただいている状況でございます。

それから、2点目の各種事業の説明についてでございますが、これまで議会のほうにつきましては令和4年11月19日、それから、令和5年1月31日に議員説明会、それから、4月20日につきましては議員月例会での説明をさせていただきました。また、令和5年第1回の定例会の行政報告でも経過報告については報告をさせてもらっております。また、新聞関係では静岡新聞にて令和4年11月30日、それから、2月1日、それから3月8日、それから4月28日、5月30日と記事の掲載がございます。

今後、説明といったことですが、6月8日から20日までの間に町政地区懇談会が

予定されておりますので、その中でも経過等について説明をさせていただき予定しております。

ただ、町は土地を貸し付け、事業については民設民営ということでございますので、町が説明できる範囲での説明となろうかというふうに思っております。

それから、もう一つでございますが、本件土地の取得についてといったことでございますが、登記簿謄本等を確認をしてみました。現在大きい土地になっておりますが、筆が何筆かに分かれて町が取得しているといった経過がございます。登記簿謄本では昭和26年に個人から下河津村への所有権移転をしているもの、それから、31年に当時の農林省から旧下河津村へ所有権移転しているものなどがございます。旧下河津村へは所有権移転、所有権取得となっており、その理由についての記載は特になく状況でございます。ですので、寄附をいただいたという項目といったものが確認ができなかったのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 土地の問題につきましては、やはり我々議員になったときからそういう当時その土地の利用についていろいろ、何とかできないかというような話がございます、文教地域の土地利用が一番いいだろうというようなお話を先輩議員からもいただいて、商業地としての話はほとんど出なかったもので、何でその商業地としてできないのかなという部分を聞いたところは、文教施設としての寄附だったのでというお話がございます、今回そのような形で、寄附の理由が分からなかったということで、一応そここのところは商業地域としてご活用になるということで理解をさせていただきます。

住民の方に説明しなかったのかということで、今、担当課長のほうからもお話をいただきましたけれども、新聞広告をしたから、事前のそういう説明はなかったよということで、地域としては多分俺、笹原地域の人たちというのはどういうふうに捉えているかちょっと分からないんですけども、やはり、そういうところが、40年も塩漬けされていたところが地域として活用されるということであれば、そのような方向で開発をしていきたいんだよという、そういうお話が俺はあってもよかったんじゃないかなというふうに思います。

そこら辺も含めて、商工会のほうのお話もちろん民営民設だから、うちはそれを貸したらもう、それでいいんだよというそういうお話というのは、何か今まで営業されていた、商売されていた方たちを突き放すような感じに取らざるを得ないかなというふうに思います。河津の町から商店がなくなっていったとき、それ、本当にそれでいいんですか。だから、今まで培ってきた河津の商店の文化だとか、そういうものがなくなったときに、シャッ

ターであり、空き家であり、そういうものがどんどん増えていく、そういう行政でいいのかということもちょっと不安に思っております。

ぜひ、この商工会の若い衆の人たちにも、何で私、こんな質問をしたかという、町がやっていて決めたことだから、もうしようがないじゃんという。町が決めたことだからしようがないではなくて、自分たちの町は若い人たちがつくらないといけないという、そういう下に動いてほしいと思うし、町もそういう目線でまちづくりをしてほしいし、だから、そういう部分としては、私は商工会の皆さんに、町は今こういう計画をしているので、もっといいアイデアがあったらいかがでしょうかというようなお話ができれば一番ベストではなかったかなというふうに思っております。

これは、実際問題としてこれから町のほうとして町民説明会ですか、将来を考える会だけ、町政懇談会があるということで、そこでご説明をされてということなので、ぜひ、町民の皆様にはお越しいただいて勉強していただきたいなと思います。

これ、議会の権限なんですけれども、我々議会につきましては、大きなものとして議決権という、そういう権利をいただいております。議決権というのは議会に対しての最大の権限の基本であると考えております。確かに今、町のやっている事業で今回の事業で、重要な契約の締結でもない、財産の交換、不適正価格の譲渡、貸付けには当たらない、金額も当たらない、そのようなことで、今回のこの件については議会の議決が必要ないというふうに思うんですけれども、実際問題40年間あそこの土地が塩漬けされて、未利用になっていて、桜まつりの駐車場にだけ使っていたと。そのような部分の中で、前回、町の文化複合施設として利用したらどうだということで、町民に問われてリコールまで発展した、そういういわくつきの土地でございます。

そのような土地を活用するのについて、今回の事業について町としては議会の議決は必要ないというお考えの下に進めていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問にお答えをしたいと思います。

前段として説明の関係でございますけれども、先ほどから申し上げます、これまで40年間のいろいろな経緯もございます。その中でこの土地をなかなか生かされてこなかったという点もございます。そういう中で、このたびは公共施設の整備計画推進委員会での答申をいただいて、その中でやはり商業施設が望ましいと。それも民間を利用した商業施設が望ましいという答申をいただいて、それを受けて約2年前でございますけれども、今回プロポー

ザルという形で公募型のプロポーザルで募集をしたわけでございます。確かに事業者は民設民営ですので、どういう事業をするか分からなかったわけでございますけれども、それについても選定委員会の中で審査をしていただいて、ふさわしいであろうということでこの結論をいただいた経過がございます。

確かに事業者の中では影響を受ける方もいると思いますし、ただ、前々からいろんな町民の方の考え方もありまして、できることによって町外から人が来るのではないかと、あるいは移住定住がしやすくなるのではないかという声もございます。それから、昔と違って今、車の移動が買物なんか多いものですから、昔と違って地元のなかなか商店だけではなくて、町外とかそういう利便性のいいところとか、いろんな内容によって買物も動くような時代になってきているということで、そういう中でこういうのは隣接の形の事業者にうまく相まって、その町の商業支援が図られれば、それもいいのではないかなという声もございます。

確かに影響を受ける方もあるかとは思いますが、大きい面で先ほど申しましたけれども、大きい目で見えていただいて町民の総合的な見地から町民の皆様のご理解を得たいなど、そういうふうに思っております。

それから、議会の議決の必要性でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように賃貸借の契約につきましては、今回の契約については町長の権限でございまして、これまでの賃貸借契約の案件にも増して議会には私は説明をしてきており、理解されているものと考えておりますので、特に議会の議決は必要ないと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 基本的にこの議決の問題につきましては、そういう議員必携とか、全部そういう書類も見ても議決の必要はないと。ただ、その町の事業につきましては、これ、議会の議決は必要ないんですけれども、責任は議会にも残ってくると。こういう解釈を議員はしたほうがいいんじゃないかな。

町の部分として、やはり開発事業とかそういうのにつきましては、必要ないから議案に出さないよという形で流しちゃって、実際問題としては河津町の事業というのは議会も町も一つの形として大きな仕事をしていく、それが町の行政の在り方ではないかなというふうに思っていますので、これは今回については議会の議決を要しないという解釈をさせていただきます。

ただ、これ、本当にそれでいいのかなということは、やはり私の気持ちの中ではまだ、未定ということになっております。

次の質問に移ります。

中学校部活動地域移行についてということでございます。

国は公立中学校の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行というものを本年度から3年間を改革推進期間と位置づけをし、休日の地域移行の環境整備を促しております。県内において休日の地域移行を施行しているのが3市、本年度始めるのが2市ということでございます。

そこで質問をいたします。

国、県から当町にどのような形で指導なりが来ているのか、また、町として環境整備についてどのように考えているのか。また、現場の中学校との協議はされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今お尋ねの中学校の部活動の地域移行についての質問でございますのでお答えします。

町としての環境整備のことだと思います。そのことについてお答えします。

議員がおっしゃるように中学校の部活動の指導については国の方針もございまして、それぞれの市町では対応に苦慮している状況ではないかと思っております。特に小規模な町にとっては、指導者の確保などが大変厳しい、難しい点も多くありますので、そういう点では苦慮しているのかなど、そういうふうに思っております。

現状についてお尋ねですので、幾つかの点について教育長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） それでは、国や県の指導、町の対応ということでお話をさせていただきます。

部活動の地域移行は中学校の先生方が指導する部活動を地域の団体や、民間事業者に委託する改革です。教員負担や少子化などを背景とした体験格差の解消を見据えています。スポーツ庁、文化庁は令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものを示して、まずは休日の部活動移行を推進し、地域の実情に合わせてできるだけ早期の実現を目指すように求めています。これを受けて県教委は部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方に関する方針を策定して、次のように方針を定めています。この期間内に全校全種目を一斉に地域移行しなければならないとするものではないと

いうふうに通達が来ております。そして、協議を始めるなど段階的な取組を進めております。

河津町教育委員会では校長会などで中学校長と定期的な部活動の地域移行について、課題について意見を交わしています。今後、把握した課題を基に休日の部活動の地域移行の検討を進めていくつもりです。そうした中で、河津町なりの創意工夫のある地域移行を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） お話の内容からすると、国県から書類で指導要綱とかそういうのが来たのかとかそういう形。町の中として環境整備についてはどのような考え方でその相談をされているのか。あと、中学校と協議はどのような形でされているのかという、ごく単純な話なので単純にお答えいただければいいかなというので、このたびの国の提言によりますと、地方において受皿となる団体、あともう一つ財源、そのようなところが見通しが立たないような状況になっているのかなと。町としてはそういうような部分で見通しが立っているのか、立っていないのか。また、地域団体、指導者の研究はされているのか。スポーツ団体だとか、スポーツ団体だとか文化的なそういう団体とそういうコミュニケーションが取れているのか、取ったことがあるのか。

また、先生たちの受け止め方、先生たちの仕事改革にもつながっているのかなというふうに思いますので、先生たちの受け止め方、反応はどのような形で見られるのか、そこら辺はいかがでございましょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員の質問の地域団体と指導者の研究と、あるいは学校内での受け止め方についてお尋ねですのでお答えします。

先ほど申したように指導者の確保が大変重要な点であると考えております。現状では河津中学校においては、2つの部活について町より指導者を派遣しておりますが、さらなる確保については今後の協議にもよりますが、難しい点もあろうかなと、そういうふうに思っております。

町として地域のクラブチームへの移管ではなくて、これまで同様に指導者が中学校に来てもらい、教員の負担を軽くすることも私は考えられるのかなと、そういうふうに思っております。さらに、スポーツなどの最近連携協定を結んだ団体もございまして、そういう団体から指導者を送ってもらうことも一つの検討材料に値するのではないかなと思っております。

お尋ねの点については、学校の受け止めを含めて教育長に答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 国のガイドラインに示された部活動の地域移行を行うためには、今町長からも答弁がありましたように指導者の確保、それから財政的な裏づけ、活動場所の準備、指導者との連携、安全の確保など幾つかの課題があるように思います。それらを解決していかなければならないと思っています。

令和4年度の河津中学校の部活動には、2つの部活動に部活動支援員を配置いたしました。女子テニス部と剣道部に配置をして、指導をお願いをしました。また、ボランティアとして部活動指導に携わってくださった経験者の方もいらっしゃって、顧問の先生方が非常にありがたいと好評でした。

このことは、部活の地域移行とは少し異なりますけれども、これからの部活動の支援の在り方を考える一つの材料になるかなというふうに思っていますので、今後、研究を深めていきたいなというふうに思っています。

今お話ししたように本町にも部活動を支えてくださる、まだ、未開発の存在があるように考えています。そうした力のある関係者や関係団体とも連携協議を行いながら、今後進めていきたいなというふうに思っています。また、中学校の先生方の様子は学校長を通して伺っていますが、今のところ先生方のほうからの要望はなくて、今の成り行きを静観しているというふうな報告を伺っています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 先生たちの働き方改革というのは、これは全国レベルの話になっているのかなというふうに思います。そのために、夜遅くまで部活動で引っ張られたり、そうすると、本来の教育の部分から若干逸脱するのかなと。そこら辺も含めて、教育委員会として学校の校長先生と話をしたから、その教育現場の話が分かったよという話ではなくして、その部活担任の先生たちとコミュニケーションを取って、教育委員会としてその先生たちとコミュニケーションを取って、どういう形がいいのか、そこら辺を入っていないと、本当のあれにはできないのかなというふうには思います。

最後の質問でございますけれども、中学校の部活動においては運動部の部分でどんな部活があるのか、文化部の部分でどんな部活があるのか、あと、中学校としての部活動の教育の

カリキュラム、これ、中学校の部活がこれをやらないと、部活動として成績に関係するとい
うようなことがあるのか、必ず部活に入らなければいけないのか、そこら辺をちょっと最後
の、簡単でございますので、お話しいただければ。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 河津中学校の部活動の現状やありようについて質問だと思いますの
で、お答えさせていただきます。

部活動は教育課程外の活動になっています。しかし、学校教育を進める一環として教育課
程との関連を図りながら配慮して注意をしながら進めている現状です。

現在実施している部活動ですが、運動部は男女剣道部、男女バレーボール部、男女バスケ
ットボール部、女子テニス部、男子卓球部の8部活。文化部は吹奏楽部の1部活です。

部活動の加入に関しては、次のように中学校の教育計画に示されています。「学校として
は部活動への全員加入を進めていくが、地域スポーツや特技、習い事追求のために学校終了
後その活動に参加したい生徒については、部活動に加入しないことを認める」というふう
にありまして、全員加入を強制するものとなっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 時間が終わりましたのでこれで質問を終わりますが、ぜひ、中学校の
部活動に入っていないなくても。そういう活動をされている方たちのその成績に影響がないよ
うな、教育運営をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。令和5年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は1件目、物価高騰に対する農業者支援の実施結果と認定農業者について。

2件目、給食費の補助について。

3件目、鳥獣被害対策について。

の以上3件です。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

それでは1件目、物価高騰に対する農業者支援の実施結果と認定農業者について質問します。

昨年度末物価高騰に対する農業者支援が実施され、農業者には効果的であったと思います。どうもありがとうございました。しかし、支援を受けた生産者はJAの職員から、JAの購買で買った販売金額から支給金額を計算するからと指導を受け、書類にサインを求められて年度末に農協高騰補助の名目で入金されておりました。せっかく町が国と連絡調整をして補助に結びついたので、その点が残念だなと感じております。

その支援ですけれども、河津町総支援金額1,200万円、これを国に要求しておりましたが、その算定の根拠、これが一体どこにあったのでしょうか。6月にJAから要望があったということでこの支援につながっているということでしたけれども、これはこの1,200万円、JAの要望金額であったのでしょうか。国に要求した1,200万円の算定方法、これについて基準があればお教えいただきたいと思います。

また、先日河津町農業経営振興会総会に出席した際、振興会加入世帯は年々減少して82件となっていました。実際には亡くなった方も名簿に掲載されていましたが、ここ数年で多くの農業者が減少していることは間違いない、このように思います。

しかし、今回の支援1,200万円ですけれども、これは実際には何件くらいの世帯になされたのでしょうか。今回の支援に関して実際に支援の対象となった農業者、どのような生産品

目の農家で何世帯くらいあったのでしょうか。肥料や生産資材、出荷資材などについての値上がり分の補助ということでしたけれども、実際にはどのくらいの支援金額になったのでしょうか。今回の支援を実施した総金額について問題なければお答えいただきたいと思います。

ここで国に要望した1,200万円の算出方法、支援の対象となった農業者数、生産品目、総支援額についてお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の質問にお答えします。

物価高騰に対する農業者支援の実施結果について3点ほどお尋ねでございますので、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、ご質問のありました3点についてお答えさせていただきます。

まずは、支援金の算定根拠ということでございます。JAから物価高騰につきまして要望がありましたが、要望金額というものは特にございませんでした。要望金額がない中で私たち町のほうとJAふじ伊豆のほうと協議した中で金額を決めていった形になります。

内容につきましては、今回物価高騰に対する交付金の額は総額で1,162万1,821円でした。算定につきましては、交付先のJAで令和4年度と令和3年度の資材の値上げ率、それを確定していただきました。それで、その中で値上げ額を算出し、品目によって他の補助金、燃料費とか他の県とか国の補助金と重複しないように、そういったものを控除したものを交付対象といたしております。

続いて、今回の対象の農業者世帯ですけれども、JAに申請のあった方は96名、生産品目につきましては、各農家が重複しておりますので多岐にわたり、今回の申請からは把握できておりません。補助対象としているのは値上がりした品目でありまして、対象品目は7分野で、飼料、肥料、農薬、保温資材、包装資材、油脂、その他の生産資材でございます。農業者に直接行き渡しました額としましては、先ほど言いました総額の1,162万1,821円から事務経費その他送金手数料などを引いた給付額です、それが1,046万1,821円となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 96名の世帯の方、これに補助が、支援が回ったということで非常によかったのかな、現実に1,000万円からのお金が農業者に渡ったということで、この生産資材、

値上がりしている中、農業者には非常に助かったものと考えております。本当にありがとうございました。

農業者が減少していると言われて今日、先ほどの回答のとおり96名の農業者が物価高騰に苦勞して、今度のこの支援の対象となっております。ここからが私の一番聞きたいところなんですけれども、認定農業者というのが制度的にはあります。先ほど支援を受けた96名の皆さん、生産者は農業を営み、その売上で生活をしている農業者。ですから、支援の対象となっていると思いますけれども、残念ながらこの支援を受けた農業者に農業認定者、認定農業者の数は追いついていない。これが現状ではないでしょうか。

先ほど言った河津町農業経営振興会の事業計画の中にも認定農業者の加入促進、これ、うたわれておりますけれども、結果はこれまでと大差がないのが現状です。伊豆地域のように小規模な農業者が認定農家になっていない、なっても利点がない、その上5年ごとに農業経営改善計画、これを提出しなければならない。複雑なことをやるということですから、認定農業者に対してはリスクが多過ぎるというのが現状なんですけれども、今回のような支援、これがあるのであれば認定農業者というのへの勧誘、これ、チャンスではなかったでしょうか。

農業者が減少していると言われて今、先ほどの回答のとおり多くの農業者が物価高騰に苦しみ、多くの農業者が支援の対象となっておりますけれども、この認定、農業者が認定農業者の増加に結びつかないものでしょうか。今回の支援についてそのチャンスだったのではないか、このように考えますけれども、町は認定農家を増やすということに対してどのように考えているのか、その辺についてお考えをお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 農業者への支援、今回の支援が認定農業者に結びつかなかったのかということですが、今回はもう既に実質的に農業を行っている方なので、実質的な給付でありまして、農業振興に特化した事業ではなく、認定者の増加には結びつかなかったのは事実でございます。あくまでも資材高騰への支援ということが目的でありましたので、今議員がおっしゃられたように、そういったことに結びつかなかったのは事実ですが、その辺を含め、今回の事業では農協さんのほうと協議させていただいたのですけれども、あくまでも高騰ということ、また、経済支援ということをメインに考えたもので、農業者のほうへ結びついて、認定農業者の増加には結びつかなかったものと考えております。

また、方針としましては、農業者が減っているのも事実ですから、こういった支援を続け

ながら認定農業者のみならず農業者の維持には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今回の支援が認定農業者につながるかと言ったら、それは確かに物価高騰に対する支援なんですけれども、このような機会に農業者、これに対してあなたも農業で生活しているからには、やはり認定農業者としてなってもらって、農業の中核、地域の中核、農業者ということで頑張っていただけるように、仕事の張りを持たせていくのも必要ではないか、このように考えます。

町も認定農業者ということでいろんなところで活用しているところもあるわけですから、振興会の事業目的でもあります認定農業者の勧誘、獲得、これらについて今後も積極的に実施していただきたい、このように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2問目の給食費の補助、これについて質問したいと思ひます。

今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用して補正予算で給食費1年間の無償化が専決され、本定例会に承認案件として上程されております。

そこで質問なんですけれども、物価の高騰から給食費を本年度から値上げすることとなりました。町はこれまでどおり月々の給食費、これに1,000円の補助をすることで本年度予算に1人1,000円で11か月、総額で約500万円を予算計上しております。しかし、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが活用できることとして1年間の給食費を無償化することとしております。子育て中の皆さんにとっては朗報だと思いますけれども、さらに1,000円分の、町で補助をする1,000円分も交付金で充当するということですので、当初予算として計画したこの約500万円の予算、これ、どのように活用していくのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

一般財源により確保した予算ですから、基金として財政調整基金に残すのも考えられますけれども、せっかく子供たちのために用意した予算ですから、子供たちのために活用したほうが今回の交付金が生きてくるのか、このように思ひますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。お答えをお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま議員の給食費の関係でございます。特にその財源についての関係でございます。後ほど担当課長より答弁をさせますが、これまで河津町はご存じのよう

に給食費について1人当たり約1,000円補助してきて、これは自主財源という形で町独自の部分でございます。そういう中で、ある面では先駆的な事業をやってきたのかなと思っております。今回たまたま国のほうでコロナ対策と言いますか、経済対策の中でこの給食費等の部分が推奨事業という形で上がってきたものですから、その財源を活用して町のこれまでやってきた給食費の補助についても継続してあるということで、財源充当みたいな形になってしまいますけれども、今回については国のほうのそういう事業を生かすことによって町の財源を有効に使うということで、今回はそういうので使うということではなくて、財源更正という形で対応したということでございます。

詳しい内容については担当課長より答弁します。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、給食費の関係の説明でございます。1人1,000円の補助といったことの財源がどうなのかというご質問ですので説明をさせていただきたいと思っております。

町では大変厳しい財政状況の中で、より一層の増収努力とともに、新規の財源確保に努めながらその限られた財源を有効に活用し、緊急性、それから緊急性、効果等を考慮しながら予算の編成をするものでございます。そういう中で、今回については財源が不足し、今回というかそういう中で財源が不足している場合につきましては、起債の活用、借金でございますがそちらのほう、それから財政調整基金の取崩し、今までの貯金を取り崩すといったもの、そういったことの中から財源確保をしているのが現状でございます。

今回は臨時交付金が活用できることとなりましたので、財源の確保ができたということということになります。ですので、500万の一般財源がほかのところにもあったといった形で考えてもらえればいいのかと思いますし、500万円をそのまま一般財源として学校給食費のほうに回すということではないということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 私も財源更正ということでいった説明は分かるのですが、せっかく500万円が子供たちのために確保されていたのに、これがほかのものに、全く関係のないところに使われてしまうのはどうかと考えます。せっかく子供たちのために予算確保してあるわけですから、給食費とは言いませんけれども、ほかのところうまく、子供たちの健全育成に使っていただければいいのかなと、このように考えますので、ぜひ、その辺

も考慮していただいて、早急に使うというものではなくて、今後の長い将来を考えながらそれを考えていただければいいかと思います。

それでは、続いて給食費の無償化についてということでお聞きしたいと思います。

今回の臨時交付金、これは本年度のみの国の補助制度だと思います。来年度からもこの交付金は続くかどうかは分からない、このように考えていいと思いますけれども、しかし、最近のニュースなどでは政府は少子化対策の一部として今後の給食費の無償化、これについて検討しているような話が出ております。令和6年度から実行されるかどうかはいまだ定かではありません。町として去年の1月から無償になっているわけですよ、今。そんな状態の中で来年度から給食費の補助、これについてどのように考えているのでしょうか。

以前、給食費の公会計制度の導入について質問し、今後検討しなければならないときが来るというような話でしたけれども、無償化されれば僅かではありますけれども、振込等の経費が抑えられ、給食の内容にも反映されることと思いますし、滞納家庭に対しての先生方の負担、これも減少するのではないかと考えます。給食費の無償化、来年度からの給食費について町長の考え、町の考えをお教え願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、来年度からの給食費の無償化についてお尋ねですのでお答えします。

ご存じのようにこども家庭庁が今年度から発足をしまして、首相の言葉で言いますと異次元の少子化対策として今後どのような内容が出てくるか、今のところ見えてこないわけですが、この給食の関係につきましてはこれまで国の助成がない中で、先ほど申したように1人当たりの費用1,000円分を補助してまいりましたけれども、来年度については今回は物価の高騰対策ということもございますので、現状では元の補助に戻すつもりでございます。ということで、今のところの状況では無償化については考えておりません。従来どおり一部補助という形で戻すのかな、そういうふうに思っております。

ただし、今後国のほうの、あるいは県のほうの継続的な財源確保ができる見通しが見込めれば何らかの方策を検討したいと思っております。また、前に質問がありました公会計制度につきましても、その動向を見ながら今後どうしていくのか、また方針等をその見ながら決定をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 給食会計の公会計化についてですけれども、昨年9月に答弁したとおりですけれども、無償化になったとしても公会計化については検討を進めて導入に向けて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 無償化については一気に河津町の財源で完全に無償化することというのは、なかなか難しいのかなと、このように考えますけれども、本年度、これ、先ほど言った500万、これを例えば繰り越しておけば、来年度の補助が倍になるのかなとか、1,000円が倍になるのかなとか考えることもありますし、それも一案だとは考えますけれども、少しでも子育て世代の負担、これの減少につながればいいなと思いますので、よろしく検討願いたいと思います。

それでは、3問目の質問、鳥獣被害対策について質問したいと思います。

ここへ来る前に私も今日、1頭の鹿を捕獲してきたところではありますけれども、これまで有害鳥獣による農作物の被害、いろいろな対策を講じているというのですけれども、なかなか減らない、これが現状ではあります。

まず、これまでの分かっている範囲で結構ですし、令和4年度の統計でも結構ですので被害状況、鹿、イノシシ、猿の捕獲実績及びその他中小被害、中小有害動物の捕獲実績、圃場を守るための施設の補助、これの状況についてお教え願いたいと思います。

さらに鳥獣害防止対策というのは、一番早いのが有害駆除、これが最も効果的だと思いますけれども、有害駆除についてお聞きしたいと思います。

有害駆除実施者、すなわち狩猟者ですけれども、銃による狩猟は高齢化や銃所持資格の規制強化、射撃場が周辺にないなどによって減少が続いているのが現状です。昔は銃による狩猟は富裕層の娯楽と言われている時期もありましたけれども、現在は猟友会の会員による有害駆除、これに依存しているところが大きいのではないのでしょうか。そんな中でわなによる狩猟は農地を守るためにも狩猟免許取得者が多くなってきていると聞いております。

町は狩猟免許取得の補助を実施して有害駆除従事者の増加に努めておりますけれども、昨年度の補助、この実績はどのくらい人数が取得したのでしょうか。狩猟は銃を使った銃猟、わな猟、網猟と言っているいろいろな方法があり、それぞれの免許取得が必要となってきます。免許を取得すれば狩猟ができるかと言ったら、それだけではわなはかけることができません。3年に一度免許の更新をし、さらに毎年、狩猟者登録をしなければ狩猟をすることができま

せん。免許取得に関し町は補助金を出していますがけれども、これらの補助対象者の一部の方しか狩猟者登録をせず、有害駆除従事者につながっていない、これが現状です。

捕獲できるかできないか、これはその技術や経験によるところが大きいと思いますけれども、狩猟者免許を取得したからと言って狩猟者登録をしなければわなを仕掛けることができない、有害駆除にはつながらない。平成27年から令和3年までの間24人の方が免許取得者、これが河津町で補助した金額なんですけれども、人数なんですけれども、総額で28万6,400円、これを補助したそうです。この24人のうち狩猟者登録をして実際に有害駆除に参加しているという人は9人しかおりませんでした。せっかく24人に狩猟免許取得の補助をしたのに9人の方しか狩猟者を確保することができなかつた。狩猟者免許と狩猟者登録の申請と併せて補助をするといった効果的な方法、補助方法についてどのように考えるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3点目の鳥獣被害対策についてということで2点お尋ねでございます。昨年度の鳥獣害対策の結果、あるいは狩猟免許取得補助の実績とその内容についてお尋ねでございます。

議員もおっしゃっているように、お尋ねのように鳥獣害の被害というのは農家にとってはとても大変深刻でありまして、特に生産意欲ともつながってございまして、そういうことでこれまで町も防御のための助成制度ですとか、議員がお尋ねの捕獲のための助成制度、また、現在は鳥獣害対策の委託指導員なども担当課に設置をしております、そんなことで対策を行っている現状でございます。

そういう中で議員がお尋ねの2点については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから令和4年度の鳥獣害の捕獲の実績を述べさせていただきます。

実績としましては、まず鹿が416頭、イノシシが258頭、猿が8頭です。その他対象、小型の動物としましてはアナグマが1、ハクビシンが2、カラスが3となっております。また、鳥獣害対策事業防止柵、いろいろな農業のワイヤーメッシュとかそういったものに対する補助金の状況ですけれども、申請は14件で総額では73万7,000円ございました。

もう1点、狩猟免許の実績でございますが、狩猟免許、昨年度は狩猟免許を取った方は、

補助金を受けた方はいらっしゃいませんでした。

継続的にこういった補助事業は続けていきたいと考えております。また、議員のおっしゃったように狩猟免許と狩猟の登録です、それを併せた形での補助はということですが、今のところは現在は考えておりません。言われましたように24名中9名、これが登録された方とイコールにならないかどうかというのはまた、別な問題で、24名中9名の方が登録された方、効果的であったとも見える数字だと思っております。

ですので、先ほど町長が言われましたように、うちのほうとしましては、鳥獣害対策の指導員委託などもしております。そういったものの実績を上げながら、現在の補助制度で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今課長のほうから24名に対しての9人は多いほうかなというふうに今、答えが聞けるんですけれども、せっかくお金を補助してやったらあるんですけれども、補助したんですけれども、それが有害駆除につながらないのであれば、そこで補助申請を出してきた時点で、ぜひ、狩猟者登録をして有害駆除をしてくださいということを勧誘するというか、お願いしていくことが必要なのかな、このように思います。

最初の年、わなで捕獲するのに県の狩猟者登録をするお金が8,100円、8,200円だかかかると思います。この金額が有害駆除をすれば半額になっていくということが、次年度からはなるという制度もありますので、それらのことも踏まえて最初の年だけですけれども、狩猟者が捕獲をすればその報償金でそのぐらいは何とかカバーできるのかなとも考えますので、ぜひ、有害駆除の参加、狩猟者登録をしていただけるように補助申請があった時点で積極的な申請を勧誘をお願いしたいと思えます。

そして、有害駆除、これが継続的に行われるようになって、個体数がだんだん減ってきて維持されているのかなとは思いますが、この肉が食用にするという業者が最近いらっしゃいます。ジビエという言葉がはやって流行している、流通しているということも聞いております。しかし、このジビエという言葉もあったのですけれども、これまでは周辺市町だけの確認だったので、本年4月にホームページにも載っていますけれども、続けて2件町内で野生イノシシからの豚熱、いわゆる豚コレラ感染が確認されております。また、鳥インフルエンザによる流行、これにより卵の値上がりが続いている、これも現状であります。

町内に養鶏業者や養豚業者、いませんけれども、自家消費のために養鶏をしている方もおりますし、ペットとして豚を飼っている方もいると聞いております。豚熱の感染、鳥インフルエンザの蔓延により今流行しているジビエ、これへの関心が弱まり、食肉目的での有害駆除が進まなくなる、これも心配しております。

これらの豚熱、鳥インフルエンザ、これ、遠い話かと思うと意外と近い話ですので、それらに対する対策、これについて町の考え方、これを説明していただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 今議員が言われましたとおり、うちのほうとしましては野生イノシシの豚コレラ、また、鳥インフルエンザ等についても農林事務所とともに情報を交換しながら防疫に進めているところでございますが、議員言われましたとおり養豚業者、また、養鶏業者もおりません、うちのほうには。感染症対策の取組としましては、そういったものを今広報に載せながら、うちのほうで狩猟で2頭が陽性だったよとか、そういった情報については提供は常に心がけたいと思っております。また、ペットとして飼っている方もいらっしゃいます。そういった方にも警戒していただくということで情報を促したいと思っております。

また、ジビエの影響については、今の現時点では明確にどういった影響が出るというのはなかなか分からないことですが、ただ、うちの町のほうにも1件処理肉場がありますし、また、東伊豆にも新しくジビエの食肉処理施設ができました。そういった面でも食肉利用も順調に進んでいるように思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 東伊豆にも食肉の処理ができる場所ができたということは、私、知らなかったのですが、そうやっていけば、これからジビエが非常にまた、流通していくのかな、このように考えますし、それらについても豚コレラとかが出てくるとちょっと足止めになってしまうのかなと考えますので、ぜひ、情報交換、情報提供、これについても積極的に狩猟者には流していただければいいな、このように思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後なんですけれども、市民ハンターという言葉が、ご存じかどうか分からないんですけども、特定外来生物の市民ハンター制度という、これの導入について質問したいと考えます。

鳥獣被害が続く中で、鹿、イノシシといった大型有害動物は有害駆除の報奨金制度、これにより個体数の増加は抑えられている、このように考えております。全国的にもタイワンリス、俗に言うタイワンリスといっても、クリハラリスと言うらしいんですけども、アライグマといった特定外来生物、これやハクビシン、アナグマといった中小の有害獣による農作物の被害、これも続いているところが現状であります。先ほどの捕獲件数についても、中小の動物については捕獲数が非常に少ないというのもそれが関与しているかもしれないのですが、農業者は免許がなくても自己の管理する圃場で一部のわな猟が認められていると解釈されていますけれども、なかなか免許を持っていない方、これは実行しない、これが現状です。

環境省が2005年に創設した外来生物法に基づく特例措置、これで自治体による簡単な講習で小型の箱わなを使った中小の有害獣を捕獲、補助でき、報償金が出るという市民ハンター制度、これがあるそうです。以前の質問では、町は中小の有害動物の捕獲、これの補助は考えていないということでありましたけれども、この制度、全国の33都道府県で実施されているそうです。2019年度には特定外来生物として指定されているアライグマ、これの捕獲が制度導入当時と比較して10倍になっている、このように農業新聞ですけれども、報道されております。全捕獲数のこれが半分を占めている、このように報道されていますけれども、静岡県では実施されていないというのが現状だそうです。

狩猟者による、狩猟者の減少による捕獲の減少や、耕作放棄地の拡大などで今後の農業被害は多くなることが予想されている今こそ、この制度の導入はないのか、このように考えますし、現状では中小の有害動物の被害は鹿、イノシシといった大型動物の被害より少ない、このように思いますけれども、今後増加する、このように思われれば中小の有害動物の駆除対策も必要かなと考えます。個体数の少ないうちに対応するほうが費用も少ないと思いますけれども、町はこれについてどのように考えているのか、また、その方策についてお答え願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 今議員が言われましたように外来の生物、そういったものをハンター制度ということで講習を受けながら今、クリハラリス、タイワンリスを捕獲できたりという制度は各地で行っておるところでございます。

河津町におきましても、被害防止目的捕獲許可事務処理要綱を平成30年4月1日の施行に基づくものでございますけれども、狩猟免許がない場合でも、自宅の敷地内または自分の耕

作地などであれば申請を行わずこの特定外来生物、クリハラリス、ハクビシン、アナグマなど小型の動物を小さい箱わなで捕獲することは可能としております。

とは言え、動物に対するものですし、小さな箱わなを使うものですので注意が必要ですので、申請されて自分の敷地内とか自宅内でわなをかける場合は、うちの鳥獣担当のほうと一度相談をしながらやっていただければと思っております。

そういったことで、うちのほうも特にこの市民ハンター制度とかは行いませんが、こういったことでそういった小動物の外来生物に対する捕獲は可能となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 関連で一つ質問をしてもよろしいでしょうか。

箱わなについて、貸出しについての用意があるか、その辺についてお聞きしたいのですが、許可、議長、よろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） どうぞ。

○5番（渡邊昌昭君） 今、河津町の制度として箱わななら大丈夫ということで、今、説明が課長のほうからありましたけれども、それらの被害があるからといって産業振興課に申告すれば、箱わなの貸与、これとかの指導はされているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。すみません。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） うちのほうで小型の箱わなというのは、猿とかイノシシを捕る、あれも小型なんですけれども、もう少し小さい金網のような、ゲージのような、ネズミ捕りのようなものを利用して捕るのを想定しております。うちのほうでは今、そういったものを所有しておりません。ですので、個人の方が買ったものに対して許可申請、申請書もございまして、それでうちのほうに相談していただければと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 余分な質問をしてすみませんでした。

今、許可は出すということでしたので、箱わなを仕入れてもらえれば何とか動物を捕まえることができる、このような解釈でいいかと思っておりますけれども、中小の動物も捕獲する、これもだんだん必要になってくると思っておりますので、今後町としてもそのような小さいような箱わな、これ、用意していただくことを検討していただいて、鳥獣害被害、これがないように

していただきたいと思います。

少しでも美しい町、美しい環境を守り続けていくことができるようにご支援をお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、報告第1号 令和4年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 令和4年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度河津町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第1号 令和4年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明をさせていただきます。

次のページをお願いしたいと思います。

令和4年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書です。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順で説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、庁内ネットワーク更新事業4,295万1,000円、町有地購入事業3,666万1,000円。

5款農林水産業費、3項水産業費、見高地区護岸かさ上げ事業6,446万円。

6款商工費、1項商工費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業4,313万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、町道荻ノ入1号線初景橋橋梁改修事業5,563万円、合計2億4,283万2,000円。

事業の内容について説明をさせていただきます。

庁内ネットワークの更新事業につきましては、半導体不足により資材の納入が遅れ、年度内完成が見込まれないため、繰り越したものでございます。

町有地の購入事業でございますが、農地転用等に時間を要したため、繰越しをするものでございます。

見高地区護岸かさ上げ事業は、資材の調達に時間を要したため、繰り越したものでございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業は、地域経済の活性化のための事業を早期に実施したいため繰り越し、早期に実施をするものでございます。

町道荻ノ入1号線所景橋橋梁改修事業は、資材の調達に時間を要したため、繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） ないようでしたら、閉じさせていただきますがよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第1号 令和4年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての

報告を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、同意第2号 河津町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

議場に鈴木亜弥氏がおりますので、退場をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

〔町民生活課長 鈴木亜弥君退場〕

再開 午後 1時05分

○議長（遠藤嘉規君） 提案理由の説明を……日程のほうが先ほど2と申し上げましたが、日程3で訂正をお願いします。

それでは、退出をしていただきましたので、説明をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第2号 固定資産評価員の選任について。

下記の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、河津町笹原23番地。氏名、鈴木亜弥、昭和42年12月11日生。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、これまでも担当課長が固定資産評価員となっておりまして、本年4月1日付の人事異動によりまして、担当課長が替わりましたので、選任について同意を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第2号 河津町固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

鈴木亜弥氏の入場をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

〔町民生活課長 鈴木亜弥君入場〕

再開 午後 1時06分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 承認第1号についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことによります。税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

河津町告示第48号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号 河津町条例第12号 河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和5年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

条例第12号 河津町税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。定例会資料の1ページをお開きください。

税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

まず、1点目、個人住民税関係、主なものとして、森林環境税の導入に伴う改正を行うものです。森林環境税及び森林環境譲与税が令和6年1月1日から導入されることに伴い、①として、同税の賦課徴収方法について規定する改正、納税通知書の記載すべき納税額に同税

額を追加する等改正を行います。

②森林環境税の税率は、1,000円に定められています。森林環境税は、国内に住所を有する個人に対してかけられる国税で、賦課徴収は市町村、個人住民税均等割額として徴収されることになっております。現在、復興税として同額の1,000円が徴収されており、令和6年度は復興税が終了し、同額の森林環境税が始まるということなので、金額的には変更がございません。

2点目、軽自動車税関係。主なものとして、環境性能割の税率区分の見直しでございます。軽自動車税の環境性能割については、2年に一度、税率区分を見直すこととされておりまして、令和4年度末は見直しの時期に当たりますが、現行の税率区分を令和5年4月から12月末まで据え置くこととなりました。

税率区分については、別紙をご覧ください。上にある表です。今回据え置かれる令和5年4月から12月末まで、また、令和6年1月から及び令和7年4月からご覧の区分に3年間で段階的に引上げを行うものです。

続いて、(2)種別割、グリーン化特例の見直し。こちらに関しましても、現行の経過措置について、適用期限を3年延長するとしたものです。別紙の一番下の表になります。

次に、(3)です。道路交通法の一部を改正する法律による改正。原動機付自転車から区分して新たに定義された、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードです。それに係る税率を2,000円とし、軽自動車種別割について適用することとしています。

3点目、固定資産税関係についてでございます。

(1)として、法規定の新設に合わせて新設されたものとしては、長寿命化に資する大規模修繕工事等を行ったマンションに係る固定資産税の減税措置が創設されています。これらになります。

4点目、最後に、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定の一部は、令和6年1月1日及び令和7年1月1日から、軽自動車税関係の規定の一部は、令和5年7月1日及び令和6年1月1日から施行します。

議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。4枚目の下のほうになります。

附則、施行期日第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の河津町税条例（以下新条例という）、附則第16条の2、第3項に係る部分を除く。）令和

5年7月1日。

第2号 第34条の9、第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中100分の10を100分の35に改める部分に限る）及び附則第16条の2、第3項の改正規定並びに1条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2）第3項に係る部分に限る、及び第3項の規定、令和6年1月1日。

第3号 第36条の3の2の改正規定及び1条第2項の規定、令和7年1月1日。

以降第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、また、第4条で軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1番、正木です。

個人住民税関係のところでお伺いいたします。

こちらのほうの森林環境税の1,000円につきましては、まず減免措置があるかどうかということと、あと、こちらに記載されております税率、また、第2の軽自動車税関係の第3項にも税率とありますが、これは税額ではなく税率という表現でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木垂弥君） まず、減免の関係からですが、先日もご説明しましたけれども、個人住民税の均等割額として徴収されることになっておりまして、森林環境税の減免はありませんが、個人住民税が非課税の方は課税されることはありません。

次に、税率の関係です。税改正については、総務省の資料に沿っておりまして、そちらの資料に税率何々円となっておりますので、この表現を採用しております。税額とする場合は、税額、年、何々円というふうになるので、税改正の資料のほうは総務省に沿ったこの表現にさせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） それでは、承認第2号についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことによります。税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

河津町告示第49号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号 河津町条例第13号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和5年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

条例第13号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料でご説明させていただきます。定例会資料の18ページをお開きください。

国民健康保険税の改正に関する概要です。

こちらの改正は、軽減判定所得の基準額の改正でございます。

（1）改正の概要。

国民健康保険税の算定をする際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割、2割を減額します。この減額措置に係る軽減判定所得の基準額が改正されたため、条例の5割軽減の判定に用いる基準額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の判定に用いる額を52万円から53万5,000円に引き上げるものです。

この減額措置は、負担能力が低い世帯に対して保険税の負担を減らすためのものであります。判定の所得基準を引き上げると、より軽減措置が受けやすくなっております。こちらは令和5年4月1日からの適用でございます。

次のページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、参考にしていただければと思います。

最後に、附則でございます。議案に戻っていただきまして、附則。

施行期日。

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河津町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

記。

令和4年度河津町一般会計補正予算（第10号）について。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長に申し上げます。説明が長くなる際は、着座にて説明をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

本件につきましては、地方譲与税や各種交付金、国・県負担金の確定、寄附金の増、基金繰入金の確定に伴い、使用目的に沿った歳出金額の追加及び基金への積立てを行うため、専決処分による対応とさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第52号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度河津町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,027万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,236万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月31日。河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

2款地方譲与税69万5,000円、1項自動車重量譲与税△57万2,000円、2項地方揮発油譲与税33万1,000円、3項森林環境譲与税93万7,000円、4項地方道路譲与税△1,000円。

3款利子割交付金△29万円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金98万3,000円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金13万1,000円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款法人事業税交付金825万4,000円、1項法人事業税交付金、同額でございます。

7款地方消費税交付金1,267万6,000円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

8款環境性能割交付金△77万4,000円、1項環境性能割交付金、同額でございます。

9款地方特例交付金△150万6,000円、1項地方特例交付金、同額でございます。

10款地方交付税2,579万4,000円、1項地方交付税、同額でございます。

11款交通安全対策特別交付金△30万3,000円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

14款国庫支出金240万2,000円、1項国庫負担金、同額でございます。

15款県支出金321万9,000円。次のページをお願いいたします。1項県負担金、同額でございます。

17款寄附金280万円、1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金619万2,000円、1項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計6,027万3,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費8,610万7,000円、1項総務管理費、同額でございます。

3款民生費1,537万9,000円、1項社会福祉費、同額でございます。

4 款衛生費△3,428万円、1 項保健衛生費△1,891万、2 項清掃費△1,537万円。

5 款農林水産業費93万7,000円、2 項林業費、同額でございます。

6 款商工費ゼロ、1 項商工費ゼロ。

8 款消防費△330万円、1 項消防費、同額でございます。

11 款公債費△457万円、1 項公債費、同額でございます。

歳出合計6,027万3,000円。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括は省略をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2 歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。なお、金額の確定及び決定によるものは、説明は省略をさせていただきます

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税△57万2,000円、1 節自動車重量譲与税△57万2,000円。

2 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税33万1,000円、1 節地方揮発油譲与税33万1,000円。

3 目森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税93万7,000円、1 節森林環境譲与税93万7,000円。

4 項地方道路譲与税、1 目地方道路譲与税△1,000円、1 節地方道路譲与税△1,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金△29万円、1 節利子割交付金△29万円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金98万3,000円、1 節配当割交付金98万3,000円。

次のページをお願いいたします。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金13万1,000円、1 節株式等譲渡所得割交付金13万1,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金825万4,000円、1 節法人事業税交付金824万4,000円。7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金1,267万6,000円、1 節地方消費税交付金1,267万6,000円。こちらは地方消費税交付金の一般財源分が642万5,000円、それから社会保障分が625万1,000円でございます。

8 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金△77万4,000円、1 節環境性能割交付金△77万4,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金△150万6,000円、1節地方特例交付金△150万6,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2,579万4,000円、1節普通交付税6,654万7,000円、2節特別交付税△4,075万3,000円。次のページをお願いいたします。計2,579万4,000円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金△30万3,000円、1節交通安全対策特別交付金△30万3,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金240万2,000円、2節国民健康保険基盤安定負担金240万2,000円。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金321万9,000円、5節国民健康保険基盤安定負担金321万9,000円。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金280万円、1節一般寄附金280万円。こちらは企業版ふるさと納税の寄附金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金619万2,000円、1節基金繰入金619万2,000円、こちらは公共施設整備基金の繰入金、それから森林環境整備促進基金の繰入金、それから環境まちづくりの基金の繰入金でございます。

10ページをお願いいたします。

3歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△951万円、12節委託料951万円、こちらは行政包括事務の業務委託の実績に伴う減額でございます。5目電算費△479万円、11節役務費△145万円、パソコン導入手数料の実績に伴う減額でございます。12節委託料△334万円、こちらは総合行政情報システムの機器の報酬委託、それから処理の委託料といった減額の実績に伴う減額でございます。8目地域づくり推進事業費350万円、24節積立金350万円、企業版ふるさと納税の地方創生基金への積立でございます。令和4年度の企業版ふるさと納税の積立でございます。12目財政調整基金費9,690万7,000円、24節積立金9,690万7,000円、財政調整基金への積立でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民健康保険費1,537万9,000円、27節繰出金1,537万9,000円、国民健康保険特別会計への法定繰入でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△1,128万円、18節負担金、補助及び交付金△1,128万円、公的病院の運営補助金として、実績に基づく減額でございます。2目

予防費△763万円、12節委託料△763万円、予防接種の委託料です。実績に基づくものでございます。計△1,891万円。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費△1,537万円、12節委託料△1537万円、焼却灰等処理委託料△583万円、可燃ごみ・資源ごみ等収集業務委託料△657万円、それから指定ごみ袋の製造業務委託料△297万円、こちらは全て実績によるものでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費93万7,000円、24節積立金93万7,000円、森林環境整備促進基金の積立金でございます。こちらは譲与税の増額等でございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費ゼロ、こちらは財源更正でございます。企業版のふるさと納税30万円、それから公共施設整備基金363万、それから環境まちづくり基金100万円ということで、特定財源として493万円とするものでございます。

8款消防費、1項消防費、4目防災費△330万円、12節委託料330万円、防災情報伝達システムの設計委託料、それから建築設計業務の委託料の実績に伴う減額でございます。

11節公債費、1項公債費、2目利子△457万円。22節償還金利子及び割引料△457万円。町債の利子の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 昨日、町長から行政報告で、可燃ごみの搬入が有料化されて減ったということで、11ページのじん芥費で、可燃ごみ、資源ごみの収集ごみの委託料がマイナス650何がしということで、これは委託料って事前に年度頭に多分払うと思うんですけども、可燃ごみの量が減ったからとかそういう部分が影響しているのかどうかとか、どういう絡みで650万減ったのかを教えていただければ。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらの可燃ごみのごみ収集業務委託については、当初予算で計上した金額から入札等により業者を選定し、その分の差額が457万円ということでございます。契約をしてから途中で変更等あるかもしれませんので、そのまま残した中で、ここで最後確定したことに伴い減額するというので、ごみの量がということではなく、委託する業

務の金額が変更になったということで、ご理解願えればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 10ページの台帳の9,600万円追加されているんですけども、この要因というのを教えていただければ。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらのほうについては、歳入と歳出の差を最終的には財政調整基金のほうに積むといった形でございます。

令和4年度の財政調整基金でございますが、こちらのほうで9,600万円追加ということで、これまでに予算額としては6,147万1,000円ほどございました。この2つを足しまして、1億5,837万8,000円を令和4年度中にするとといった形の処理でございます。

財政調整基金でございますが、令和3年度末でございますが、11億3,108万8,182円ほどございました。こちらのほうの積立てをするとといった形で、12億8,900万円ほどの金額になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

今の財政調整基金に関連してなんですけれども、確かに近隣市町の財政調整基金の額から比べると、河津町、かなり下がったのが、岸町長になって大分近隣の町と同じになってきたのかなと思うんですけれども、ためるのはすごくいいことだと思うんですけれども、12億、適正な価格といえますか、どの辺をめどに金額を予定しているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 当初は多分7億円ぐらい、私になったとき、7億円ぐらいの財調だったと思います。それから4億、5億ぐらいになったんですけども、当初、最低でも10億という目標を持っておりました。ただ、最近の災害等の状況を見ますと、やはり心配な点があるものですから、特に目標はないんですけども、これから財調の部分も大事なことであります。

あともう一つは、最近になって起債の借り方も多くなってきております。それは山村振興の関係もありまして、そういう面もありますので、やはりこれからは減債基金的な、そ

うものを用意しないといけないのかなということがありますので、もう少し増やしたいなど、目標はございませんけれども、そんな考えでございます。

とにかく財源を確保というのは大事なことでございますので、災害等の部分では最低でも10億はかかると私は見ておりますので、そういう意味でも重要な財源となりますので、今後も財源等の確保に努めながら、減債基金も含めて対応したいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

以前、10億ぐらいというようなことで、大分オーバーしてきたので、そろそろ町民のために活用できないのかなという思いもございまして、ちょっと質問させていただきました。

12億からこれからまだためるとなると、やはり西伊豆とか20億近い財調が多分あるかなと思うんですけれども、近隣の市町も大体今12億ぐらいじゃないかなと思います。この辺をほかの町も当然伸ばしていくんだらうと思うんですけれども、ぜひ有効活用していただけるものがあれば、使っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河津町一般会計補正予算（第10号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記。

令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 承認第4号について説明させていただきます。

本件につきましては、令和4年度の国民健康保険事業費の確定に伴い、国・県からの負担金、一般会計からの繰入金額等が確定したことによるものでございます。

令和4年度の法定繰入金として、国保会計を繰り入れる必要があるため、専決処分にて補正対応させていただいたものでございます。

次のページをお願いします。

河津町告示第68号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第4号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和5年3月31日、河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円です。

歳入、7款繰入金ゼロ、1項他会計繰入金1,537万9,000円、2項基金繰入金△1,537万9,000円、歳入合計ゼロです。

次のページをお願いします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

本補正につきましては、財源の更正により充当額の変更のため、補正額がゼロでございます。款、項の順に読み上げます。

1款総務費、1項総務管理費、2項徴税费、3項運営協議会費、2款保険給付費、4出産育児諸費、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、歳出合計補正額ゼロでございます。

次の3ページ、4ページの歳入、歳出補正予算事項別明細書、1総括については、説明を省略させていただきます。

5ページをお願いします。

事項別明細書、2歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順で説明させていただきます。単位は1,000円でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,537万9,000円、1節国保基盤安定繰入金749万7,000円、2節職員給与費等繰入金△172万9,000円、3節出産育児一時金繰入金△56万円、4節財政安定化支援事業繰入金1,017万2,000円、5節その他一般会計繰入金△1,000円、これらは国・県からの負担金が確定したことに伴い、繰入金額をそれぞれ補正したものでございます。2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金△1,537万9,000円、1節国民健康保険事業基金繰入金△1,537万9,000円、こちらは一般会計からの繰入金額の増に伴い、基金繰入金を減額して調整したものでございます。

次のページをお願いします。

3歳出。

歳出については、繰入金額の補正により充当額を変更したため、財源更正をしたものでござ

ございます。款、項、目の順に説明させていただきます。補正額は全てゼロでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療費給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第1号）について。

令和5年6月6日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

本件につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種及び体制整備のため、専決処分による対応とさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第80号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第5号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,559万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,759万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年4月5日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金2,559万6,000円、1項国庫負担金1,446万6,000円、2項国庫補助金1,113万円、歳入合計2,559万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

4款衛生費2,559万6,000円、1項保健衛生費、同額でございます。歳出合計2,559万6,000円。

3ページ、4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1,446万6,000円、1節衛生費負担金1,446万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う国庫の負担金でございます。2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金1,113万、1節衛生費国庫補助金1,113万円、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に伴う国庫補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

なお、歳出につきましては、全て新型コロナウイルスワクチン接種関係費用となりますので、説明欄は省略をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2,559万6,000円、1節報酬195万2,000円、3節職員手当等158万4,000円、4節共済費32万6,000円、7節報償費1,062万2,000円、8節旅費10万5,000円、10節需用費115万円、11節役務費192万9,000円、12節委託料549万2,000円、13節使用料及び賃借料243万6,000円、計2,559万6,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 先ほど言ったように、また町長の行政報告の中で、春接種の分の補正だと思えるんですけども、2,633人に通知を出したということで、大体何%ぐらいの方が春接種のあれを受ける方が大体出ているんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 集団で秋以降の接種はまだ決まっていないんですけれども、春の接種としまして、ただいままだ接種途中でして、やっている途中なんですけれども、回答があった人数ですと、集団接種会場で接種すると回答した方が1,780人、あと、個別でやるという希望とか、あと、接種しないと回答した方が205人、まだ回答待ちの方が若干いらっしゃるという感じです。率はまだ出しておりません。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） では、まだ現在進行形で、これからまだ締切りをして、大体出るというところでよろしいですね。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 春接種は全9回予定しております、今4回終わったところでございますので、まだこの先があります。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 春接種の関係でございますけれども、私も実は心配をして、接種者が減るんじゃないのかなという心配をしていました。前にも言ったように、河津町は65歳以上の方が四十数%を占めておりますので、そういう状況もあって、担当課にちょっと心配で一応確かめてみました。どうやら後半の部分についても迷っているといえますか、まだ考えている方もいたり、あと、日程の変更等も考えてはいるみたいですので、それで確定はしてこない。自分の感じだと7割ぐらいかなというイメージかな。まだ確定しておりませんが、自分が思ったより比較的受けてくれているのかなというイメージはございますけれども、最終的な確定ではありませんけれども、ちなみに私は6回目を受けさせていただきました。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

14時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により）下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第2号）について、令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを説明をさせていただきます。

本件につきましては、子育て世帯生活応援特別給付金への対応及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した給食費等への補助を行うため、専決処分による対応をさせていただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第83号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号第179条第1項）の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第6号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,768万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,527万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年4月20日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金、6,321万7,000円、2項国庫補助金、同額でございます。

18款繰入金、△553万6,000円、2項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計5,768万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3 款民生費、3,799万円、1 項社会福祉費、3,254万円、2 項児童福祉費、545万円。

4 款衛生費、ゼロ、1 項保健衛生費、ゼロ。

9 款教育費、1,969万1,000円、6 項保健体育費、同額でございます。

歳出合計5,768万1,000円。

恐れ入ります、3 ページ、4 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いをいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金439万円、2 節児童福祉費国庫補助金439万円、子育て世帯生活応援特別給付金補助金でございます。住民税の非課税世帯等臨時特別給付金の給付事業によるものでございます。5 目総務費国庫補助金5,882万7,000円。2 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,882万7,000円、電力・ガス・食料用品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。計6,321万7,000円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、△553万6,000円、1 節基金繰入金、△553万6,000円、財政調整基金の繰入金です。財源更正による減額でございます。

次のページをお願いをいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費3,254万円。こちらのほうの事業につきましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付事業に伴うものでございます。説明欄は省略をさせていただきます。1 節報酬57万円、3 節職員手当等52万円、4 節共済費10万3,000円、8 節旅費 3 万6,000円、10 節需用費45万円、11 節役務費41万円、12 節委託料45万1,000円、18 節負担金、補助及び交付金3,000万円。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉費110万円、18 節負担金、補助及び交付金110万円、保育所の給食費負担軽減事業に伴う補助金でございます。

次のページをお願いをいたします。

4 目子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業費435万円。こちらにあつては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴う事業でございます。説明は省略をさせていただきます。11 節役務費 2 万円、12 節委託料33万円、18 節負担金、補助及び交付金

400万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子衛生費ゼロ円、こちらは財源更正でございます。妊娠出産子育て支援交付金の一般財源分を電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金として活用することによる財源更正でございます。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費1,969万1,000円、18節負担金、補助及び交付金1,969万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策の学校給食費補助金でございます。こちらにあっても、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して給付を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第28号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第28号 河津町家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、議案第28号についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正の必要があるため、ご提案させていただくものでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

すみません、改正の内容については、定例会資料24ページをご覧くださいと思います。

改正理由については、先ほど提案理由で述べたとおりでございます。

改正の概要につきましては、第6条において保育の提供の終了に際して、保育所等との連携についての規定を適用しない場合について定めるものでございます。

2番目に、第7条の2で定めます安全計画の策定等についてでございます。

3といたしまして、第7条の3に記載してございます自動車を運行する場合の所在の確認について定めたものでございます。

4、第10条において、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併設し、設備及び職員を兼ねることができるのは、保育に支障がない場合に限ることとするものでござい

す。

5番目に、第13条で記載してございます懲戒に係る権限の濫用の禁止についての規定を、こちら削除するものでございます。

6番目に、第14条において、職員に対する感染症の予防等のための研修や訓練を定期的実施することとするものでございます。

7番目に、附則第11項で記載してございます、送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合で、ブザーなどの乳幼児の見落とし防止装置を備えることが困難な場合は、令和5年度中は、それに代わる方法によって乳幼児の所在確認を行うというものでございます。

その他、国の基準に準じた所要の改正を行ってございます。

議案にお戻りください。

3ページ目の下段になります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するということとございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第28号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第11、議案第29号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第29号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私より議案第29号について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法に基づき、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正の必要があるため、提案するものでございます。

改正内容については、資料29ページをお願いします。

改正理由については、先ほど提案理由で述べたとおりでございます。

改正の概要につきましては、1つ目といたしまして、26条の懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定を削除するものでございます。

その他、国の基準に準じた所要の改正を行っております。

資料30ページ以降に新旧対照表をつけてございますので、ご参考としていただければと思います。

議案にお戻りください。

3ページ目の下段になりますが、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第29号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議案第30号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第30号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年年河津町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、議案第30号についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正の必要があるため、提案するものでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容については、定例会資料40ページをご覧ください。

改正理由については、先ほど提案理由で述べたとおりでございます。

改正の概要につきましては、第6条の2において、安全計画の策定について定めてございます。

2つ目に、第6条の3において、自動車を運行する場合の所在の確認について定めてございます。

3つ目に、第12条の2において、業務継続計画の策定等について定めてございます。

4つ目に、第14条において、職員に対する感染症の予防等のための研修や訓練を定期的実施することとしております。

5つ目に、附則第3項といたしまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、改正後の第6条の2、第1項から第3項までの規定はそれぞれ「努めなければならない」と読み替えるものでございます。

その他、国の基準に準じた所要の改正を行っております。

41ページ以降に新旧対照表をつけてございますので、ご参考としていただければと思います。

議案にお戻りください。

3ページ目の下段となります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するという
ことでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第30号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第13、議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） それでは、議案第31号についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、河津町国民健康保険税条例の必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会の資料でご説明させていただきます。

43ページをお開きください。

（1）改正の概要でございます。

こちらの改正は、課税限度額の引上げについてでございます。

表をご覧ください。

下線の部分が改正部分となります。

後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に2万円引き上げます。

基礎課税額及び介護納付金課税額は変更ありません。

なお、本改正は、町の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当であるとの答申をいただいております。こちらは令和6年4月1日からの適用でございます。

次のページ以降に新旧対象表をお示ししてございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

思います。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則、施行期日、第1項 この条例は令和6年4月1日から施行する。

適用区分、第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第14、議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁補修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁補修工事請負契約について。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、議案第32号について説明させていただきます。

本案は、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

記。

契約の目的です。

令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁補修工事。

2、契約の方法。

一般競争入札による請負契約。

3、契約金額。

7,048万8,000円。

4、契約の相手方。

静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

内容について説明させていただきます。

館橋は、令和2年度に実施した5年に一度の橋梁の法定点検により、5年以内の修繕が必要と判定されたため、令和4年度に実施設計を行い、今年度補修工事を行うものです。

次に、契約の方法でございますが、5月24日に一般競争入札を行い、5月26日に仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、令和6年3月22日を予定しております。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁補修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第15、議案第33号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第33号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合に南伊豆地域清掃施設組合が加入し、及び静岡縣市町総合事務組合理約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議

決を求める。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第33号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町により構成する南伊豆地域清掃施設組合が本組合に加入し、非常勤職員公務災害補償事務を共同処理することに伴い、組合同規約の一部を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合同規約（平成18年3月23日市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第3条第2号及び第3号に関する事務中「南豆衛生プラント組合」の次に「、南伊豆地域清掃施設組合」を加える。

附則、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

定例会資料45ページ、46ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） この一部事務組合が設立されるということで、一部事務組合に入る。

この下田市、南伊豆町、松崎、西伊豆のごみの処理場が新たにできるという、そういう解釈をするわけですが、この施設はどこにできることに決まったんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらのほうの規約の変更につきましては、どこへつくるという

ことではなく、その組合が設立されたということに対して、その組合をこの非常勤公務災害の補償事務との取扱いをこちらのほうでするといったことをございまして、具体的な内容、設置市町が決定した事項といったものに対して、こちらのほうに来ているものではございません。

県内の市町で、この組合に加入しているところ、それから一部事務組合の議決をいただき、この組合が総合事務組合の規約の中に含まれるといったことをございますので、そちらについて町のほうで把握するというのではなく、その組合が加入することに対しての議案という形でご理解願えればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） そうすると、基本的にはまだその施設がどこにできるよとかということは、まだ全然決まっていけないという解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 施設をどこに造るかということではなく、あくまでも先ほど言ったとおり組合が設立したということで、場所等については、その組合の中で決めることをございますので、こちらのほうの規約の変更には特に影響しないということで、あくまでも先ほど言ったとおり、その組合が設立するという形で、ご理解願えればというふうに思っております。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第33号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第16、議案第34号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第34号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,288万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,815万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第34号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。

当初予算調整後に生じた事由により、既定の予算の追加、更正する補正予算となっております。

主な事業としまして、保健福祉センター長寿命化に伴う調査、設計業務委託、特産品送付事業、企業版ふるさと納税による事業、消防団員退職報償金の事業、それから東アジア文化都市2023静岡地域連携プログラム事業の委託等でございます。

また、4月1日付の人事異動に伴う配置転換に伴う補正予算も計上してございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金△901万5,000円。2項国庫補助金、同額でございます。

15款県支出金61万2,000円。2項県補助金、60万円。3項委託金1万2,000円。

17款寄附金349万9,000円。1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金350万円。2項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金540万6,000円。2項繰越金、同額でございます。

20款諸収入、1,157万9,000円。4項雑入、同額でございます。

21款町債1,730万円。1項町債、同額でございます。

歳入合計3,288万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費93万4,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費△1,846万2,000円。1項総務管理費△2,487万円。2項徴税費131万9,000円。

3項住民基本台帳費508万9,000円。

3款民生費919万8,000円。1項社会福祉費902万3,000円。2項児童福祉費17万5,000円。

4 款衛生費84万2,000円。1 項保健衛生費、同額でございます。

5 款農林水産業費△477万5,000円。1 項農業費、同額でございます。

6 款商工費2,051万6,000円。1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費307万8,000円。1 項土木管理費△170万7,000円。2 項道路橋梁費476万1,000円。

3 項河川費 2 万4,000円。

8 款消防費1,157万9,000円。1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費997万1,000円。1 項教育総務費129万5,000円。2 項小学校費2,000円。3 項中学校費86万1,000円。4 項幼稚園費 6 万円。

次のページをお願いいたします。

5 項社会教育費774万1,000円。6 項保健体育費 1 万2,000円。

歳出合計3,288万1,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

変更でございます。

事項、河津小学校電話機リース料。

変更前、期間、令和6年度から令和10年度。限度額68万4,000円。

変更後、期間、令和6年度から令和10年度。限度額78万7,000円。

こちらにあっては、電話機の台数等の見直しに伴い、限度額を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明をさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

道路維持事業1,630万円、1,910万円。

橋梁維持事業4,610万円、6,060万円。

いずれも過疎対策事業の活用でございます。こちらの2件につきましては、国庫補助額の減額により、それを補填するため起債額を増額するものでございます。

6 ページ、7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括は省略をさせていただきます。

8 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金17万5,000円。2節児童福祉費国庫補助金17万5,000円。保育対策総合支援事業費の補助金です。保育園の送迎用バス安全対策事業によるものでございます。3目土木費国庫補助金△1,719万円。1節道路橋梁費国庫補助金△1,719万円。道路施設事業費の補助金でございます。補助金の内示によるものでございます。5目総務費国庫補助金800万円。2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金800万円。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。特産品の返礼事業等財源とするものでございます。計△901万5,000円。

15款県支出金、2項県補助金、9目教育費県補助金60万円。1節教育費県補助金60万円。東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム補助金でございます。こちらにあつては、事業費の2分の1ということでの金額でございます。3項委託金、2目土木費委託金1万2,000円。1節水門操作業務委託金1万2,000円。水門操作業務委託金でございます。県河川水門管理業務の委託単価の増によるものでございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金349万9,000円。1節一般寄附金349万9,000円。企業版ふるさと納税の寄附でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金350万円。1節基金繰入金350万円。企業版ふるさと納税の地方創生臨時交付金の繰入でございます。

次のページをお願いいたします。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金540万6,000円。1節繰越金540万6,000円。繰越金でございます。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入1,157万9,000円。1節雑入1,157万9,000円。消防団員退職報償金の財源でございます。28名分でございます。

21款町債、1項町債、4目土木債1,730万円。1節過疎対策事業債1,730万円。道路維持事業280万円、橋梁維持事業1,450万円でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

なお、各目の2節給与、3節職員手当、4節の共済費のうち、4月1日付の人事異動によるものにつきましては、節までとし、説明は省略をさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費93万4,000円。1 節給与△5万7,000円。3 節職員手当等85万6,000円。4 節共済費13万5,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費△3,414万4,000円。2 節給与△1,878万円。3 節職員手当等△1,138万4,000円。4 節共済費△398万円。4 目財産管理費907万6,000円。12 節委託料907万6,000円。保健福祉センター長寿命化の改修工事に伴う調査設計業務の委託料でございます。5 目電算費19万8,000円。11 節役務費16万5,000円。住基ネットのセキュリティの情報収集設定手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

13 節使用料及び賃借料3万3,000円。総合行政情報システムのソフトの使用料でございます。2 項徴税費、1 目税務総務費123万9,000円。2 節給与99万4,000円。3 節職員手当等△29万6,000円。4 節共済費54万1,000円。2 目賦課徴収費8万円。10 節需用費8万円。事業消耗品でございます。令和5年7月1日の道路交通法の改正に伴い、特定小型原動機付自転車の標識が必要となったことに伴う補正でございます。計131万9,000円。3 項戸籍住民基本台帳費、1 目住民基本台帳費508万9,000円。2 節給与298万5,000円。3 節職員手当等122万8,000円。4 節共済費87万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費391万円。2 節給与72万7,000円。3 節職員手当等△1万9,000円。4 節共済費28万7,000円。22 節償還金、利子及び割引料291万5,000円。国県の支出金等の返還金でございます。住民税非課税世帯給付金事業、それから価格高騰緊急支援給付事業に伴う返還でございます。2 目老人福祉費420万4,000円。2 節給与214万3,000円。3 節職員手当等120万円。4 節共済費86万1,000円。4 目国民年金費11万円。4 節共済費11万円。5 目国民健康保険費5万5,000円。4 節共済費5万5,000円。7 目後期高齢者医療費74万4,000円。2 節給与10万7,000円。3 節職員手当等57万2,000円。

次のページをお願いいたします。

4 節共済費6万5,000円。計902万3,000円。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉費17万5,000円。18 節負担金、補助及び交付金17万5,000円。保育対策総合支援事業費補助金でございます。保育園の送迎バス安全対策に伴う補助金でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費84万2,000円。2 節給料16万8,000円。3 節職員手当等15万6,000円。4 節共済費51万8,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費2万4,000円。4節共済費2万4,000円。
次のページをお願いいたします。

2目農業総務費△483万2,000円。2節給料△191万3,000円。3節職員手当等△229万6,000円。4節共済費△62万3,000円。4目農業施設費3万3,000円。4節共済費3万3,000円。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費421万6,000円。2節給与206万6,000円。3節職員手当等128万7,000円。4節共済費86万3,000円。2目商工振興費800万円。18節負担金、補助及び交付金800万円。特産品送付事業費に伴うものでございます。3目観光費830万円。18節負担金、補助及び交付金830万円。町観光協会への補助金でございます。企業版ふるさと納税に対応するもの、それから高付加価値化事業の補助金として行うものでございます。計2,051万6,000円。

次のページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費△170万7,000円。2節給料△61万3,000円。3節職員手当等△87万8,000円。4節共済費△21万6,000円。2項道路橋梁費、1目道路維持費ゼロ。こちらにあっては、財源更正をするものでございます。国庫から起債への変更といったものでございます。2目道路新設改良費476万1,000円。2節給料294万4,000円。3節職員手当等98万4,000円。4節共済費83万3,000円。3目橋梁維持費ゼロ。こちらは財源更正でございます。こちらは国庫から起債への財源を更正するものでございます。計476万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川維持費2万4,000円。11節役務費18万円。12節委託料△15万6,000円。こちらの2つにあっては、笹原子供会へ河川の維持を委託をしておりましたが、子供会から、できないとのことにより、シルバーへ委託するもの、それから合わせて水門操作の関係につきまして、県の単価が上昇したことに伴い、金額を追加するものでございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費1,157万9,000円。7節報償費1,157万9,000円。消防団員退職報償金でございます。5年以上の消防団員の退職に伴う28名分の退職報償金でございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目事務局費108万2,000円。1節報酬67万9,000円。会計年度任用職員分でございます。2節給与5万7,000円。3節職員手当等15万8,000円。4節共済費18万8,000円。こちらの共済費のほうについては会計年度任用職員の雇用保険が含まれております。3目学校教育振興費21万3,000円。4節共済費21万3,000円。

次のページをお願いいたします。

3項小学校費、1目小学校管理費2,000円。13節使用料及び賃借料。電話機等の賃借料で
ございます。電話機の台数の見直しによる増額でございます。3項中学校費、1目中学校管
理費86万1,000円。10節需用費86万1,000円。施設修繕料でございます。保健室の空調機の修
繕に伴うものでございます。4項幼稚園費、1目幼稚園費6万円。2節給料△70万9,000円。
3節職員手当等55万4,000円。4節共済費21万5,000円。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費654万1,000円。1節報酬194万円。会計年度任用職
員分でございます。2節給料297万3,000円。3節職員手当等74万9,000円。4節共済費112万
3,000円。こちらには、会計年度任用職員の雇用保険等が含まれております。7節報償費△
40万円。講師の謝礼分でございます。こちらにあっては、無声映画の弁士の謝金を文化財保
護費のほうに回したことに伴う減額でございます。8節旅費7万1,000円。こちらは費用弁
償でございます。会計年度任用職員の費用弁償でございます。12節委託料8万5,000円。ふ
るさと緑の少年団の委託料でございます。人数の増、それから委託単価の増による増額でご
ざいます。2目文化財保護費120万円。12節委託料105万円。東アジア文化都市2023静岡地域
連携プログラムの委託料でございます。踊子の映画の上映会等を実施する予定でおります。
18節負担金、補助及び交付金15万円。こちらは東アジア文化都市2023静岡地域連携プログラ
ムを事業費の負担金として伊豆文学祭を美しい伊豆創造センターで実施をするための負担で
ございます。計774万1,000円。

6款保健体育費、3目学校給食費1万2,000円。4節共済費1万2,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

15時25分まで休憩とします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 18ページの教育費、社会教育費の中の、東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム事業委託費と負担金とあるんですけれども、こちらのほうの具体的に河津町内で行うこと、もしくは河津町にとってどのような形でこれメリット等があるか分かればお教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 今のところ河津町で予定している事業ですね、ここに今補正させてもらった無声映画の上映という形で、最初、東アジアの関係がなくても図書館の生涯学習室で行う予定でした。ですけれども、その予定を立てた後に東アジアのほうで事業が補助ができるという形で少し事業を大きくしまして、バガテルのワーキングスペースをお借りしまして、業者に委託をして少しキャパが大きいところで、少し人が入るような形で無声映画の上映会を行うような形を考えております。

また、ここに補正予算には載っていないんですけれども、直接実行委員会等にも補助が効くということで、町のほうで今トリアスロン大会のほうに400万ほど事業費を載せる予定で今のところいます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

7 番、上村和正議員。

○7 番（上村和正君） ちょっと関連質問なんですけれども、この東アジア文化都市圏の件なんですけれども、そもそものプログラム全体のこの予算規模といいますか、全体でどんな感じなのか、河津町単独でやるわけじゃなくて、先ほど美伊豆という話だったんですけれども、美伊豆との連携のその11市町でしたっけ、その全部がここにくるのか、東アジア文化都市って韓国とか中国とかその辺の人たちも呼んでやるのか、その辺のことを教えていただきたいのと、これは呼ぶお客さんはターゲットと言いますか、どういう人を呼んで事業を開催する予定なんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これは、文科省の関係で東アジア文化都市ということで中国、韓国、日本で共同でやろうということでございます。

中国が2か所、韓国が1か所、日本が1か所ということで、日本のこの指定都市ということで静岡県が選ばれたということで、これは県下で一斉にやるような形で、基本的には県の

予算の中で行うわけでございますけれども、当然一部には交流事業的な、中国とか韓国とか日本の交流事業的なものもございますけれども、県内でそれぞれの市町で提案型のこういう町独自の事業であったりとか、例えばさっき言った美伊豆の中でシンポジウムをやったりとか、いろんな事業が含まれるわけでございますけれども、事業規模はちょっと私も把握はしておりませんが、その4つの都市が一緒になって東アジアの文化都市ということで、それぞれ代表の国を、何か代表がこういう形で一斉にやっというということで、今年度は静岡県が選ばれたと。

今年度は静岡県で決まった1月ごろに決まったものですから、なかなか急遽なものできたものですから、実は河津町の桜まつりを対象にしてもらいたかったんですけども、既に間に合いませんので、今年度の12月、今年の12月までの事業ということになっているようでございますので、残念ながら河津町の桜まつりははまらなかったわけですが、その他のスポーツ関係とか幅広く文化と捉えておりますので、トライアスロン等も入れてもらうという形で、元々教育委員会で踊子のフィルムを利用した弁士を呼んだ企画をしていたものをこの一環としてふさわしいということで、今回新たに委託業者をお願いをして、無声映画の上映会も合わせてやろうということで、その東アジアの事業として一括してやろうということでございます。

ですから、東部地域だけではなくて全県下でやるような形になるかと思えます。

それから、市町の提案の事業もでございますし。先ほど局長が言ったように実行委員会、直接県からお金が出るものもでございます。そういうことで、1年間静岡県が中心として日本の中でやっという、そういう事業でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 県下各12の市町全部の全ての市町大体やるという認識でよろしい全県下。

○町長（岸 重宏君） 美伊豆の関係だけではなくて、美伊豆はたまたまシンポジウムという形で一緒になってやりますけれども、そのほかの市町でも提案があれば全県下の中で、静岡県内が手を挙げれば参加できるということで。

静岡県が国として受けたということでございます。ですから、美伊豆は美伊豆として15万円もらってシンポジウムやろうということで今予定をしております。これは今月か来月やると思いますけれども、そのシンポジウムも美伊豆としてやろうということで計画をしたものでございます。その負担金として15万円払うということでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。ありがとうございました。

その中にトライアスロンも入れて、2分の1の国からの補助金を頂こうという考え、県からですか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） トライアスロン事業につきましては、今実行委員会形式でやっています、一応町のほうから100万円ほど負担金を出しているんですけども、一応そういう事業も東アジアの文化都市2023の地域連携プログラムということで手を挙げれば対象になるということで、400万円の事業で200万円の補助を頂いて、それで行っていただくこととございます。

そういったことで、この東アジア文化都市地域連携プログラムというのを大きくうたいながら、トライアスロンもやっていきたいということとございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

特にございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 一応13ページの保育園バスの部分ですけども、これは保育園バスの支援と補助については、バス対策などでどんなことを支援するような形になりますか。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） この補助の内容なんですけど、保育園の送迎用のバスについては、昨年事故等もありまして、安全装置が義務化されまして、4月1日以降でバスに安全装置をつけることになっていまして、今現在まだ安全装置はつけていないんですけども、今後、今年度中にわかば保育園の送迎用のバスに安全装置、子供が全部降りたときに降車時確認等をする、ブザーを鳴っているのを消すのに合わせて、園児が残っていないかというような確認をする安全装置をつけるための補助となっております。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今年度中と言わずに早めに対処したほうがいいのかなというような感じがしますんで、なるべく早めをお願いしたいと思います。

あと、14ページの観光協会の補助金ですけども、企業版ふるさと納税とかいうお話をち

よっと聞いたんですけれども、この800万円の利用の内容はどんな形になるんでしょう。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） まず補助金の内容ですけれども、830万円のうちのまず100万円につきましては、先ほど町長申しましたように高付加価値化の補助金でございます。観光庁の高付加価値化の事業に取り組む予定でおりますので、そのための補助金でございます。

それと合わせまして、あと残りの730万円につきましては、企業版ふるさと納税から頂いたものでございます。その使い道に当たっては、また詳しくはどこに委託するかで考えなきゃいけないんですけれども、観光協会のほうに観光用のシティプロモーションとして使う予定でいます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） その高付加化というのはどういうことやるんですかということと、その企業版ふるさと納税の使い道というのはどんなことが。ただお金だけぽんとやっちゃって、あとは観光協会です勝手に使いなさいよというのか、それとも使い勝手はちゃんと町のほうにキックバックした形の中で使うのか、そこら辺はどんな形になっているんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） まず高付加価値化でございます。

高付加価値化につきましては、今観光庁のほうで補助金の対象として申請をすると、様々なプログラムを組んだ上で、各事業者、町の事業者、ホテルや旅館、そういった方が自分のプログラムを立てた上で、建て替えとか、改修とかそういったものに対して2分の1補助が出るものでございます。

ただ、個々に出すのではなくて、観光エリアを決めた中で出すんですけれども、そういったものに取り組む準備のお金がかかるので、コンサルタントとかそういった企画会社とか、伴走支援の会社とかと協議するのに費用かかるのが100万円、それについて100万円補助するというものでございます。

もう一つ、企業版ふるさと納税の分の補助金ということですが、基本的には私たちのほうでいただいた目的というのは観光目的ということで、企業の方から頂いております。

それを使う内容につきましては、桜まつりとか踊子、先ほど質問でもありましたように踊子の文学のものとか、そういったものを使った中でシティプロモーション、そういったものに使っていただくということで承っておりますので、そういった目的に合わせたものを観光協会でも考えてもらって、事業化してもらおうと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） これはそうすると、今からメニューが出てくるという感じになるわけですか。実際問題としては、全然つかみどころがないんだけど、シティプロモーションだとか、何か踊子の文学の維持のために使うとか、具体的に何がこういうふうにして、こういうふうにするから観光協会でお金を使うよとか、そういう形じゃなくて、出てきたお金なんで、それをぼんと観光協会に補助するんで、観光協会のほうの中でそういうプログラムを立てたりするのを今からするという、そういう解釈をするわけですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） もらい先からは、どういったものを使うということで、当然希望がございますので、当然シティプロモーションの内容については一度観光協会とか、それに携わる企画会社とともに計画を立てた上で、もらった企業さんとも一度話し合っ、目的に合っているかどうかというのを検証した上で交付したいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 取りあえず予算を、お金は入ってきたんで予算を組んだという解釈でいいのかな。違うの。だけれども、それは、シティプロモーションだとか、プログラムを新しい会社とともに立てていくという、その費用ということ。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） シティプロモーションに経費をかけてくださいということでお金をいただいております。ですので、それに合ったプログラムについては、今後観光協会に補助を出した形で観光協会のほうで考えて、その考えたものをもう一度、頂いた企業さんと目的に合っているかどうかというのを検証した上で使っていただくような形になると思います。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 寄附をしてくれた企業に対して、これを観光事業のために使ってくれと、そのお金の使い道については、こういう事業を立ち上げていくんで、新たな企業も含めてこういうことをやりますよということを、寄附してくれた企業に返事をするということで、それを柱となって観光協会がやるんで、観光協会がお金を使えるようにプログラムを立てる費用として観光協会に補助するという。これ具体的に何に800万円が観光協会ですべて使える

のかということがちょっと分かんないんだけどさ。例えば、こういうことをやるんで、このお金を使いますよという形なのか、そこら辺がよく分からないんだけども。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 先ほど述べましたけれども、プログラムについては企画会社とかそういったもので、観光協会のほうで組み立てます。具体的には、例えば観光宣伝用のもしかしたらフィルムかもしれませんし、ホームページにランディングページを作ることかもしれませんし、そういったものは今後の企画の組合せの中で考えていく予定であります。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 全然、私ちょっと理解できないんで、また改めてお伺いしたいと思います。

すみません。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 今にちょっと関連することでお聞きしますけれども、高付加価値の補助金の関係。昨年、下田市、東伊豆町、伊東市のほうでみんな採用されて、採択されてやっておるようですけれども、河津町でもそんな話を聞いたんですけれども、なぜそれがかなわなかったのかを伺いたいことが一つと、やはりそういうことやるには広域エリアで、先ほどもあるエリアでという、そこへ出すという形で。河津町でもやはり広域エリアで最初から取り組む形がいいのかなとは思ってまして、昨年も。ちょっと私、今回予算づけされていますけれども、採択の見込みあるのかどうなのか、答えられないんだろうけれども、自信を持って申請してあるかどうかということを知りたいんですよ。やはりこういうことは、下田の例を見ても、東伊豆の例を見ても、それを事業を行ったことで経済効果も上がったし、非常によかったという声ばかり聞くもんですから、やはりそんな点でちょっと2点ほど伺っておきます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 高付加価値化の事業につきましては、昨年も観光協会の会員のほうで取り組む予定では協議しておりました。しかしながら、事業者のそれぞれの都合もございまして。資金とか、今後の計画とか、そういったものが合わず、昨年は申請を断念したような形になっているかと思っております。

今年度につきましては、もう一度募集がございましたので、それに合わせた形で今10件欠

けているかと思えますけれども、その内容で今全体としてエリアの計画を立てた上で申請しているところでございます。

ですので、採択については今まさに申請の段階でありますので、内容についても詳細についてはそれぞれの個々の伴走型になるので、採択されるかどうかは全く分からないところでございますけれども、一応そういった形で申請する予定でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） やはりこういったいい制度というのは、もっと各事業者に周知できるように、そんな形で今後ともお願いしたいと思います。

やはり、中にはそういう制度知らなかったという事業者さんもあったり聞きましたので、そういったことでせっかくいい制度ですので、今後ともその辺をお願いしたいと思います。

もう一点ちょっと伺いたいんですけれども、これ大したあれじゃないけれども、11ページの2目の賦課徴収費のところ、特定小型原動機付自転車、電動キックボードのことなんですけれども、町内にはまだ見かけたことないんですけれども、この標識というのはどんな標識を予定しているのか、何か所ぐらいか、その辺をお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 標識ですが、10センチ角の今原付についている標識の半分ぐらいのもので、白地に濃紺の標識で、問合せはないんですけれども、やはり準備をしなくてはいけないということで、50枚を予定しております。今のところ問合せはまだ来てなくて、町内でも見かけたことはないんですけれども、50枚の予定で発注をする予定です。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 標識というと、車でいうナンバープレートみたいなやつ。分かりました。

これ、例えば個人が持っていて申告しなかったり、そういったことも考えられますよね。ですんで、今後大変だと思うんだけど、そのようなところも努力してやっていただきたいなど。無断で乗って、やはりそういった人たちも出てくる可能性がありますので、周知徹底と言いますか、啓蒙活動も一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤嘉規君） 宮崎議員よろしいですか。

○10番（宮崎啓次君） はい。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原です。

これはちょっとお願いというか確認になるんですけども、10ページの下から2段目の財産管理費のところの保健福祉センターの長寿命化の修繕工事の調査設計というところの委託なんですけれども、以前からこういう長寿命化で工事を行っているんですが、やはりこれから前、私もちょっと質問したときに、悪いところ直すのは当たり前なんですけれども、それ以上に悪くならないように、プラスアルファの設計ですか、そういうところもちょっと見てもらいたい。

例えばですけれども、屋根は今現状悪くないんだけど、そのうち悪くなるかもしれないけども、屋根もしっかり塗装するとか、直すとか。外壁に関しても商工会館、コミセンのところなんですけれども、やはり悪いところは直したんですけれども、外壁の塗装は全面できていない。ちょっと中途半端な感じしますんで、建物の耐候性というのはやはり外壁から、外部側のものから悪くなっていきますんで、そういうところも見込んで設計業務のほうに取り組んでいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） その他、意見がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 13ページの先ほど渡邊弘議員の関連なんですけど、保育園の送迎バスについては、こういう形でもって支援事業の補助金出ているんですが、幼稚園今通っている子供たちで、例えば自主運行バスのほうでもって幼稚園のほう通っている子がいるんですが、そちらの子供たちの降車しないとか、そういう対策というのは何かされるんでしょうか。自主運行バスになりますんで、東海バスさんですか今、そちらのほうと話をしているか、分かればお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 自主運行バスですんで、ちょっと直接補助するという、降車確認のシステムを入れるということはちょっとできないんですけれども、これ職員がいつもついて乗って、乗り降りをしておりますので、そういう対策は。

あと、置き去りがあった後に、県のほうからもどういう形でやっているかということを実地調査をしていただきまして、問題なかったということとなっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 前回磐田市ですか、あそこであった事例になりますと、やはり一緒に乗っていて、それでもやはり確認しなくての事故が起きたというふうになっていますので、今回東海バスさんのほうがやはりバス会社さんですので、最後車庫入れするときは全員見たりということは確実にやっていると思いますが、どうしてもやはりヒューマンエラー起こるところありますので、例えば町から再度お願いする等の対策、処置をして、確実に100%事故がないような取扱いをしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 14ページの特産品の事業なんですけれども、非常に事業者の方からも、今年どうなのなんていう問合せを結構僕も直接受けたりしているんですけれども、一応1,500件をとということで説明があったかと思うんですけれども、これ予算通ったらいつ頃からキャンペーンとして行われるのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 特産品キャンペーンにつきましては、7月の初旬ぐらいから対象にしているかと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） これは1,500件が終わるまでずっと延長するというか、終了までやるということでよろしいんですか。期間は設けるのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 制度設計については、すみません、ちょっと細かく確認してないですけれども、昨年度につきましては、12月、1月の頭まで、数にしては3,000、倍あったので、今年度については1,500ですので、ある限りになるかなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 事業者さんも結構今きついという話もいただいていますので、できれば速やかに実行していただければと思います。

あと、先ほどの東アジアの文化都市の18ページの業務委託料の部分なんですけれども、無

声映画をやるというイベントは分かったんですけども、私も3月にしずおか遺産の部分で一応いろいろ質問したんですけども、踊子の伊豆市が幹事になって、そういったしずおか遺産の中に今回登録されたと思うんですけども、そういったイベントなんか連携してやるようなという予定とか、そういうものはないのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 先ほど上げてあった予算15万円以外は今のところないです。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） じゃ、無声映画しか一応河津町ではやる予定はないということ、あとトライアスロンと、その2つということでもいいんですか。

何か観光関連と一緒に、さっきちょっと産業振興課長、踊子文学祭みたいなことを言ったんで、そういったものを含めて何か観光関連のイベントみたいな形でお客様を集客できるような、呼び込むような企画は考えないのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 東アジア文化都市のイベントにつきましては、予算計上されていますコア事業として伊豆市が中心となった文学祭、それについては負担金は負担します。あとは、教育委員会で行います「伊豆の踊子」の16ミリフィルムの上映、もう一つはトライアスロン。

5月もう終わりましたけれども、天城アタック35についても東アジア文化都市のプログラムに入っております。補助金はもらっておりませんが、プログラムとしては入っております。

そういったことで、支出があるとかじゃなくて、今後何かイベントとか企画したものがあれば、そういったものは東アジアの文化都市のプログラムに採択されれば、補助金あるなしで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 実は先ほども申し上げましたけれども、この東アジア、急遽決まったということがあって、県でも予算化がいっぱいいっぱいなところがあって、そういう中で急遽いろんな事業をはめ込んでいったという経緯があるかと思えます。

そういう中で、議員お尋ねの共同の事業としては、先ほど申したように美しい伊豆創造センターの事業として、伊豆市のほうで文学シンポジウム、サミットみたいのをやろうかとい

うことで、その中で、日本ペンクラブと一緒にやろうかということで、そういう共同事業として美しい伊豆創造センターと一緒に広域的なものはやっというここと、その中でも当然踊子あたりは中心になるかと思ひますんで、そういう意味で広域的な連携も取り組んでいくと。

あとは、個別に各市町が申請をしたりした中で、推奨事業であったり、いろいろな事業を取り組んでいるということで、まだこれ全体は見えてこない部分ございますけれども、どちらにしても取り組んでいかなきゃならないというところもありますし、東アジアの4都市の中で静岡県が国では選ばれたということでございますんで、静岡県としてもしっかり取り組んでいこうということで、そんなことで進めております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第34号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第17、議案第35号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第

1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(岸 重宏君) 議案第35号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)。

以下詳細については、担当課長より説明させます。

○議長(遠藤嘉規君) 水道温泉課長。

○水道温泉課長(友田佳伸君) 議案第35号の説明をさせていただきます。

議案第35号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)。

第1条 令和5年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費△184万2,000円。第1項営業費用△184万2,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第3条 予算第8条第1号の職員給与費の額「28,080千円」を「26,423千円」に改める。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次ページの水道事業予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で説明いたします。

1款水道事業費△184万2,000円。1項営業費、同額でございます。4目総係費、同額でございます。1節給料△123万4,000円。6節法定福利費△42万3,000円。9節退職給与費△18万5,000円。いずれも、職員の人事異動に伴う給与等の補正でございます。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第35号 令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第18、議案第36号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第36号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第36号の説明をさせていただきます。

議案第36号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

(総則)。

第1条 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款温泉事業費224万7,000円。第1項営業費用224万7,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「17,689千円」を「19,859千円」に改める。

令和5年6月6日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次ページの温泉事業予算実施計画の説明につきましては省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で説明させていただきます。

1款温泉事業費224万7,000円。1項営業費用、同額でございます。4目総係費、同額でございます。1節給料154万3,000円。6節法定福利費62万7,000円。9節退職給与費7万7,000円。いずれも職員の人事異動に伴う給与等の補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長(遠藤嘉規君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村和正議員。

○7番(上村和正君) すみません、7番、上村でございます。

この人件費については監査からのご意見があったということで、水道課と入れ替えたという話を先日伺いましたんですけれども、これ、温泉事業のほうがこれ人件費が上がってきたことによって3次給湯に与える影響とか出てくるんでしょうか。

今また副町長を筆頭に各課で話し合いをされているという話だと思うんですけども、そういったことに影響が出てくるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 今回の補正につきましては、あくまで人事異動に伴う補正でございますので、3次給湯に伴う影響というのは考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） 今温泉関係とそれから産業振興課のほうの観光施設、そういったものの今後の予定のほうを検討しておりますが、温泉事業と温泉会館等は密接な関係がありますので、その辺のところを、あと12年までが温泉のほうの期限となっております、2次給湯の。その来年、再来年ぐらいまでには合わせて方向性を決めていきたいということで検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（遠藤嘉規君） ないようでしたら、質疑を終了しますがよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） では、以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第36号 令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

4時15分まで休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時15分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎選挙第1号

○議長（遠藤嘉規君） 日程第19、選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち2人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分において選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、議会規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（遠藤嘉規君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に7番、上村和正議員、8番、渡邊弘議員を指名します。

候補者指名簿は配付してありますとおりです。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申します。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（遠藤嘉規君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（遠藤嘉規君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（遠藤嘉規君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番、上村和正議員、8番、渡邊弘議員、開票の立会人をお願いします。

〔開票〕

○議長（遠藤嘉規君） 開票の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票のうち

谷 正議員 5票

山田厚司議員 5票

吉川清里議員 0票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第20、議員派遣の件について議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いをします。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第21、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会とすることに決定しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年河津町議会第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和5年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第1号	令和4年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5. 6. 7	
同意第2号	固定資産評価員の選任について	〃	同 意
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例の一部を改正する条例について)	〃	承 認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	〃	〃
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度河津町一般会計補正予算 (第10号))	〃	〃
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度河津町国民健康保険特別 会計補正予算(第3号))	〃	〃
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度河津町一般会計補正予算 (第1号))	〃	〃
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度河津町一般会計補正予算 (第2号))	〃	〃
議案第28号	河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃	原 案 可 決

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第29号	河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第30号	河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5. 6. 7	原案可決
議案第31号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第32号	令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁補修工事請負契約について	〃	〃
議案第33号	静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第34号	令和5年度河津町一般会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案第35号	令和5年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第36号	令和5年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）	〃	〃
選挙第1号	静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	〃	谷 正 5 票 山田厚司 5 票 吉川清里 0 票
	議員派遣の件	〃	決 定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃